

# 第六次天童市総合計画

笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市



天童市





# 第六次天童市総合計画

笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市

天童市



## 「笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市」の 実現を目指して

近年、人口減少社会の到来、少子高齢化のさらなる進行、経済のグローバル化の進展、安全・安心や環境保全意識の高まりなど、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。また、地方自治体においては、景気の低迷と雇用情勢の悪化による市税の減収など、財政状況が一層厳しさを増すとともに、地方分権のさらなる進展により、これまで以上に、自らの判断と責任による自立した行財政運営が求められています。

このような社会経済情勢の変化に迅速かつ的確に対応し、本市の資源や特色を生かしながら、創意工夫により、活気に満ちた魅力あるまちづくりを進めるため、新たな視点で第六次天童市総合計画を策定いたしました。本市は、一昨年に市制施行50周年を迎えましたが、全国に誇れるまちとして次の世代に引き継ぐため、新たな発展に向けて、決意を新たにしております。

新しい総合計画では、いつもまちに“笑顔”と“にぎわい”が満ち、誰もが“しあわせ”を実感でき、人もまちも“健康”で伸びゆく都市の実現に向けて、五つのまちづくりの目標と、重点的・横断的に取り組む未来創造重点プロジェクトを掲げています。施策の選択と集中を図り、最少の経費で最大の効果を発揮する効率的な行財政運営に努めながら、市民の皆さまとともに、計画を着実に推進してまいりますので、さまざまな場面でまちづくりに参加していただき、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定に当たり、多大な御尽力を賜りました振興審議会委員や市議会議員、まちづくり市民会議委員の皆さまをはじめ、まちづくり市民アンケートや市内全地区で開催しましたまちづくり懇談会など、さまざまな機会を通して、貴重な御提言や御意見をいただきました市民の皆さまに、心から厚く御礼申し上げます。

平成22年 3月

天童市長 山本信治



# 目次

## 序 論

まちづくりの経過 .....	2
----------------	---

## 第 1 編

### 基本構想

第1章 計画策定の趣旨 .....	8
第2章 総合計画の位置付けと役割 .....	8
第3章 総合計画の構成と期間 .....	9
第4章 計画策定の背景と課題 .....	10
第5章 まちづくりの目標	
第1節 市の将来像 .....	12
第2節 まちづくりの目標 .....	13
第3節 将来目標人口 .....	13
第6章 施策の大綱	
第1節 安心して健やかに暮らせる まちづくり .....	14
第2節 魅力と活力ある産業のまちづくり .....	16
第3節 緑ある住みよい環境のまちづくり .....	18
第4節 生き生きとした人をはぐくむ まちづくり .....	20
第5節 健全な行財政運営と協働の まちづくり .....	22

## 第 2 編

### 基本計画

● 施策の体系 .....	24
● 未来創造重点プロジェクト .....	28

#### 第1章 安心して健やかに暮らせるまちづくり

##### 第1節 共に支え合う福祉社会の実現

第1項 心かよう地域福祉 .....	34
第2項 つつまれる児童家庭福祉 .....	37
第3項 ふれあいの高齢者福祉 .....	40
第4項 あたたかな障がい者福祉 .....	43

##### 第2節 健康を守る保健と医療の充実

第1項 生き生きする健康づくり .....	45
第2項 もととなる食育 .....	48
第3項 健やかな母子保健 .....	50
第4項 頼れる地域医療 .....	53

##### 第3節 安心できる社会保障の確保

第1項 確かな公的医療保険・国民年金 .....	55
第2項 支える低所得者福祉 .....	57

#### 第2章 魅力と活力ある産業のまちづくり

##### 第1節 力強く成長する工業の振興

第1項 力強く成長する工業 .....	60
第2項 企業誘致の推進と産業の創出 .....	62

##### 第2節 観光の活性化と魅力ある商業の形成

第1項 にぎわう観光 .....	64
第2項 魅力ある商業 .....	68

##### 第3節 活力ある農林業の振興

第1項 活力ある農林業 .....	70
-------------------	----

##### 第4節 雇用の安定と労働環境の整備

第1項 雇用の安定と労働環境の整備 .....	74
-------------------------	----

### 第3章 緑ある住みよい環境のまちづくり

#### 第1節 自然と共生したまちづくりの推進

- 第1項 かけがえのない地球環境 …… 78
- 第2項 身近にある環境の保全 …… 80
- 第3項 互いに心がける環境衛生 …… 82

#### 第2節 快適な日常生活圏の形成

- 第1項 良好な環境の市街地と田園集落 … 84
- 第2項 人・まちをつなぐ道路 …… 88
- 第3項 安全で美しい川 …… 91
- 第4項 安全で利用しやすい公共交通… 93

#### 第3節 身近な生活環境の充実

- 第1項 生活を支える上・下水道 …… 95
- 第2項 うるおいのある公園・緑地 … 98

#### 第4節 安全・安心な地域体制の構築

- 第1項 地域から守り備える防災 …… 100
- 第2項 市民生活を守る消防 …… 102
- 第3項 明るいまちを築く防犯・消費生活 … 105
- 第4項 交通安全意識の高揚 …… 107

### 第4章 生き生きとした人をはぐくむまちづくり

#### 第1節 豊かな心を育てる教育の充実

- 第1項 生きる力をはぐくむ学校教育 … 110
- 第2項 見守りはぐくむ家庭教育 …… 114

#### 第2節 社会教育と生涯学習環境の充実

- 第1項 集う・学ぶ・つなぐ社会教育 … 116
- 第2項 豊かに生活を彩る生涯学習 … 119

#### 第3節 次代へつなぐ文化の振興

- 第1項 多彩な芸術・文化 …… 121
- 第2項 守り伝える文化財 …… 123

#### 第4節 みんなで親しむスポーツの振興

- 第1項 楽しむスポーツ …… 126

### 第5章 健全な行財政運営と協働のまちづくり

#### 第1節 市民の視点に立った行財政運営

- 第1項 健全な行財政運営 …… 130
- 第2項 広域行政の展開 …… 134

#### 第2節 みんなで支え合う協働のまち

- 第1項 身近な広報・広聴 …… 136
- 第2項 市民参画のまちづくり …… 138
- 第3項 男女共同参画社会の推進 …… 140
- 第4項 国際交流、国内交流の推進… 142

### 資料編

- 主要指標の推移と目標 …… 146
- 未来創造重点プロジェクト
- 横断プロジェクト関連表 …… 148
- 計画の策定経過 …… 149
- 計画策定体制 …… 152





序

論

# まちづくりの経過

本市のまちづくり計画は、昭和33年10月の市制施行後に「新市建設基本計画」を策定して以来、社会経済情勢の変化に合わせ「第五次天童市総合計画」まで改定を重ねてきました。

これらは、時代の大きな流れの中で市民と行政が一体となり、先人たちのたゆまぬ努力の下に取り組んできた本市の半世紀に及ぶまちづくりの歴史でもあります。その成果として、着実に人口が増え、活力あるまちとして発展を遂げてきました。

## 新市建設基本計画 (昭和34年度策定)

この計画は、昭和29年10月1日の1町6か村の合併に際し、関係町村の協議によって策定された建設計画に、新しい天童市を一体のものとして考える立場から改めて調査・検討を加え、総合的な新市建設10か年計画として策定されたものです。

基本方針は、市民所得の増大と住民福祉の増進であり、重点施策は、倉津川の全面改修などの河川災害の防止と農地の保全、農業生産力の増強による市民所得の向上、中央土地区画整理事業などによる新たな市街地の建設、天童小学校の移転・改築をはじめとする教育施設の整備などであり、行財政の合理化と投資的経費の増大を図りながら、新市の一体性を確保し、豊かで明るい都市の建設に力点が置かれました。

## 天童市建設基本計画 (昭和39年度策定)

この計画は、昭和37年10月20日に豊栄村との合併が実現して、人口規模では県下第5位の都市に躍進し、昭和39年3月には、市全域が都市計画区域に決定されたことなどから、新しい行政区域を基盤とした長期にわたる建設計画が必要となり、昭和45年度を目標年次として策定されたものです。

主要な整備目標は、1,130ヘクタールに及ぶ大ほ場整備事業、立谷川工業団地や天童土地区画整理事業などの面的な土地基盤整備であり、主に産業基盤を中心とした秩序ある都市の建設に力が注がれました。

この計画が策定された時代は、山形バイパスの路線決定をはじめ、山形県警察学校や山形県青年の家などの公共施設が設置され、加えて誘致企業の立地が相次ぐなど、新生天童市の目覚ましい発展のスタートになりました。

## 天童市総合計画 (昭和47年度策定)

この計画は、昭和60年度を目標年次とした基本構想と昭和55年度を目標年次とした基本計画で構成されており、昭和60年度における本市の人口を55,000人と想定しました。計画策定に当たっては、市内の小・中学生から本市の将来をテーマにした絵や作文、標語を募集したり、15歳以上の市民2,000人を対象にアンケート調査を実施するなど、目標となる本市の理想像を広く市民に呼び掛けて策定しました。そして、自然環境との調和を最優先に、人間尊重を基本理念とした「豊かな人間環境を創造し、市民の創意と活力で未来をひらく公園都市」の理想像を掲げました。

この時期は、日本列島改造ブームによる急激なインフレーションと昭和48年10月の石油価

格の大幅な引き上げによる経済成長の急激な低下（第一次石油危機）により長期的な見通しが困難な状況でしたが、理想像実現のために、まちづくりに対する市民の積極的な参加と総力の結集を求めました。

## 第二次天童市総合計画 （昭和56年度策定）

この計画は、昭和47年度に策定された天童市総合計画の基本構想の理想像を継承し、平成2年度を目標年次として策定されたものです。「美しい自然、整備された都市施設、市民の健康と安全を守るまち」、「充実した生涯教育、香り高い文化を創造していくまち」、「すべての産業が調和を保ちながら繁栄していくまち」の三つの柱を掲げて計画を推進しました。

昭和52年5月に本市の人口が5万人を突破し、急激に都市化が進み、財政事情も厳しい状況でした。しかし、市民憲章を基調としたこの計画を中心として、市民と行政の役割を明確にし、それぞれが一体となったまちづくりを推進し、公正かつ効率的な行財政の運営を図ってきました。

## 第三次天童市総合計画 （昭和61年度策定）

この計画は、第二次天童市総合計画を発展的に継承しながら、平成12年度を目標年次とした基本構想と平成7年度を目標年次とした基本計画、昭和62年度を初年度とするローリング方式の3か年実施計画から構成されています。

専門者懇談会などの意見を集約し、将来の都市像を「さまざまな交流で、豊かな文化を創造する活力のあるまち」としています。

この時期は、5年後に控えた第47回国民体育大会（べにばな国体：平成4年10月4日～9日）と第28回全国身体障害者スポーツ大会（輝きのべにばな大会：平成4年10月18・19日）の開催という、本市始まって以来のイベントの成功に

向け、ソフト、ハード両面において、市民と組織を挙げて取り組む必要がありました。

この時期の社会経済情勢は、昭和61年12月から続いた長期の景気拡大により、各種の資産価格が異常に高騰しました。その後、日銀による数次の公定歩合引き上げなどにより、平成2年10月に株価の暴落（バブル崩壊）を引き起こし、内外ともに厳しい時期でした。そうした中で市民・企業・行政が総力を結集して、交流・創造・活力のあるまちづくりに取り組みました。

## 第四次天童市総合計画 （平成6年度策定）

この計画は、第三次天童市総合計画を受け、平成22年度を目標年次とした基本構想と平成17年度を目標年次とした基本計画、平成8年度を初年度とするローリング方式の3か年実施計画から構成され、新世紀に向けて本市が進むべき方向を定めたものです。

「生きがいと創意にあふれる快適未来都市」を将来の都市像として、「明日の音律がひびくまち 天童」をキャッチフレーズに、市民憲章の五つの目標をまちづくりの目標として、真の生きがいと豊かさを感じる、健康で快適な市民社会の構築を目指しました。また、新たに都市機能軸を用いて、より機能的で計画的な土地利用基本方針を定めるとともに、市民が主体的にまちづくりを担う市民行動を策定し、市民と行政が連携してまちづくりを進めました。

この時期の社会経済情勢は、バブル崩壊後の長い不況が続き、厳しい状況でしたが、適正な財政運営を念頭に、土地基盤整備事業の継続や山形新幹線新庄延伸関連事業などに取り組みました。

べにばな国体終了後も第10回全国健康福祉祭山形大会（ねんりんピック'97山形：平成9年9月20日～23日）、第12回全国スポーツ・レクリエーション祭（スポレクやまがた'99：平成11年10月16日～19日）をはじめとする全国規模のイベントを開催するなど、活気ある豊かな市民社会の形成を目指しました。

## 第五次天童市総合計画 (平成12年度策定)

この計画は、第四次天童市総合計画を受け、平成27年度を目標年次とした基本構想と平成22年度を目標年次とした基本計画、平成13年度を初年度とするローリング方式の3か年実施計画から構成されています。

人生のライフステージに沿った体系付けなどを行ったこの計画は、将来の都市像を「人輝き誇りと生きがいのもてるまち」と定めて計画を推進しました。また、土地利用については、第四次天童市総合計画で用いられた都市機能軸を発展的に継承し、新たに、地域の特性から市内を5種類にゾーニングし、合理的な利活用を目指しました。

21世紀を迎え、情報技術の著しい進歩や国際化の進展、環境保全意識の高揚など、地球規模での相互依存が深まるとともに、国内的には平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方の力量がより一層問われるようになるなど、社会経済情勢が大きく変化した時代でした。

こうした時期にあって、地域づくり委員会の

活動をはじめとした市民との協働によるまちづくりを着実に進め、第13回全国生涯学習フェスティバル（まなびピア山形2001：平成13年10月11日～15日）や第18回国民文化祭やまがた2003（平成15年10月4日～13日）などの全国規模のイベントを開催したほか、継続した土地区画整理事業による新市街地と既成市街地の開発、市民墓地の整備などを行いました。

基本計画については、中間年次である平成17年度に計画前期の成果と課題の整理を行うとともに、社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応するため、後期基本計画を策定しました。

この時期は、学校給食センターと天童市民病院の移転・改築、都市計画道路愛宕沼天童原線や久野本若松線の開通などが実現し、市民生活に密着した分野において、市政の着実な発展が図られました。また、市制施行50周年を迎えた平成20年度には、第34回将棋の日・国際将棋フェスティバル2008 in 天童（平成20年11月8日・9日）をはじめとするさまざまな記念事業を開催し、生涯学習や芸術文化などの充実に取り組みました。

## 総合計画の計画期間

- ：基本計画の初年度
- ：基本計画の目標年度
- ◇：基本構想の目標年度

名称	年度												
	1960 昭和 35	1965 40	1970 45	1975 50	1980 55	1985 60	平成						
							2	7	12	17	22	27	
新市建設基本計画	33	42											
天童市建設基本計画		40	45										
天童市総合計画				48	55	60							
第二次天童市総合計画					56		2						
第三次天童市総合計画						62	7	12					
第三次天童市総合計画 後期プロジェクト							5	7	12				
	※ 基本構想及び基本計画は、第三次天童市総合計画を継承												
第四次天童市総合計画								8	17	22			
第五次天童市総合計画									13	22	27		
第五次天童市総合計画 後期基本計画										18	22	27	
	※ 基本構想は、第五次天童市総合計画を継承												
第六次天童市総合計画											22	28	



第

一

編

第六次天童市総合計画

基本構想



## 第1章

# 計画策定の趣旨

本市では、およそ半世紀にわたり、それぞれの時代にふさわしい将来展望を掲げた総合計画を策定し、総合的・計画的なまちづくりを進め、活気ある豊かな市民社会を形成してきました。

しかし、人口減少社会の到来、少子高齢化のさらなる進行、経済のグローバル化の進展、安全・安心や環境保全意識の高まりなどの社会経済情勢の変化により、市民生活にかかわる多くの課題が生じています。

特に、人口減少社会の到来は、右肩上がりの成長を前提とした社会経済システムの転換を迫るものであり、行政の担うべき公共サービスの

在り方に大きな影響を及ぼします。

また、地方自治体の運営においては、地方分権の一層の進展により、これまで以上に、自らの判断と責任による自立した行財政運営が求められており、最少の経費で最大の効果を発揮する経営の視点が不可欠となっています。

そのため、社会経済情勢の変化や本市の課題を踏まえ、新たな視点で本市の将来のあるべき姿を定める必要があります。そして、その実現に向けたまちづくりを進めていくため、これからの時代を切り開く総合的な指針として、第六次天童市総合計画を策定するものです。

## 第2章

# 総合計画の位置付けと役割

総合計画は、市の最上位計画に位置付けられ、まちの発展の方向性と、その実現のために必要となる施策の基本方向を明らかにするとともに、総合的かつ計画的なまちづくりを行うための指針となるものです。また、市民との協働による

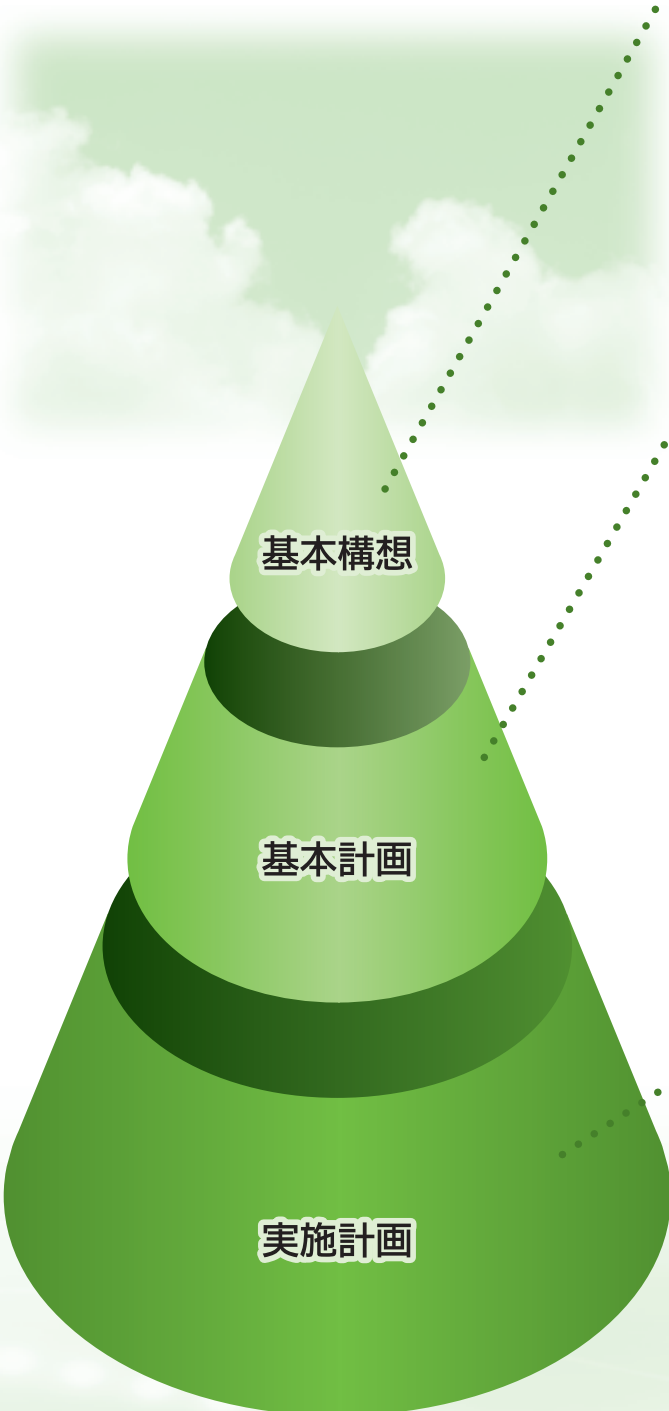
まちづくりを推進するための活動指針になるとともに、国・県などに対して市が期待する施策を明らかにし、その実施を要望するものでもあります。そのため、市の個別計画との連携や国・県の計画との整合性を保つ必要があります。



## 第3章

## 総合計画の構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成され、それぞれの位置付けと計画の期間は次のとおりです。



## 1 基本構想

これからの社会経済動向を展望しながら、本市のまちづくりの将来像を描き、それを実現するための分野ごとの基本方向を示します。

目標年次は、平成28（2016）年度とします。

## 2 基本計画

基本構想に掲げた将来像や施策の大綱を実現するため、必要となる施策を分野別に体系化・具体化し、施策の目標や展開方針を示します。

計画期間は、平成22（2010）年度から平成28（2016）年度までの7か年とし、実効性の確保を図ります。期間の中期には、計画全体についての検証を行うとともに、その時点で予測される社会経済情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要な場合には見直しを行います。

## 3 実施計画

計画期間は3か年とし、財政や地域の状況、国や県の施策、民間事業の動向などを考慮しながら、基本計画で体系化された行政施策の実施時期、事業量などを示します。そして、毎年1年ずつローリングすることにより調整を図ります。

## 第4章

# 計画策定の背景と課題

## 1 少子化の進行と人口減少社会の到来

日本の総人口は、平成17年に初めて減少に転じ、予想を上回る速さで人口減少社会を迎えており、出生率の低下などによる少子化が、全国的な課題になっています。

人口の減少は、労働力の減少などによる経済活動の縮小をもたらすだけでなく、地域コミュニティを弱体化させるなどといった国や社会の存立基盤に影響を及ぼす問題でもあります。

本市では、これまで土地区画整理事業を中心とした安定的な宅地の供給などにより、堅調に増加してきた人口が、平成17年頃をピークに減少に転じ、以降、人口減少が続いています。その主な要因としては、転出者数が転入者数を上回る社会減が挙げられますが、近年では、死亡者数が出生者数を上回る自然減も見られます。

今後は、少子化の進行に歯止めをかけ、人口の維持と回復を図るため、計画的な宅地整備や安定した雇用の確保などに取り組むとともに、子どもを安心して生み、育てることができる環境づくりを進める必要があります。そして、住むことに魅力が感じられ、さらには、定住促進に向けた総合的な取組が重要となります。

## 2 高齢化の進行と社会への影響

現在、日本の高齢化は、世界に類を見ない速さで進行しています。また、まもなく団塊の世代が高齢期を迎えることから、本格的な高齢社会が訪れようとしています。

高齢化率が上昇し続ける人口構造の変化は、税収の減少と社会保障制度に要する経費の増加など、財政状況の悪化を招くこととなります。

本市の平成21年4月1日現在における高齢化率は、23.4%と県内では最も低いものの、全

国平均を超えており、将来的には全国的な傾向と同様に増加していくものと予想されます。

このような状況に対応するためには、健全な行財政運営を堅持し、社会保障や都市機能の維持に努めなければなりません。そして、福祉や保健、医療の連携を一層強化し、誰もが健康で安心して暮らせる質の高いまちづくりを目指す必要があります。

また、一人暮らし高齢者の増加などに見られるように、家族形態の変容や価値観の多様化により、家庭の介護力などが低下しつつあるため、地域による助け合いや支え合いの力で補っていくことが重要です。さらに、介護予防対策を進めるとともに、高齢者の豊かな経験と知恵を生かした社会参加や生きがいづくりを推進する必要があります。

## 3 安全・安心への関心の高まりと地域のつながりの必要性

地震や洪水などの自然災害への不安や、食の安全にかかわる問題、子どもや高齢者を狙った犯罪の増加、悪徳商法などによる消費生活トラブル、社会的危険をもたらす感染症の流行などにより、さまざまな分野において安全・安心に対する関心が高まっています。

このような問題は、個人や家庭では容易に解決できないため、国をはじめとした行政と市民や地域、企業が連携して、危険の防止と安全・安心の確保に取り組んでいくことが求められています。

自主防災組織率の高い本市でも、山形盆地断層帯による地震や集中豪雨などの自然災害をはじめ、さまざまな分野において、市民の安全・安心の確保が課題となっています。自然災害に対しては、災害に強いまちづくりを目指し、市民と行政などが一体となった地域防災体制を構

築することが重要です。また、その他の問題に対しても、迅速かつ的確に対応できるよう、国、県との役割分担や対策・体制づくりを進める必要があります。

さらに、市民一人ひとりの意識の高揚を図るとともに、市民自らが主体となって、地域の見守りや連携を強化し、事故や犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進することが重要です。

## 4 持続可能な循環型社会の構築

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という資源消費型の社会経済システムにより、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など、地球規模での環境問題が深刻化しています。

持続可能な循環型社会の構築に向けて、ライフスタイルの見直しを図り、再生可能エネルギーの導入や資源の有効活用、二酸化炭素排出量の削減などを進めていくことが求められています。

本市でも、ごみの削減や分別化、民間との協働によるレジ袋の無料配布中止などの取組を行っています。今後も、かけがえのない自然環境との共生を図るため、市民一人ひとりが、家庭や地域、職場などにおいて、環境に負荷を与えないための努力と工夫を行う必要があります。

また、企業を含めた市民と行政との協働により、3R（Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）・Reuse（リユース：再使用）・Recycle（リサイクル：再資源化））などを推進することで、省資源・資源循環型社会を目指すことが重要です。

## 5 経済のグローバル化と産業の活性化

規制緩和と自由化の拡大により、経済のグローバル化が進展しており、国際的な競争が激化する一方、企業活動の世界的な相互依存関係も深まっています。こうした中、日本の経済は、経済環境の変化に強い安定した企業経営と経済

体質の構築が求められています。

本市においても、世界的な経済不況などにより、企業業績が悪化し、法人市民税の大幅な減少などが生じています。そのため、利便性の高い高速交通機能などを生かしながら、高付加価値化や既存産業の成長分野への転換を進め、経済の活性化と安定した地域経済の構築を図ることが求められています。

また、工業団地の整備や恵まれた環境を生かし、新たな企業立地の促進と既存産業の振興を図り、まちの活性化を目指す必要があります。さらに、雇用の確保に努め、まちの魅力を向上することが重要です。

## 6 地方分権など地域のまちづくりを取り巻く流れ

国の三位一体改革により、地方交付税や補助金、交付金などが削減される中、地方自治体の財政運営は一層厳しさを増しています。これまで、地方自治体の行政については、全国画一的で中央集権的な仕組みから、自己決定・自己責任による地方分権型へと転換が図られてきました。今後も、地方分権の流れは一層進むと思われるため、地域の資源や特性を最大限に生かしたまちづくりが求められています。

このような状況の中、本市でも、市民と行政が一体となって市の発展を目指し、個性豊かな魅力あるまちづくりを進めるとともに、経営の視点を持ちながら、堅固な行財政基盤の確立を図るため、不断の改革・改善に取り組む必要があります。

また、市民やボランティア、NPO法人（特定非営利活動法人）などの多様な主体との協働の下、誰もがまちづくりに参加しやすい環境を整えていくことが重要です。

第5章

# まちづくりの目標

第1節

## 市の将来像

第六次天童市総合計画における将来の都市像を

**“笑顔 にぎわい  
しあわせ実感 健康都市”**

とします。



## 第 2 節

## まちづくりの目標

将来の都市像の実現に向けて、次の五つのまちづくりの目標を掲げます。



安心して健やかに暮らせるまちづくり



魅力と活力ある産業のまちづくり



緑ある住みよい環境のまちづくり



生き生きとした人をはぐくむまちづくり



健全な行財政運営と協働のまちづくり

## 第 3 節

## 将来目標人口

目標年次（平成28（2016）年度）における目標人口は、64,000人とします。  
総合計画におけるまちづくりの目標に向かって、各分野の施策に市民と行政が協働して取り組むとともに、各種施策・事業を連携し、総合的に推進することで、目標人口の達成を目指します。

**将来目標人口 64,000人**

## 第6章

# 施策の大綱

### 第1節

## 安心して健やかに暮らせるまちづくり



生活を営む上では、心身ともに健康であるとともに、地域での支え合いが重要であり、年齢や生活状況、障がいなどによっては、それらに応じた公平で適切な支援が必要です。健康づくりや介護サービス、ボランティアなどを推進するため、福祉と保健、医療の連携を強化し、きめ細かで一体的な行政サービスを目指します。

中でも、子育て支援については、幅広い分野の施策を複合的に実施し、子どもを安心して生み、育てることができる環境づくりをより一層推進します。

誰もが安心して生活するための基盤となる社会保障制度については、市民の制度への理解を深めるとともに、適正な運営に引き続き取り組みます。特に、公的医療保険においては、国民皆保険の堅持に努めるなど、信頼の持てる制度運営を図ります。

### 1 共に支え合う福祉社会の実現

地域福祉の組織を引き続き整備するとともに、福祉意識の高揚やボランティアなどの養成と活動を促進し、多くの市民が積極的に福祉活動に取り組み、安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指します。

子どもを安心して健全に育てることができる環境づくりをさらに推進するため、家庭の養育力向上や子育てと仕事の両立を支援します。また、保育サービスや放課後児童クラブ<sup>注1</sup>などを充実するとともに、家庭や学校、地域の連携による子育て支援に取り組みます。

介護を必要としない元気な高齢者を増やすと

ともに、社会参加を積極的に進めます。住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、介護保険制度を適正に運営し、支援事業を展開するなど、高齢社会にふさわしい福祉サービスを目指します。

障がいの有無にかかわらず、誰もが個人を尊重し合う共生社会の実現のため、ノーマライゼーション<sup>注2</sup>（等しく生きる社会の実現）理念を啓発するとともに、障がい者の社会参加と就労を支援し、地域で暮らすことができるよう、サービスの充実や施設の整備を図ります。

注1 放課後児童クラブ：児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、設置・運営される組織のこと。学童保育。

注2 ノーマライゼーション：社会福祉に関する社会理念の一つで、障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方のこと。

注3 食育：単なる料理教育ではなく、食生活はもとより、食事に対する心構えや栄養学、伝統的な食文化、食料の生産・安全性など、「食」に関する多岐にわたる分野についての総合的な教育のこと。



## 2 健康を守る保健と医療の充実

市民一人ひとりの健康寿命の延伸を図るため、各種健康診査・検診や健康づくり、生活習慣病予防など、健康な心と体づくりに取り組むための環境を整えます。

健全な食生活の実現と健康の確保を目指し、乳幼児期からの正しい食生活リズムの啓発と、食について考える習慣や学習機会の提供など、食育<sup>注3</sup>を推進します。

すべての子どもが心身ともに健やかに育つ環境をつくるため、妊娠から出産、育児を通した各種健診や親子の健康づくり、育児の不安の解消などに努め、乳幼児の健全育成に向けた支援体制をより一層充実します。

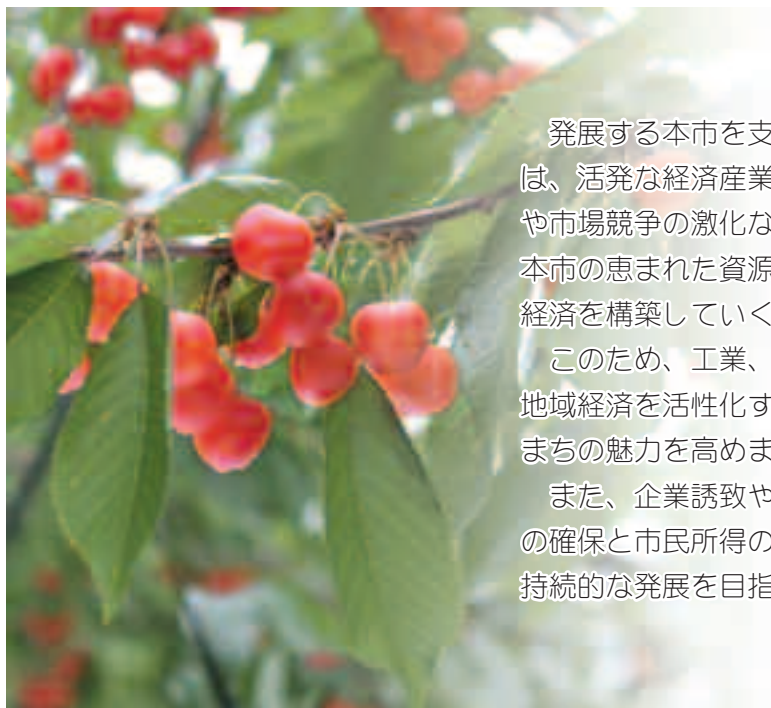
天童市民病院については、健全経営に努めるとともに、サービスのさらなる改善を進め、信頼される市民病院を目指します。多様化・高度化する医療ニーズに対応するため、医療ネットワークの整備と救急医療体制の充実を図ります。

## 3 安心できる社会保障の確保

国民健康保険などの公的医療保険制度については、適正で健全な運営に努めるとともに、医療費の適正化対策、制度や適正受診の広報・啓発などに取り組みます。また、国民年金制度の周知と相談体制の充実にも努め、関係機関との連携強化を図ります。

就労支援のための指導体制の充実など、生活困窮者の自立を支援するとともに、状況に応じた適切な生活保護に努めます。





発展する本市を支え、活力あるまちづくりを進めるためには、活発な経済産業活動が不可欠です。経済のグローバル化や市場競争の激化などの社会経済情勢の変化に対応するため、本市の恵まれた資源や特性を生かし、活力ある安定した地域経済を構築していく必要があります。

このため、工業、観光、商業、農林業の連携と振興により、地域経済を活性化するとともに、にぎわいと交流を創出し、まちの魅力を高めます。

また、企業誘致や新たな産業の創出により、安定した雇用の確保と市民所得の向上を図ることで定住を促進し、まちの持続的な発展を目指します。

## 1 力強く成長する工業の振興

工業団地の整備を推進し、本市の地理的優位性や産業集積の特性を生かした企業誘致を進め、魅力ある雇用の場を創出します。

高度技術の導入と生産技術・体制の確立による高付加価値のものづくりや、低炭素社会<sup>注1</sup>を目指した環境・エネルギー関連技術の開発を促進します。また、経済環境の変化に強く競争力を備えた企業の育成や、次代の産業を担う技術者の確保と育成を支援し、工業の振興を図ります。

商工団体による経営相談や融資制度などの充実により、企業の経営基盤の強化を促進するとともに、伝統産業の振興に努め、地域経済の活性化を図ります。

## 2 観光の活性化と魅力ある商業の形成

本市は、全国的に有名な将棋駒をはじめ、さまざまな観光資源に恵まれています。これらの観光資源を生かし、観光誘客と交流人口の拡大を図るため、魅力的なイベントの開催、多角的な情報発信、広域的な観光コースの確立や、旅行形態の変化に対応した観光プログラムの開発などを推進します。

商業は、商業環境が大きく変化する中、消費者のニーズに対応するため、新たな生活交流拠点の形成と、地域や個々の商店の特徴を生かした魅力ある商店街づくりに努めるとともに、商業経営の基盤強化を進めます。

注1 低炭素社会：二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。二酸化炭素は、地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つ。



### 3 活力ある農林業の振興

農産物のブランド化や流通・販売機能の強化と、農地の集積や経営規模の拡大などによる経営基盤の強化を進め、所得の安定化を図ります。

食料自給率の向上と農業の持続的発展を図るため、農業後継者の育成と営農組織の強化を促進します。また、農業・農村が持つ自然環境の保全や、伝統文化の継承などの多面的な機能を将来にわたって維持していくため、積極的な情報提供と啓発に努めます。

食の安全性への関心が高まる中、安全で安心な農産物を安定的に提供するとともに、消費者に対して農畜産物の生産状況や食生活についての情報を積極的に発信し、地産地消を推進します。

林業については、森林の保全と整備に努め、水資源のかん養や二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫などの公益的機能を高めます。

### 4 雇用の安定と労働環境の整備

雇用形態の多様化が進む中、雇用に関する情報提供と就労相談の充実に努めます。若年労働者の雇用機会の拡大と職業定着を図るとともに、中高年齢者や女性、障がい者の雇用促進に取り組みます。また、関係機関と連携し、企業から求められる人材の確保と育成を支援します。

介護や子育てを行いながら、安心して働ける労働環境の整備を促進するとともに、余暇活動などの労働者福祉の充実に努めます。



住環境は、市民生活の基礎となるものであり、豊かな自然に囲まれ、安全・安心で快適であることが求められます。

市全体をそのような恵まれた住環境としていくため、自然環境や景観に配慮し、誰もが利用しやすい機能的な都市基盤の整備に、計画的に取り組めます。

さらに、安全で安心なまちを形成するため、地域コミュニティの強化を図り、互いに助け合うまちと人づくりを進めます。

## 1 自然と共生したまちづくりの推進

生きる源となる水・緑・空気・土壌を保全し、豊かな自然環境を次代に引き継いでいくため、再生可能エネルギーの導入や、環境負荷の少ない暮らし方を目指すとともに、環境学習を進め、意識改革に努めます。

また、これまでの大量生産・大量消費の生活様式を見直すことで、着実な成果を挙げているごみの減量化や分別、再生利用などに継続して取り組み、循環型社会の一層の構築を図ります。

## 2 快適な日常生活圏の形成

市街地や田園集落の特性を生かした土地利用と、地区計画による質の高いまち並みの形成や、ユニバーサルデザイン<sup>※1</sup>の導入などに十分配慮しながら、誰もが安心して快適に生活できる環境を整えます。

市街地と田園集落間や市外を結ぶ道路は、地域間の交流を促進する上で重要な役割を担うため、計画的に整備を進めます。さらに、安全な通行を確保するため、生活に密着した既存道路の維持・改修に努めます。

都市化の進展による市街地部からの雨水などの排水が、下流の水路や河川などに与える負荷を軽減するため、市民と行政が協調して対策に取り組めます。

公共交通については、バス・鉄道による日常生活圏域における交通手段の確保と、新幹線などによる高速移動交通機関の利便性の向上を図ります。



### 3 身近な生活環境の充実

水道事業の適正で健全な経営に努め、おいしい水を安定して供給します。また、公共下水道と合併浄化槽の整備、水洗化の普及促進に継続して取り組み、水環境に与える負荷の軽減を図ります。

地域住民が集う交流の場や、災害時の避難場所としての公園・緑地を計画的に配置し、その機能を十分に発揮できるよう適切な管理に努め、緑あふれる都市づくりを推進します。

### 4 安全・安心な地域体制の構築

地震や豪雨などの災害に強いまちを目指し、施設機能の向上と防災に対する啓発を継続して行うとともに、地域の自主防災活動の強化を図るなど、災害への備えを充実します。

また、大規模災害などに対応するため、広域的な消防・救急体制の構築と消防団の充実に努めます。高度な救助・救命資機材の充実を図るとともに、市民に対し応急手当などの技術の普及啓発活動を積極的に進め、より一層の救命率向上を目指します。

犯罪や交通事故のないまちを目指して、市民、関係機関、行政が連携し、対策の充実を図ります。また、安全な消費生活についての啓発と相談体制の強化に取り組みます。

注1 ユニバーサルデザイン：あらゆる年齢や性別、体型、障がいの有無や程度にかかわらず、誰にでも使いやすいように製品などをデザインすること。さまざまな商品やサービス、ファッション、建物、設備、街、交通機関など、あらゆる分野に通用する。



未来を開く子どもが、健康で心豊かに成長できるよう、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担い、連携して子育てに取り組むことが大切です。そのために必要な施設整備や教育環境の充実を図ります。

価値観の多様化などが進む中、活力ある地域づくりと青少年の健全育成に向けた、社会教育の推進体制の整備と充実を図ります。また、市民が心豊かに充実した生活を送れるよう、自主的に生涯学習活動を行うことができる環境づくりを進めます。

香り高い文化のまちを目指し、芸術文化活動の活性化を促進するとともに、文化財の保存や活用を図ります。

誰もが心身ともに健康な生活を送ることができるよう、スポーツを通して市民とまちが元気になるスポーツタウンを目指します。

## 1 豊かな心を育てる教育の充実

学校施設の耐震化を進め、安全な教育環境を整備します。高度情報化社会が進展する中、ICT（情報通信技術）<sup>※1</sup>を効果的に活用した授業を行い、児童生徒の情報活用能力を育成します。

児童生徒一人ひとりの実態を的確に把握し、個性を大切にしながら、子どもが生き生きと学校生活を送れるよう、適切な支援と指導を行います。また、学校や地域の特色を生かした教育活動を積極的に推進し、体験学習や交流活動を通して、豊かな感性を持つ子どもを育成します。地域の人や歴史と文化に触れることにより、地域に対する愛着と誇りをはぐくみます。

家庭の教育力向上のため、子育てに関する研修会や情報提供を行うとともに、教育相談活動の充実を図ります。子どもが基本的な生活習慣と社会の規律を身に付け、健やかに育つよう、親子の成長を支援するとともに、学校・家庭・地域の連携を促進します。

## 2 社会教育と生涯学習環境の充実

これまで活発に行われてきた公民館を核とする社会教育活動や、地域づくり委員会活動を一層支援します。市民の社会参加活動を促進し、人と人とのつながりを醸成するとともに、地域を担う人材を育成し、活気ある地域社会の実現を目指します。

地域や関係機関と協力し、次代を担う青少年の健全な成長を支援します。また、青少年の交流と自己啓発の機会をつくることで、積極的に社会活動に参画する人材を育成します。

市民一人ひとりが自由にテーマを選択し、自分に合った方法で生涯を通して学習できるよう、多様な機会と情報を提供するとともに、生涯学習施設を充実します。



### 3 次代へつなぐ文化の振興

芸術と文化に触れる機会を提供するとともに、施設の充実を図り、市民や地域が主体的に芸術文化活動を行えるよう支援します。特に、若い年代の参加を一層促進することで、幅広い年代層にわたる活動の活性化と拡大を図り、地域文化への愛着と関心を高めます。

本市が培ってきた歴史と文化財の調査と研究を進め、文化財保護思想の普及を図ります。また、文化財の保存や伝承に努めるとともに、観光面などにおけるまちづくりへの活用を図ります。

### 4 みんなで親しむスポーツの振興

生涯にわたってスポーツに親しみ、健康で、明るく、生きがいのある生活を送れるよう、市民一人1スポーツを目標に、スポーツ・レクリエーション活動に参加する機会を提供します。また、施設を充実するとともに、適切に指導できる人材を育成し、多様化している市民のスポーツ活動を支援します。

一流のスポーツに触れる機会が多い環境を生かし、本市を本拠地とするプロ・実業団チームの観戦を通して、ホームタウンとしてのスポーツを振興するとともに、本市の情報を発信しながら、交流の拡大を図ります。

注1 ICT（情報通信技術）：Information and Communication Technologyの略で、コンピュータなどの情報機器やデータ通信に関する技術を表す用語。インターネットなどの情報通信技術のこと。



多様化する行政需要に対応するため、最少の経費で最大の効果を発揮する行財政運営に努めるとともに、地方分権を推進し、広域的な観点からのまちづくりを進めます。

市民の市政への関心が高まる中、より多くの市民がまちづくりに参画できる開かれた市政運営に努めることが必要です。そのため、行政情報を積極的に発信するとともに、幅広く意見を取り入れ、市民と行政が一体となった協働と参画による活力あるまちづくりを目指します。

## 1 市民の視点に立った行財政運営

厳しい財政状況の中、行政サービスを充実させ、魅力あるまちを目指すため、適正で健全な行財政運営に努めるとともに、行財政改革をより一層推進します。

社会経済情勢の変化や新しい行政需要、多様化する市民ニーズに対応するため、職員の資質向上に向けた研修の強化に努めます。

地方分権の推進については、国・県との役割分担を明確化するとともに、引き続き、財源を含めた権限の移譲を要請します。

市民の生活圏域が行政界を越えて広域化していることを踏まえ、近隣市町との連携を強化し、効率的で利便性の高い広域行政を進めます。

## 2 みんなで支え合う協働のまち

活力ある地域づくりを目指す市民の活動を支援し、豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

市報やホームページなどにより情報を発信し、透明性の高い市政運営に取り組みます。また、市政への提言などを通して市民のニーズを把握するとともに、市民が意見や提言を出しやすい環境づくりに努めます。

男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発に努めながら、互いに尊重し、支え合うまちを目指します。

まちににぎわいをもたらす、活気あるまちづくりを進めるため、海外の姉妹・友好都市や国内の相互交流都市との交流をより一層推進します。

# 第一編

第六次天童市総合計画

## 基本計画



# 施策の体系

## 基本構想

## 基本計画

### 第1章

安心して健やかに暮らせる  
まちづくり

#### 第1節 共に支え合う福祉社会の実現

- 第1項 心かよう地域福祉
- 第2項 つつまれる児童家庭福祉
- 第3項 ふれあいの高齢者福祉
- 第4項 あたたかな障がい者福祉

#### 第2節 健康を守る保健と医療の充実

- 第1項 生き生きする健康づくり
- 第2項 もととなる食育
- 第3項 健やかな母子保健
- 第4項 頼れる地域医療

#### 第3節 安心できる社会保障の確保

- 第1項 確かな公的医療保険・国民年金
- 第2項 支える低所得者福祉

### 第2章

魅力と活力ある  
産業のまちづくり

#### 第1節 力強く成長する工業の振興

- 第1項 力強く成長する工業
- 第2項 企業誘致の推進と産業の創出

#### 第2節 観光の活性化と魅力ある商業の形成

- 第1項 にぎわう観光
- 第2項 魅力ある商業

#### 第3節 活力ある農林業の振興

- 第1項 活力ある農林業

#### 第4節 雇用の安定と労働環境の整備

- 第1項 雇用の安定と労働環境の整備

基本構想

基本計画

第3章

緑ある住みよい環境の  
まちづくり

第1節 自然と共生したまちづくりの推進

- 第1項 かけがえのない地球環境
- 第2項 身近にある環境の保全
- 第3項 互いに心がける環境衛生

第2節 快適な日常生活圏の形成

- 第1項 良好な環境の市街地と田園集落
- 第2項 人・まちをつなぐ道路
- 第3項 安全できれいな川
- 第4項 安全で利用しやすい公共交通

第3節 身近な生活環境の充実

- 第1項 生活を支える上・下水道
- 第2項 うるおいのある公園・緑地

第4節 安全・安心な地域体制の構築

- 第1項 地域から守り備える防災
- 第2項 市民生活を守る消防
- 第3項 明るいまちを築く防犯・消費生活
- 第4項 交通安全意識の高揚

第4章

生き生きとした人を  
はぐくむまちづくり

第1節 豊かな心を育てる教育の充実

- 第1項 生きる力をはぐくむ学校教育
- 第2項 見守りはぐくむ家庭教育

第2節 社会教育と生涯学習環境の充実

- 第1項 集う・学ぶ・つなぐ社会教育
- 第2項 豊かに生活を彩る生涯学習

第3節 次代へつなぐ文化の振興

- 第1項 多彩な芸術・文化
- 第2項 守り伝える文化財

第4節 みんなで親しむスポーツの振興

- 第1項 楽しむスポーツ

第5章

健全な行財政運営と  
協働のまちづくり

第1節 市民の視点に立った行財政運営

- 第1項 健全な行財政運営
- 第2項 広域行政の展開

第2節 みんなで支え合う協働のまち

- 第1項 身近な広報・広聴
- 第2項 市民参画のまちづくり
- 第3項 男女共同参画社会の推進
- 第4項 国際交流、国内交流の推進



# 未来創造 重点プロジェクト

本市の将来像である「笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市」を実現するには、基本計画の各章に掲げる事業等を相互に関連付け、より効果的に展開していく必要があります。

このため、特に重点的・横断的に取り組むプロジェクトとして「未来創造重点プロジェクト」を設定するものです。

- 子育て応援・定住促進プロジェクト
- にぎわいある産業・交流活性化プロジェクト
- 心身の健康増進プロジェクト
- 安心の市民生活充実プロジェクト
- 大切にしたい資源・環境保全プロジェクト

# 子育て応援・定住促進 プロジェクト

**住んでみたい  
住み続けたい  
子どもを生み育てたい**

**天童市を目指します。**

本市の将来を希望に満ちたものとするためには、定住のための条件整備を進め、魅力あるまちを築いていく必要があります。

そのため、子育てに対する支援や子育て環境の充実、教育環境の充実、優良な宅地の供給、就労の場の創出など、さまざまな分野の施策を横断的に展開していきます。

## 主な事業

### 子育てをバックアップ!

【子育て支援医療給付事業、小・中学生の医療費支援事業】

少子化が進む中、子どもを生み育てやすい環境づくりのため、0歳児から中学3年生までの医療費完全無料化を実施します。

### 一人ひとりのニーズに応じた教育と支援

【天のわらべ すこやかスクールプロジェクト】

すべての小・中学校で児童生徒が豊かにたくましく生きていくために、一人ひとりのニーズに応じた適切な学校教育を行います。また、教育力を高める教員研修と人員配置を行い、学力の向上を目指します。

### 子どもと親が集う新空間整備

【子育て支援施設整備事業】

子どもと親それぞれが交流できる場を新たに整備し、子育て環境を充実します。

### 64,000人を見据える宅地整備

【芳賀土地区画整理事業】

新市街地として面的整備を行い、商業系を含めた生活交流拠点を形成し、優良な宅地を供給します。

# にぎわいある 産業・交流活性化 プロジェクト

**みんな活気に満ちている  
元気な産業がある  
行ってみたい**

**天童市を目指します。**

本市をさらに活気と活気に満ちたまちとするためには、産業を活性化し、人やまちの交流を積極的に進めていく必要があります。

そのため、農林業・工業・商業・観光を活性化するための支援や優良な工業団地の整備、企業誘致、広域交通網の整備、他都市との交流促進など、さまざまな分野の施策を横断的に展開していきます。

## 主な事業

### 農業を支える担い手の育成

【農業担い手確保・支援事業】

生産技術や農業経営に関する指導・助言を行い、担い手を確保・支援することで、本市の農業の持続的発展を目指します。

### 発展をもたらす産業集積地区の整備

【工業団地整備事業（荒谷西地区）】

荒谷西地区に新たな工業団地を整備し、企業誘致による雇用機会の拡大を目指します。

### 新・天童の顔づくり

【新たな天童の顔づくり事業】

本市は、将棋駒や天童温泉、四季折々のくだものなどの観光資源がありますが、さらにまちの魅力を高めるため、「織田の里」を観光テーマとした新たな天童の顔づくりを進めます。

### 観光・物産の広域的展開

【関東圏・仙台圏での観光物産事業】

関東圏・仙台圏に天童の魅力をPRし、観光客の増加と交流の活性化を図ります。

# 心身の健康増進 プロジェクト

毎日が充実している  
健康でうれしい  
住んでいる人にやさしい

天童市を目指します。

本市に住む人が心身ともに健康で、充実した毎日を送るためには、心と身体の健康を維持・増進するための環境を充実する必要があります。

そのため、健康診断や運動するための環境の充実、スポーツや芸術・文化の振興、生涯学習機会の提供、高齢者福祉や障がい者福祉の充実など、さまざまな分野の施策を横断的に展開していきます。

## 主な事業

### ゆびあをリニューアル!

【天童最上川温泉ゆびありリニューアル事業】

市民保養施設として多くの入浴客が訪れる「ゆびあ」の魅力をさらに高めるため、改修を行います。

### 健康増進事業の推進

【健康増進事業、食育推進事業】

メタボリックシンドローム予防をはじめとした保健指導や食育を行い、望ましい生活習慣を身に付けることで、健康の維持・増進を支援します。

### 積極的な身体運動の推進

【市民一人1スポーツ推進事業】

子どもから高齢者までの市民一人ひとりがスポーツに親しみ、実践することで、心身の健康を維持・増進させることを支援します。

### 3つのホームタウンスポーツ支援

【ホームタウンスポーツ推進事業】

本市を本拠地とするサッカーJ1リーグ「モンテディオ山形」、プロ野球「東北楽天ゴールデンイーグルス2軍」、バレーボールVプレミアリーグ「パイオニアレッドウィングス」を支援し、スポーツを通じたまちづくりを行います。

### 地域づくりによる振興

【地域づくり委員会活動支援事業】

市民が生き生きとする活力ある地域社会の実現に向けて、各地域づくり委員会が行っている学習活動と実践活動を支援します。

# 安心の市民生活充実プロジェクト

**安心して暮らせる  
便利で暮らしやすい  
安定した行政サービスがある  
天童市を目指します。**

本市を暮らしやすいまちにするためには、安全・安心のための対策や条件整備を進め、健全な財政を維持する必要があります。

そのため、交通安全・犯罪・災害対策の充実や消防・救急の体制と装備の充実、ライフラインの整備と確保、公共交通の充実、行財政改革など、さまざまな分野の施策を横断的に展開していきます。

## 主な事業

### 災害対策の充実

【小・中学校耐震化事業、第一中学校改築事業】

小・中学校の校舎等の耐震化を計画的に進め、児童生徒の安全確保に努めます。また、大地震などの災害に備え、八幡山に隣接する第一中学校をより安全な場所に移転改築します。

### 災害に強いまちづくり

【天童北部防災モデル地区まちづくり事業】

道路改良や耐震性貯水槽と備蓄倉庫の整備などにより、快適な日常生活を送るための環境づくりと災害に強いまちづくりを行います。

### 利用しやすい交通システムの確立

【市営バス・デマンド型乗合タクシー運行事業】

これまで、市民の足として機能してきた市営バスについて、より市民に身近で利用しやすい運行形態とするため、デマンド型乗合タクシーを導入します。

### 市民の視点に立った行財政運営の推進

厳しい社会経済情勢の中、一人ひとりの力を結集し、より効果的で効率的な行財政運営に改革精神を持って努めます。



# 大切にしたい 資源・環境保全 プロジェクト

資源を大切にしている  
緑に囲まれすがすがしい  
心が安らぐ

天童市を目指します。

本市の恵まれた環境を次代に引き継いでいくためには、環境を保全し、自然環境や文化と調和したまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、資源消費型生活の見直しや再生可能エネルギーの活用、環境に配慮した産業の振興、環境教育の推進、自然・文化に配慮したうるおいのある空間の整備など、さまざまな分野の施策を横断的に展開していきます。

## 主な事業

### 資源消費型生活の見直しの推進

【ごみ減量・再資源化推進事業】

将来にわたり地球環境を守っていくため、事業系一般廃棄物の減量を目的とした10DOリサイクルプランや家庭でできるごみの減量活動を推進します。

### 環境に配慮した産業の振興

【遊休農地解消対策事業】

遊休農地実態調査をもとに、耕作物の種類の変更を含めた農地の集積を進めることで、借り手を増やし、遊休農地の解消に努めます。

### 環境教育の推進

【環境学習実践事業】

市民一人ひとりの環境に対する意識を高めるため、親子環境教室や新エネルギー教室の開催、小・中学生によるエコクラブ活動などを支援します。

### 憩いとうるおいのある空間整備

【都市公園整備事業】

市民の憩いやコミュニケーションの場である公園を、自然景観や歴史・文化に配慮しながら整備を進めます。

## 第1章

# 安心して健やかに 暮らせるまちづくり

### 第1節 共に支え合う福祉社会の実現

- 第1項 心かよう地域福祉
- 第2項 つつまれる児童家庭福祉
- 第3項 ふれあいの高齢者福祉
- 第4項 あたたかな障がい者福祉

### 第2節 健康を守る保健と医療の充実

- 第1項 生き生きする健康づくり
- 第2項 もととなる食育
- 第3項 健やかな母子保健
- 第4項 頼れる地域医療

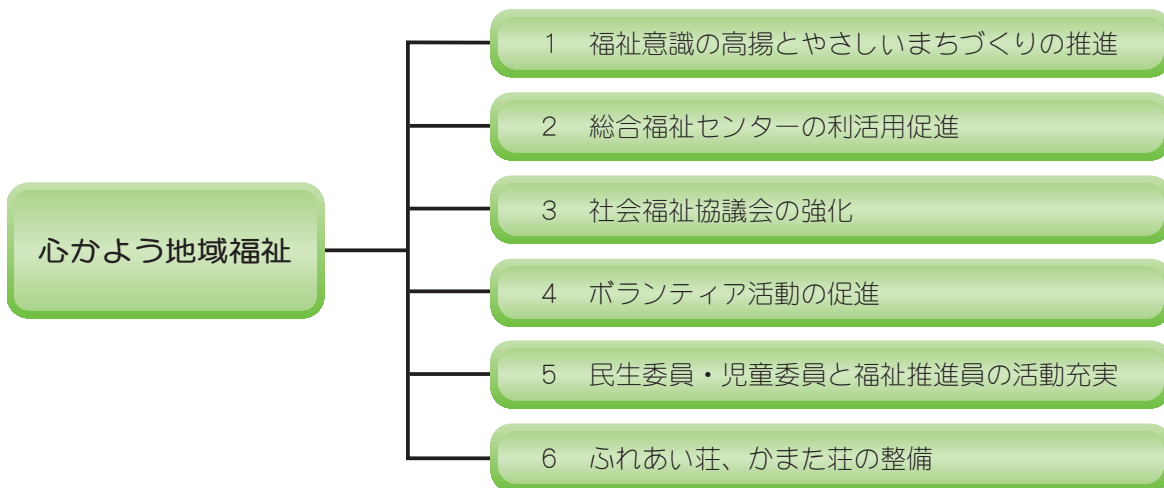
### 第3節 安心できる社会保障の確保

- 第1項 確かな公的医療保険・国民年金
- 第2項 支える低所得者福祉

## 第 1 項

## 心かよう地域福祉

## 施策の体系



## 基本方針

地域社会が従来果たしてきた相互扶助機能が低下しつつあるため、市民一人ひとりが安心して暮らし、幸せな生活を送れるよう、地域に暮らすすべての人が支え合い、助け合っていくことが必要です。

多くの市民や団体が地域や福祉に関心を持ち、積極的に活動に取り組むことができるよう、共に支え合う地域社会の実現を目指します。

た、福祉活動を活性化するためには、市民の理解を深め、地域の機運を高めていく必要があります。学校教育や生涯学習の中で、福祉の実践活動を拡大するなど、福祉教育を充実し、共に支え合う地域社会をつくるため、積極的に広報・啓発を行います。

また、すべての人が支障なく快適に生活できるようにあらかじめ配慮するというユニバーサルデザイン<sup>注1</sup>の考え方を、施設や設備だけでなく、サービスや暮らしの中にも幅広く普及するよう、市民や事業者などの意識を啓発し、理解を深めることで、誰にもやさしいまちづくりを進めます。

## 施策

## 1 福祉意識の高揚とやさしいまちづくりの推進

地域福祉においては、すべての市民がその担い手であるとともに、受け手でもあります。ま

## 2 総合福祉センターの利活用促進

総合福祉センターは、福祉活動の拠点施設です。福祉団体やボランティア団体などの自主的

注1 ユニバーサルデザイン：あらゆる年齢や性別、体型、障がいの有無や程度にかかわらず、誰にでも使いやすいように製品などをデザインすること。さまざまな商品やサービス、ファッション、建物、設備、街、交通機関など、あらゆる分野に通用する。

な活動の場、また、福祉に関する研修や情報提供の場として、総合福祉センターの利活用を促進します。そして、社会福祉に関する市民の理解と参加の活発化を図ります。

### 3 社会福祉協議会の強化

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核組織として、多様な福祉ニーズに迅速かつ積極的に対応することが求められています。天童市社会福祉協議会が、その機能を十分に果たすことができるよう、組織の充実を支援するとともに、身近な地域福祉の拠点となる地域社会福祉協議会の整備と活動を促進します。また、天童市社会福祉協議会と地域社会福祉協議会の密接な連携による福祉のネットワーク構築などを進め、地域に根ざした福祉活動を支援します。

### 4 ボランティア活動の促進

ボランティア活動の積極的な支援はもとより、一人でも多くの市民がボランティア活動に興味を持ち、参加できる環境をつくる必要があります。ボランティアについての啓発と育成、相談

や講座の充実など、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの機能拡充を促すとともに、福祉を担うNPO<sup>注2</sup>の活動を支援します。

### 5 民生委員・児童委員と福祉推進員の活動充実

一人暮らしの高齢者世帯などが増加している中、地域における民生委員・児童委員と福祉推進員の活動は、重要性を増しています。民生委員・児童委員と福祉推進員の研修を充実し、必要な知識や技術の修得を促進し、地域における市民の福祉の増進を図るための活動を支援します。

### 6 ふれあい荘、かまた荘の整備

市民に親しまれている市民いこいの家「ふれあい荘」と、高齢者や身体障がい者の交流の場として利用されている老人保養センター「かまた荘」は、老朽化が進んでいます。施設の必要性を見定めながら、市民が快適に利用できるよう、ふれあい荘とかまた荘の整備に努めます。



注2 NPO：ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体のこと。このうち、NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体（特定非営利活動法人）の一般的な総称である。

## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
地域社会福祉協議会設立数	か所	9	13	
福祉ボランティア参加者数	人	6,399	7,000	年間延人数
民生委員・児童委員の年間活動件数	件	6,300	8,300	地域での訪問・相談業務

## 主な事業

事業名	実施主体
福祉意識の高揚（地域福祉の理念の広報、啓発）	市
社会福祉協議会活動事業補助	市
いきいきネットワーク推進事業	団体
民生委員・児童委員活動の充実	県
福祉バス運行事業	市

## 第 2 項

## つつまれる児童家庭福祉

## 施策の体系



## 基本方針

ライフスタイルや価値観の多様化による未婚・晩婚化の進展、育児不安や子育てと仕事の両立困難などを背景に、出生率が低下し、少子化が進行しています。また、共働きや一人親家庭の増加など、子育てを取り巻く環境が大きく変化し、親だけで子育てを行うことが難しい時代を迎えています。

このような中、安心して子どもを生み、育てることができるよう、家庭や学校、企業、地域、行政が連携を深めながら、総合的な子育て支援を進めます。

## 施策

## 1 子育て家庭への支援

## (1) 相談機能の充実

育児不安や子育ての孤立化を解消するため、

児童相談所をはじめとした関係機関との連携を強化しながら、気軽に相談でき、適切な助言ができるよう、組織体制を充実します。

## (2) ファミリー・サポート・センターの充実

子育て中の家族が病気や仕事などにより、家庭での保育が困難な場合の保育ニーズに対応するため、会員制で相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター<sup>※1</sup>の登録会員を増やすなど、その活動を支援します。

## (3) 経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、乳幼児から中学生までの医療費の無料化を実施するとともに、母子家庭に加え、父子家庭の医療費についても支援するなど、子育て支援医療制度を充実します。また、ファミリー・サポート・センターの利用料や認可外保育施設<sup>※2</sup>の保育料についての助成をはじめとする、負担の軽減などを図ります。

## (4) 多様な家庭への支援

双子以上の多胎児世帯に対するホームヘル

注1 ファミリー・サポート・センター：仕事と子育てなどの両立を支援することを目的として、地域において育児などの援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児などについて助け合う会員組織のこと。

注2 認可外保育施設：認可保育所（都道府県知事の認可を得た児童福祉法に基づく児童福祉施設）に該当しない保育施設を指す。ベビーホテルなどのいわゆる無認可保育所のほか、事業所内保育所、へき地保育所などがある。

パー派遣や、障がい児を持つ家庭に対する送迎支援など、子どもや家庭の状況に応じた支援を拡充します。また、母子・父子家庭といった一人親家庭の生活の自立を支援するための相談や情報提供を充実します。

## 2 子育てと仕事の両立支援

### (1) 保育サービスの充実

共働きや核家族化が進んでいる中、子育て中の親の就労などを支援するため、安心して預けられる保育サービスを充実することが必要です。民間活力を生かしながら、一時的に保育が困難な場合の預かり保育や、乳児保育、障がい児保育、病後児保育などの拡充を進め、多様な保育ニーズに応えられるよう、公立・私立、認可・認可外を問わない、就学前の子どもに対する保育力の向上を図ります。

### (2) 放課後児童クラブの充実

子どもが放課後に安心して生活でき、保護

者の不安の解消と多様化するニーズに対応するため、指導員の資質向上に向けて研修の充実を促すとともに、全小学校区に設置した放課後児童クラブ<sup>注3</sup>が、円滑に運営できるよう支援を拡充します。

### (3) 保育施設等の整備

保育ニーズを見極めながら、民間活力の導入を促し、認可保育所や児童館、認定こども園<sup>注4</sup>などの機能分担に努めます。また、市有の保育施設については、老朽化が進んでいるため、再編も視野に入れ、年次計画により、防災対策にも配慮した整備を行います。

## 3 子どもの健全育成

### (1) 子育て支援施設の充実

子どもの健やかな発育を促進するため、わらべ館が行っている相談事業などの機能を充実するとともに、親子のふれあいや子どもの遊び場、親同士の交流の場として、幅広い年



注3 放課後児童クラブ：児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、設置・運営される組織のこと。学童保育。

注4 認定こども園：保育所及び幼稚園などにおける子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設のこと。

齢の子どもが楽しめるよう、子育て支援施設の拡充などを進めます。

**(2) 地域子育て支援体制の強化**

地域の中で、子育て中の親の仲間づくりや、子どもの体験や交流活動を促進するため、子育てサークルの育成支援や子育て支援団体のネットワークづくりを進めます。

**(3) 子どもの虐待への対応**

育児ストレスなどによる児童虐待など、子どもや家庭を取り巻く問題が生じています。家庭児童相談を充実するとともに、児童相談所などの関係機関との連携を強化し、各種乳幼児健診などからの情報提供を図りながら、

子どもの虐待の早期発見や未然防止に努めます。

**4 子育て環境づくりの推進**

核家族化の進展や都市化による連帯感の希薄化などにより、家庭や地域における子育て環境が大きく変わってきている中、家庭の養育力の向上とともに、地域での支え合いが重要です。安心して子どもを生み育てられるよう、市全体で子どもが健やかに育つ社会を目指し、家庭や学校、企業、地域、行政が一体となった、協働による子育て活動を強化します。

**主な指標**

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
一人親医療費支援事業利用件数	件	9,971	10,500	年間延件数。現況(H20)は母子医療のみ
ファミリー・サポート・センター会員数	人	659	750	登録会員数（利用会員と援助会員）
病後児保育利用者数	人	—	120	
放課後児童クラブ利用児童数	人	701	730	

**主な事業**

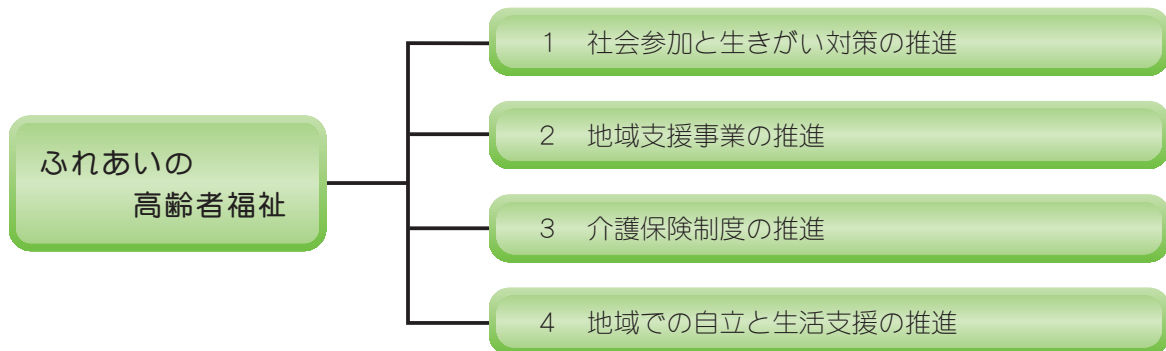
事業名	実施主体
子育て家庭支援事業	市
一人親家庭（父子家庭）医療費支援事業	市
子ども手当支給事業	市
児童扶養手当支給事業	市
病後児保育事業	市
子育て支援施設整備事業	市



## 第 3 項

## ふれあいの高齢者福祉

## 施策の体系



## 基本方針

高齢化が急速に進行する中であっても、多くの高齢者は介護を必要としない元気な高齢者であり、住み慣れた地域において、いつまでも元気で安心して暮らせることが大切です。

高齢者の社会参加・交流などを促し、生きがいづくりを図るとともに、安否確認などの生活支援や在宅で介護している家族の支援に努めます。また、介護予防事業の普及拡大や、地域包括支援センター<sup>注1</sup>の機能を強化し、必要なときに適切な介護サービスが受けられる介護保険制度の健全な運営に努めるなど、高齢社会にふさわしい社会システムづくりを目指します。

## 施策

## 1 社会参加と生きがい対策の推進

高齢社会においては、高齢者の積極的な地域活動への参加が欠かせません。高齢者が培って

きた豊かな知識や経験、技能などを生かせるよう、地域社会での活動を促します。また、高齢者の健康と生きがいづくりを進めるため、軽スポーツや世代間交流、生涯学習活動などをはじめとした社会参加をより一層促進します。さらに、老人クラブへの加入を促進し、自主的で活発な活動を支援するとともに、老人クラブ連合会を中心に実施している高齢者の生きがい対策を促進します。

## 2 地域支援事業の推進

## (1) 介護予防事業の推進

介護予防を図るため、生活機能チェックにより把握した、要介護状態などになるおそれの高い高齢者（特定高齢者）を対象に、筋力トレーニングやストレッチ、有酸素運動などを実施します。また、一般の高齢者に対しても、各種健康教室の開催をはじめ、健康教育や健康相談などの介護予防や健康づくりを推進します。

注1 地域包括支援センター：介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関であり、市町村に設置が義務付けられている。

## (2) 包括的支援事業の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、心身の状況や置かれている環境に応じた総合的なケア<sup>注2</sup>の充実を図るため、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員<sup>注3</sup>などの専門職を擁する地域包括支援センターの活動を推進します。地域包括支援センターでは、介護予防に積極的に取り組むためのケアプラン（サービス計画）作成、専門的な分野にも対応した総合的な相談、虐待などの権利を脅かす事例への迅速かつ適切な対応、包括的で継続的なケアに向けた介護支援専門員への支援などを展開します。

## (3) 在宅介護支援事業などの推進

在宅で介護している家族を支援するため、介護者同士の語らいや心身のリフレッシュを図る介護者の交流事業を充実するとともに、

紙おむつ支給などによる経済的な支援を行います。また、一人暮らしや認知症の高齢者などを見守り、安心して日常生活が送れるよう、安否確認や成年後見制度<sup>注4</sup>などに関する事業を推進します。さらに、高齢者自らの介護ボランティア活動を推進することにより、地域貢献などを促します。

## 3 介護保険制度の推進

### (1) 運営体制の充実

要介護者が必要なサービスを受けられるよう、介護認定業務などを充実し、公平・公正・適正を基本にした介護保険事業を推進するとともに、適正な受益と負担を原則とした健全な財政運営を行います。施設整備については、待機者の多い特別養護老人ホームの定員拡大



注2 ケア：介助・介護・看護などを指す。広義では、世話や配慮、気配りなども含まれる。

注3 主任介護支援専門員：介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する助言・指導など、その業務に対して十分な知識と経験を有する介護支援専門員（主任ケアマネジャー）のこと。

注4 成年後見制度：判断能力の不十分な者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、又は本人による法律行為を助ける者を選任する制度のこと。

など、社会福祉法人や県などの関係機関と調整しながら、整備促進を図ります。

**(2) 介護サービスの質の向上**

介護サービスの質の向上と利用者本位のサービスを目指すため、相談員による介護施設などへの訪問を行い、利用者や家族の声を生かした介護サービスの改善を促します。また、介護サービス事業所連絡会を開催し、相互交流と情報交換を行うとともに、各種研修会への参加を促進し、サービス事業所の質の向上を図ります。低所得者に対しては、必要な介護サービスが受けられるよう、利用者負担額の軽減に取り組みます。

**4 地域での自立と生活支援の推進**

住み慣れた地域での生活が続けられるよう、各地域において高齢者と各種団体とが協働で開催するサロン活動<sup>注5</sup>の拡充支援や、訪問による健康指導を実施し、一人暮らし高齢者などの閉じこもり・寝たきり予防を推進します。さらに、在宅介護支援センター<sup>注6</sup>の運営など、自立した生活を支えるためのさまざまな支援に努めます。

また、多くの市民が認知症を理解し、支援の輪を拡大できるよう、認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター<sup>注7</sup>」や、その養成講座の講師となる「キャラバン・メイト<sup>注8</sup>」を養成するなど、人材の育成を図ります。

**主な指標**

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
介護予防事業利用者数	人	549	790	年間延人数
地域包括支援センター相談件数	件	5,400	6,000	年間延件数
いきいきサロン21事業実施数	か所	41	65	
認知症サポーター数	人	363	850	累積人数

**主な事業**

事業名	実施主体
地域包括支援センター運営事業	市・団体
介護保険給付事業	市
介護保険適正化事業	市
いきいきサロン21事業	市

注5 サロン活動：住民同士が手軽に自然な交流ができる場所として、地域を拠点に、住民とボランティアとが共に企画、運営していく仲間づくりの活動のこと。ふれあいを通じて、地域住民のきずなを深め、支え合う地域づくりの活動でもある。

注6 在宅介護支援センター：おおむね65歳以上で介護を要する在宅者とその家族を対象に、市町村の福祉サービスや専門家による相談・指導が受けられる組織のこと。

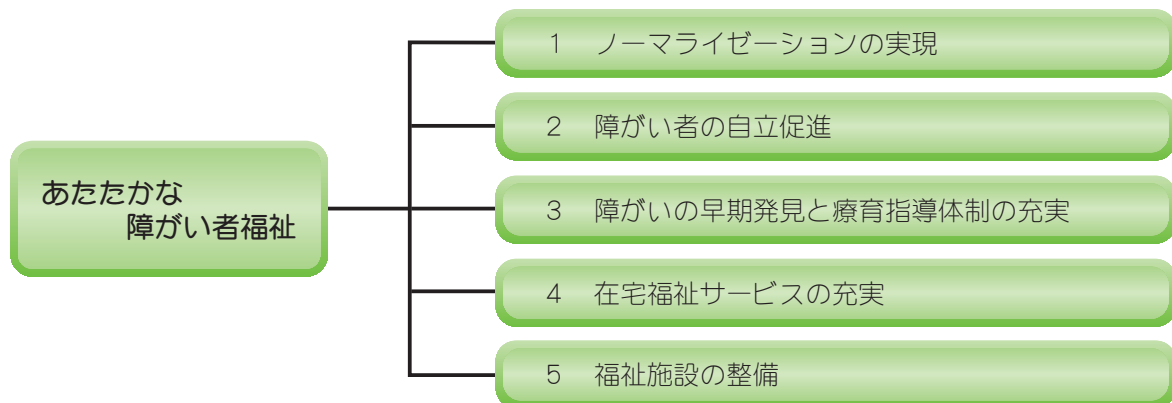
注7 認知症サポーター：日常生活の中で、認知症の人とその家族を温かく見守る応援者となるよう、「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に関する正しい知識と理解を身に付けた人のこと。

注8 キャラバン・メイト：認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役を務める人のこと。

## 第4項

## あたたかな障がい者福祉

## 施策の体系



## 基本方針

障がい者が地域において生活を営むためには、市民の正しい知識と理解が大切です。

障がい者に関する諸制度など、社会情勢の変化に的確に対応し、障がいがあっても、能力や適性に応じて地域で安心して暮らせるよう、誰もが人格と個性を尊重し合う共生社会を目指します。

## 施策

1 ノーマライゼーション<sup>注1</sup>の実現

誰もが地域で安心して生活していくためには、偏見や差別といった心のバリア<sup>注2</sup>など、地域での生活を困難にするさまざまなバリアの解消を図り、相手を理解することが重要です。障がいの有無にかかわらず、すべての人が安心して生

活できる社会の実現を目指すとともに、障がい者が社会参加しやすくなるよう、広報・啓発活動を行い、福祉教育やボランティア活動を積極的に促進します。

## 2 障がい者の自立促進

障がい者の雇用機会の拡大と定着を図るため、公共職業安定所などの関係機関に働きかけ、障がい者の雇用を促進します。また、スポーツやレクリエーションイベント、サークル活動などの各種団体と協働し、障がいのある人もない人も共に参加できる機会を増やすことで、障がい者の社会活動への参加を促進します。

## 3 障がいの早期発見と療育指導体制の充実

就学前の障がい児については、障がいの早期

注1 ノーマライゼーション：社会福祉に関する社会理念の一つで、障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方のこと。

注2 バリア：障がい者などの社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的・精神的な障がい物や障壁のこと。

発見に努め、早期に療育することで、心身のより良い発達を促すことが必要です。保健や福祉、医療、学校教育などとの密接な連携のもとに、家庭教育の推進や就学相談などの充実を図ります。

## 4 在宅福祉サービスの充実

障がい者が豊かな生活を営めるよう、相談支援や障がい児の一時預かり事業をはじめとする福祉サービスの充実に努め、多様なニーズに対応した生活を支援します。また、手話奉仕員の



派遣、手話通訳者の配置、福祉タクシー制度の充実など、障がい者の社会参加を促進する事業を進めます。ニーズの把握とサービスの評価などを行うため、障がい者福祉についての協議会を新たに設置し、利用者の立場に立った、障がい者福祉サービスの向上に努めます。

## 5 福祉施設の整備

障がい者が住み慣れた地域で暮らすためには、在宅福祉、地域福祉の充実が不可欠であり、保護者のいない重度障がい者や自立できない障がい者には、援護する施設が必要です。既存の施設などを有効利用するとともに、社会福祉法人の施設整備、既存通所施設などの事業拡大については、計画的かつ積極的な支援を行います。また、在宅生活を支援する短期入所施設の整備を図ります。入所が必要な障がい者については、既存入所施設などの関係機関と連携し、早期のサービス提供を目指します。

### 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
地域生活支援事業利用者数	人	1,298	1,886	年間延人数
相談支援事業所の委託事業所数	か所	4	10	
(仮称) 地域自立支援協議会開催回数	回	—	3	年間回数
身体障がい者介護・訓練給付事業利用者数	人	1,545	3,000	年間延人数

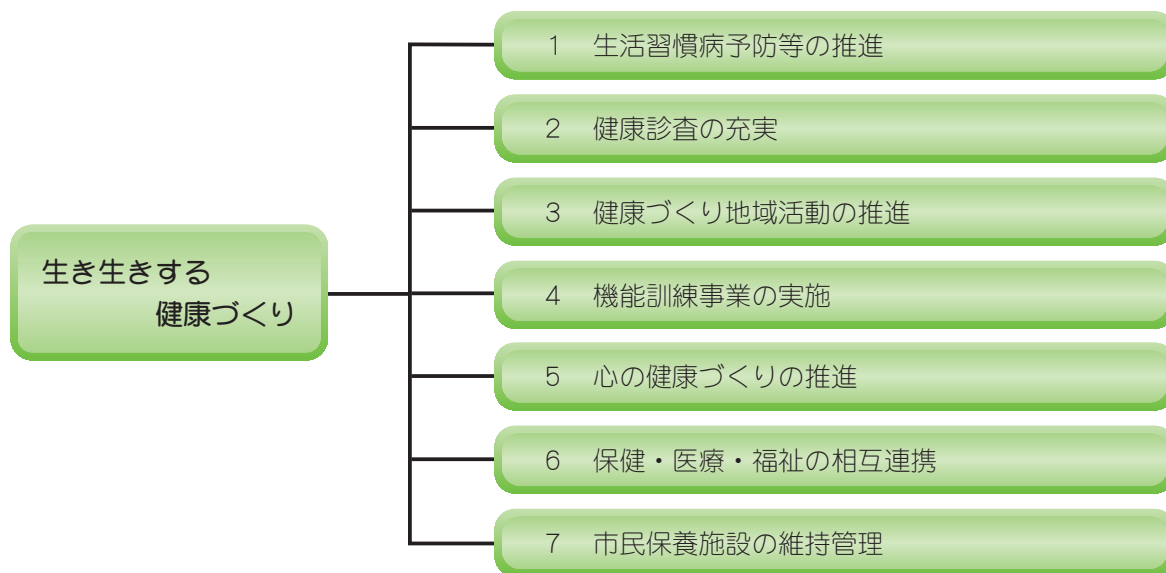
### 主な事業

事業名	実施主体
障がい者基本計画策定（プランの見直し）	市
地域生活支援事業	市
(仮称) 地域自立支援協議会事業	市
障がい者介護・訓練給付事業	市
福祉の里構想再構築事業（構想策定・施設整備）	市・団体

## 第 1 項

## 生き生きする健康づくり

## 施策の体系



## 基本方針

がんや心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増加し、それに起因して要介護者が増加しています。認知症や寝たきりにならないためには、生活習慣の見直しや健康増進を図り、病気の発生そのものを予防することが大切です。

市民一人ひとりが健康な生活習慣を身に付け、いつまでも健やかに生活できるよう、一次予防<sup>注1</sup>の推進や健康づくり事業の充実を図ります。また、市民の積極的な健康づくりを支援するための環境を整備し、市民が健康で心豊かに生活できる社会を目指します。

## 施策

## 1 生活習慣病予防等の推進

楽しく活気に満ちた人生を過ごすためには、生活習慣病を予防することが重要です。そのため、適正な食生活や運動習慣、十分な休養、禁煙などを含め、健康相談や訪問などの保健指導を充実し、生活習慣病の要因であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)<sup>注2</sup>予防に重点をおいた健康づくりを推進します。

また、歯や口腔の健康を保つことも大切であることから、生涯にわたって自分の歯を使い続けていけるよう、8020運動<sup>注3</sup>などの普及に努め、歯周病検診の受診を促します。

注1 一次予防：病気の予防対策として、健康を増進し、発病を予防すること。

注2 メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)：内臓の周囲に脂肪がたまり、それに加えて高血糖・高血圧・高脂血・高コレステロールの症状のいくつかを複数併せ持つ状態のこと。

注3 8020運動(はちまるにいまるうんどう)：満80歳で20本以上の歯を残そうとする運動のこと。

## 2 健康診査の充実

日ごろの生活習慣を振り返り、一人ひとりが自分で健康を保持する意識を持つことが必要です。病気の早期発見だけでなく、健康を保持するため、健康診査の普及啓発を進め、受診率の向上を図ります。また、三大死因の一つであるがんの早期発見、早期治療につなげるため、胃がん検診をはじめとする各種がん検診についても受診率の向上を図ります。

## 3 健康づくり地域活動の推進

地域における健康づくりを推進するため、市民自らが主体的に取り組む健康づくり自主グループや食生活改善推進員、運動普及推進員などのボランティア活動を支援します。

## 4 機能訓練事業の実施

疾病などによって心身の機能が低下している人を対象に、その機能の維持・回復のため、機能訓練を実施し、日常生活の自立と要介護状態の予防を促進します。

## 5 心の健康づくりの推進

ストレス社会といわれる中、自殺者が増加するなど、心の健康が大きな社会問題となっています。自殺者の多くには、うつ病などの精神疾患が見られることから、市民の心の病や健康づくりに関する理解を深め、早期発見、早期治療につなげられるよう、健康教育や健康相談を充実します。また、こころの健康推進連絡会議の開催などにより、医師会や保健所などの関係機関と情報の共有化・共通認識を図り、心の健康づくりの普及啓発に努めます。



## 6 保健・医療・福祉の相互連携

地域保健の拠点である健康センターでは、健康づくりや障がい者・児童家庭福祉の業務を行っています。疾病の予防をはじめ早期発見、早期治療、健診後の保健指導などの面において、市民病院に隣接している立地の良さを生かし、市民の健康づくりや子育て支援などが円滑に行えるよう、保健・医療・福祉の相互連携を強化します。

## 7 市民保養施設の維持管理

天童最上川温泉「ゆぴあ」は、多くの市民から利用されており、市外からも多くの人を訪れています。施設や設備などの劣化が進んでいます。「ゆぴあ」を訪れる人が快適に利用できるよう、施設や設備などの適切な管理と機能の維持に努め、健康増進や交流・癒しの場としての魅力の向上を図ります。

### 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
特定健康診査受診率	%	39.8	65.0	従来の基本健診に相当するもの
胃がん検診受診者数	人	5,611	6,500	
特定保健指導利用率	%	41.8	45.0	積極的支援
食生活改善推進員養成数	人	23	30	
運動普及セミナー参加人数	人	191	350	年間延人数

### 主な事業

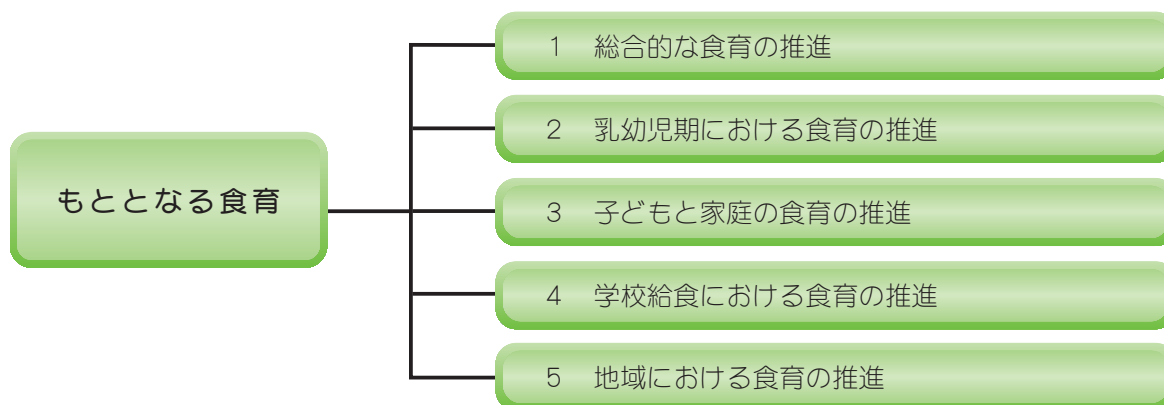
事業名	実施主体
健康診査事業	市
健康増進事業	市
精神保健福祉対策事業	市
天童最上川温泉ゆぴあリニューアル事業	市



## 第2項

## もととなる食育

## 施策の体系



## 基本方針

食生活は、ライフスタイルの多様化などに伴って大きく変化し、食を大切にする心や食文化などが失われつつあります。また、栄養の偏りや不規則な食事による肥満や生活習慣病、食に関する正しい知識を持たない人の増加といったさまざまな問題が生じています。

生きる上での基本である食を見直し、健全な食生活をはじめとした食育<sup>注1</sup>に関する幅広い施策を展開することで、食から始まる健康づくりを推進します。

## 施策

## 1 総合的な食育の推進

生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、家庭や学校、地域などにお

いての総合的かつ計画的な食育推進に努める必要があります。健康の増進はもとより、さまざまな学習機会を通して、地産地消をはじめとした食に対する感謝と理解の啓発など、地域の特性を生かした食育を推進します。

## 2 乳幼児期における食育の推進

乳幼児期は、一生の食生活の基礎となる重要な時期であるため、正しい食習慣を身に付けられるよう、子どもの食生活の重要性について、妊娠中から啓発に努めます。また、栄養教室や離乳食教室をはじめ、食育に関する学習機会や相談を充実します。

## 3 子どもと家庭の食育の推進

年少期における生活リズムの形成は重要です。子どもの「早寝、早起き、朝ごはん」などの規

注1 食育：単なる料理教育ではなく、食生活はもとより、食事に対する心構えや栄養学、伝統的な食文化、食料の生産・安全性など、「食」に関する多岐にわたる分野についての総合的な教育のこと。

則正しい習慣や、家族で食卓を囲んでの食事、栄養管理に関する知識の普及など、食の大切さを身に付けられるよう、家庭での食育を促します。

#### 4 学校給食における食育の推進

給食活動を通じて豊かな心と人間性をはぐくみ、食に関する正しい理解を深めることができるよう、学校給食での食に関する指導の充実が必要です。栄養士や栄養教諭が、学校の要請などに合わせて、児童や生徒への栄養・給食指導を行うとともに、保護者を対象とした試食会での講話などを実施します。



#### 5 地域における食育の推進

子どもから高齢者まで生涯を通じた食育の啓発を図るため、食生活改善推進員の育成と、その積極的なボランティア活動を支援し、家庭・地域の食による健康づくりを推進します。

### 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
離乳食教室参加率	%	60.3	65.0	
栄養相談回数	回	12	24	年間延回数。成人・子どもを対象とする栄養相談
栄養士・栄養教諭による 栄養・給食指導、講話の回数	回	9	15	年間延回数
食生活改善推進員活動（集会活動） 回数	回	1,769	2,000	年間延回数

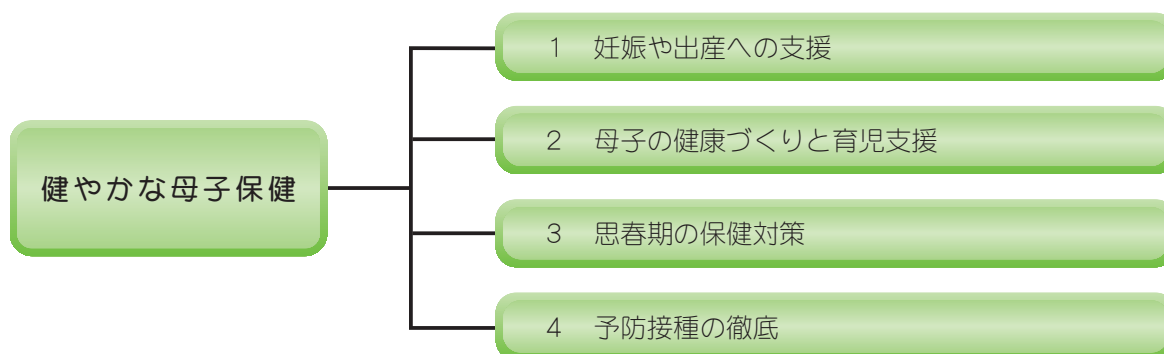
### 主な事業

事業名	実施主体
食育推進計画策定	市
食生活改善推進員養成講習会	市
親子の料理教室	市・団体
男性の料理教室	市・団体

## 第 3 項

## 健やかな母子保健

## 施策の体系



## 基本方針

少子化や核家族の増加、ライフスタイルの多様化などが、育児環境の変化に大きく影響しています。特に、妊娠・出産・育児についての不安や悩み・孤立感を持つ親の増加、家庭の養育力の低下などが、乳幼児の発達に影響を及ぼしており、児童虐待などの要因にもなっています。

妊娠から育児までを通して、親と子の健康づくりや育児の不安解消などが図られるよう、きめ細かな支援を充実し、すべての子どもが心身ともに健やかに育つための環境づくりをより一層進めます。

## 施策

## 1 妊娠や出産への支援

母親が安心して出産できるよう、妊娠から出産までの期間に、妊婦の健康管理や育児について、適切な情報提供を行います。また、訪問などによる身近な場での相談、助言を行い、母親自らが主体的に子育てする力を養い高めていく

ことを支援します。さらに、妊娠、出産に係る経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査や不妊治療などへの支援を行います。

## 2 母子の健康づくりと育児支援

## (1) 育児支援の充実

親の育児不安を解消し、安心して子育てができるよう、生後4か月までの乳児を対象にした全戸訪問を実施し、育児に関する諸制度の説明や子育ての悩みなどの相談に応じます。また、各育児教室、育児相談などで適切な指導と情報提供を行い、養育力の形成を促進します。母親だけに育児の負担がかからないよう、両親教室や祖父母学級を通して父親や祖父母の育児参加や役割意識を啓発し、家庭の養育力向上を支援します。

## (2) 乳幼児健診の充実

子どもの健やかな成長を支援するため、4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に実施している乳幼児健康診査を充実するとともに、就学前の幼児期における発達障がい等の早期発見などを目的とする5歳児健康診査の導入を

図ります。また、生涯にわたり、より健康な生活が送れるよう乳幼児期の歯磨きやフッ素利用などの歯科保健指導をさらに推進します。

### (3) 健やかな発達への支援

発達の気になる子どもの早期発見につなげ、育児不安を解消するため、乳幼児・9か月児健康相談や、乳幼児健診の事後指導として、養育相談、発達巡回相談などを実施し、子どもの発達相談を充実します。また、療育訓練センターや医療機関などの関係機関とのネットワークづくりを進め、発育に関する相談や検査、助言を行う発達支援相談を充実し、子どものよりよい成長を促進します。

## 3 思春期の保健対策

生命の尊厳を学び、将来の母性、父性を養い

育てるために、児童や生徒に対して乳幼児とふれあう体験学習の機会を提供します。また、地域や学校保健と連携して、思春期の心の健康に関する相談や、性に関する教育を支援するなど、思春期における保健対策を推進します。

## 4 予防接種の徹底

乳幼児や児童、生徒を対象に、予防接種法に基づく予防接種を実施し、感染するおそれのある疾病の発生やまん延の防止に努めます。また、予防接種の必要性和副反応について情報を提供するとともに、適切な時期に接種の勧奨を行い、接種率の向上を図ります。さらに、ヒブワクチン<sup>注1</sup>接種など、予防接種法に基づかない予防接種についても、経済的負担を軽減するために支援します。



注1 ヒブワクチン：真正細菌のヒブ（Hib）による感染症の予防に用いる医薬品（ワクチン）のこと。ヒブはさまざまな感染症を引き起こすが、中でも細菌性髄膜炎は、5歳未満の乳幼児がなりやすく、重症化すると発育障がいや聴力障がいなどの後遺症が残ったり、死に至る場合もある。

## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
妊婦健康診査受診率	%	99.7	100	
乳幼児健診受診率	%	99.4	100	4か月児・1歳6か月児・3歳児・5歳児健診受診率の平均
離乳食教室参加率	%	60.3	65.0	
9か月児健康相談実施率	%	95.2	100	
予防接種率	%	93.7	100	

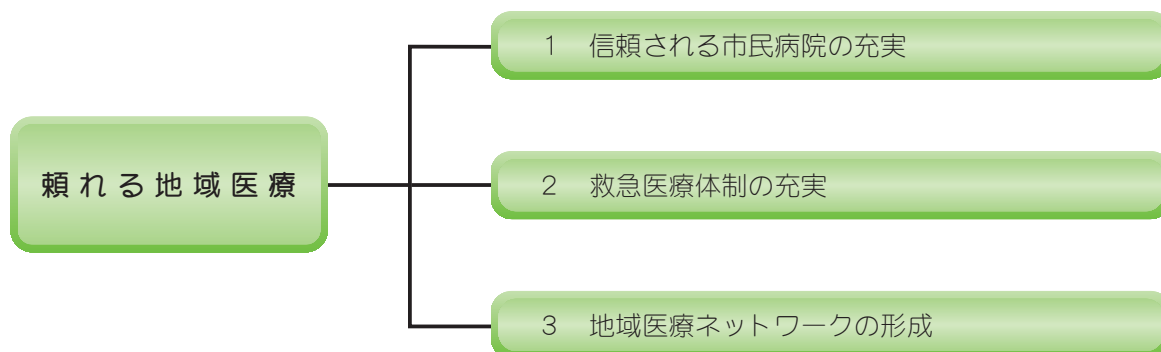
## 主な事業

事業名	実施主体
妊婦健康診査事業	市
すこやか子育て総合支援事業	市
健康相談事業	市
発達支援相談事業	市
予防接種事業	市

## 第 4 項

## 頼れる地域医療

## 施策の体系



## 基本方針

疾病構造の変化、医療技術の高度化など、医療をめぐる環境は大きく変化しており、市民の医療に対するニーズも多様化しています。

健康を守るとりどとしての市民病院の安定した医療提供体制の維持・拡充と、高度医療機関などの関係機関との連携、ネットワークの強化に努め、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。



## 施策

## 1 信頼される市民病院の充実

市民病院は、市民の健康・福祉の増進に寄与することを使命として、地域医療の中核を担うことが求められています。そのため、外来診療と通常の入院医療を提供する病院（二次医療機関）として、身近な地域のかかりつけ医（一次医療機関）や、高度で特殊な医療を提供する病院（三次医療機関）との連携強化・機能分担による安定した医療サービスの提供に努めます。

市民から信頼され、親しまれる市民病院を目指すため、市民病院改革プランの着実な実行による経営の安定化を図ります。また、患者の立場に立った親切で丁寧な医療サービスの提供ができるよう、職員の一層の資質向上に取り組みます。

市民病院の免震構造<sup>注1</sup>などを生かし、地震、風水害など、大規模災害時の拠点病院としての役割を果たします。

注1 免震構造：揺れを小さくする効果のある装置を建物の基礎部分などに設置し、地震時の揺れを低減するよう設計した構造のこと。

## 2 救急医療体制の充実

市民が安心して暮らすことができるよう、休日在宅当番医制の継続と市民病院を含めた救急告示病院による救急医療体制の維持と充実を図るとともに、山形地区救急医療対策協議会との連携に努めます。夜間救急については、救急告示病院のほか、小児救急電話相談窓口の利用についての啓発を図ります。

救命率の向上のために設置しているAED（自動体外式除細動器）<sup>注2</sup>の維持管理に努める

とともに、救急講習会による普及啓発を図ります。

## 3 地域医療ネットワークの形成

天童市東村山郡医師会をはじめとする医療関係諸団体との連携強化や、近隣の三次医療機関との広域化を推進し、市民が、日常の生活や災害時において、適切な医療が受けられるよう、地域医療ネットワークの形成を進めます。

### 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
市有施設におけるAEDの設置台数	台	29	38	
市民病院病床利用率	%	76.8	82.9	一般病床と療養病床の合計
献血の実施者数	人	1,723	1,800	年間延人数

### 主な事業

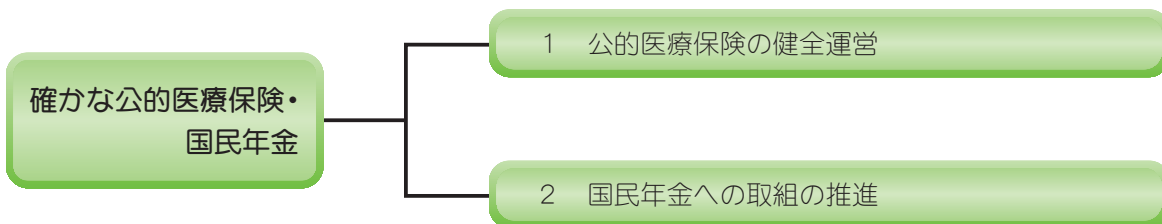
事業名	実施主体
休日救急医療事業	市・団体
AEDの設置と管理	市
救急講習会	市
献血推進事業	県・市・団体

注2 AED（自動体外式除細動器）：心室細動（心臓の筋肉がけいれん状態となり、小刻みに震えて収縮・拡張を行わなくなって血液を流せなくなること）を起こした人に取り付け、心臓に電気ショックを与えて、正常なリズムに戻すための救命器械のこと。

## 第 1 項

## 確かな公的医療保険・国民年金

## 施策の体系



## 基本方針

国民皆保険の根幹を構成する国民健康保険制度は、市民の医療確保や健康の保持・増進のために欠くことができない制度です。医療費の適正化などを進め、国民健康保険事業の健全運営に努めます。また、後期高齢者医療制度については、山形県後期高齢者医療広域連合との連携を保ち、制度の適切な運営に努めるとともに、制度の動向を見守りながら適切な対応を図ります。

国民年金制度は、高齢者の生活を支える重要なセーフティネット<sup>注1</sup>の一つとして、その役割を果たしています。関係機関との連携を密にし、市民への年金相談体制の充実に努めます。

## 施策

## 1 公的医療保険の健全運営

## (1) 医療費などの適正化対策の充実

国民健康保険などの被保険者の資格取得・喪失の確認や要件審査、調査活動を充実する

など、資格要件を適正に管理するとともに、調剤費の軽減を図るためのジェネリック医薬品<sup>注2</sup>の普及に努めます。また、被保険者に対して適正な受診を促すため、医療費明細を通知します。重複・多受診傾向の被保険者の把握などのため、レセプト（診療報酬明細書）の内容点検、縦覧点検を充実し、重複受診傾向などにある被保険者に対しては、必要に応じて訪問指導を行います。交通事故などの第三者行為に起因する医療費などについては、適切な求償事務に努めます。

## (2) 保険税等収納率向上対策の充実

適正な賦課はもとより、口座振替や滞納者への納税指導・個別相談などを充実し、保険税などの収納率の向上に努めます。また、社会保険などとの重複加入者の調査や訪問指導、居所不明者の調査を進め、被保険者の的確な把握に努めます。

## (3) 保健事業の推進

医療保険者に義務付けられた特定健康診査<sup>注3</sup>事業の円滑な実施と受診率の向上を図ります。また、健診結果に基づく健康づくりへの動機付けや保健指導を行うことにより、生

注1 セーフティネット：網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

注2 ジェネリック医薬品：製薬会社が開発した医薬品の特許が切れた後に、別のメーカーが同じ有効成分でつくる薬のこと。後発医薬品。

注3 特定健康診査：糖尿病・高血圧症・脂質異常症などの生活習慣病予防のために、40歳から74歳までを対象として実施される健康診査のこと。



活習慣病予防などの健康づくりを進めます。

#### (4) 広報活動の強化

公的医療保険制度に対する理解を得るため、制度の趣旨や運営状況、適正受診などについて、市報やホームページへの掲載、パンフレットの配布など、積極的な情報の提供に努めます。



## 2 国民年金への取組の推進

### (1) 国民年金制度の周知徹底

国民年金の所管機関が日本年金機構<sup>注4</sup>に移行したため、新体制における諸手続の変更点などの周知を図ります。また、国民年金への関心を高め、加入促進を図るため、市報やホームページによる広報活動に努めます。

### (2) 関係機関との協力・連携の強化

年金の受給権を確保するため、未納の防止や口座振替による収納確保の促進など、日本年金機構との連携を図ります。

### (3) 相談体制の充実

国民年金制度に対する信頼が得られるよう、保険料の免除申請など、きめ細かな窓口相談の充実に努めます。

## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
特定健康診査受診率	%	39.8	65.0	
特定保健指導利用率	%	41.8	45.0	
国民年金納付率	%	71.5	80.0	

## 主な事業

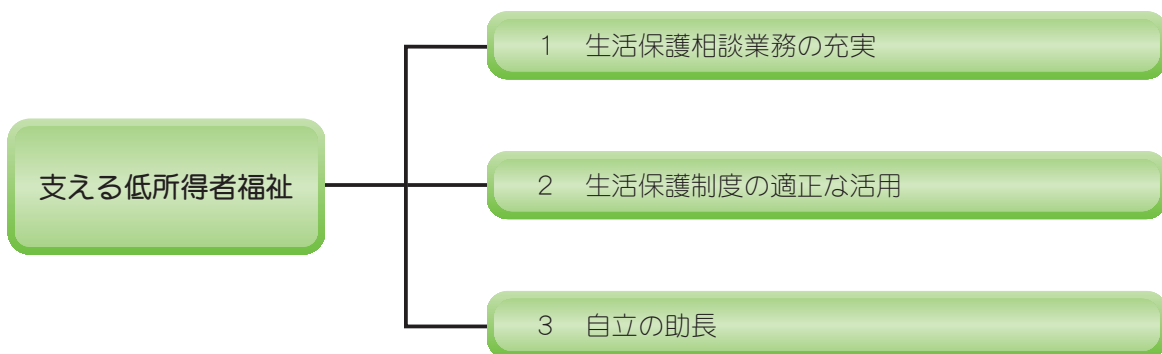
事業名	実施主体
国民健康保険事業（保険給付事業、保健事業、一時金など）	市
医療費適正化事業	市
保険税収納率向上対策	市
国民年金関連事業（受付、情報提供、周知広報、相談など）	国・市

注4 日本年金機構：国民の信頼に応えることができる公的年金制度の事業運営体制の構築を目指して、日本年金機構法に基づき、平成22年1月に設立された非公務員型の特殊法人のこと。

## 第 2 項

## 支える低所得者福祉

## 施策の体系



## 基本方針

生活保護世帯の動向は、社会や経済情勢などの社会変動に応じて推移する傾向にあり、近年の経済の悪化により、失業者の増加とともに被保護世帯が全国的に増加しています。

さまざまな生活相談に適切に対応するとともに、生活に困窮している人に対しては、生活保護制度を活用し、援助を行います。また、民生委員・児童委員などとの連携強化により、要保護世帯の把握に努めるとともに、生活保護世帯について、生活状況に応じた支援プログラムを実施し、自立を支援します。

有する面接相談員の配置など、相談業務の充実に努めます。

## 2 生活保護制度の適正な活用

生活に困窮している人に対し、生活保護制度に基づき扶助費を支給し、最低限度の生活の保障と自立を支援します。また、ケースワーカー<sup>注1</sup>の定期的な訪問活動と、民生委員・児童委員や医療機関などの関係機関と連携した援助を行います。

## 3 自立の助長

生活保護世帯の経済的・社会的自立を促すため、その状況に応じた援助を計画的かつ組織的に行う支援プログラムの活用を進めます。就労支援を中心とした支援プログラムを継続的に行うことで、生活保護世帯の生活の安定と自立生活への移行を促します。

## 施策

## 1 生活保護相談業務の充実

生活困窮や生活保護の相談について適切に対応するため、面接を重視して指導助言を行います。また、社会福祉主事などの専門的な知識を

注1 ケースワーカー：生活保護を受けている人に対してさまざまな働きかけをする職員のこと。現業員ともいう。

## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
生活保護世帯への訪問回数	回	2.7	3.2	一世帯当たりの年間平均訪問回数
自立支援プログラム支援世帯数	世帯	5	60	平成28年度までの延世帯数

## 主な事業

事業名	実施主体
生活保護給付等事業	市
生活保護相談事業	市
自立支援プログラム援助事業 ①福祉事務所による就労支援プログラム ②生活保護受給者等就労支援プログラム ③高齢者健康維持向上プログラム ④多重債務者等支援対策プログラム	市

## 第2章

# 魅力と活力ある 産業のまちづくり

### 第1節 力強く成長する工業の振興

第1項 力強く成長する工業

第2項 企業誘致の推進と産業の創出

---

### 第2節 観光の活性化と魅力ある商業の形成

第1項 にぎわう観光

第2項 魅力ある商業

---

### 第3節 活力ある農林業の振興

第1項 活力ある農林業

---

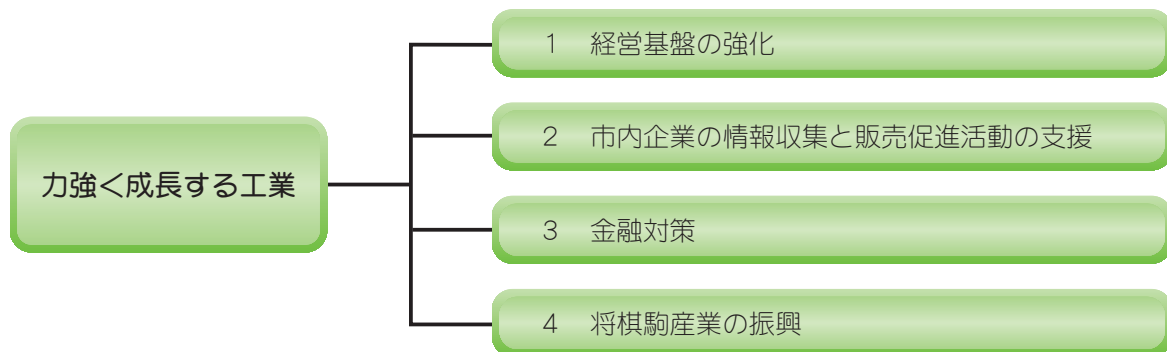
### 第4節 雇用の安定と労働環境の整備

第1項 雇用の安定と労働環境の整備

## 第 1 項

## 力強く成長する工業

## 施策の体系



## 基本方針

経済のグローバル化により国際的な競争が激化するとともに、地球温暖化対策が課題となっており、工業を取り巻く状況は近年になく厳しいものとなっています。

こうした中、各企業が持っている経営・技術資源や外部資源などを最大限に活用し、付加価値を高めていくことが極めて重要です。企業の経営基盤の安定を図るとともに、伝統産業の振興に努め、地域の活力と魅力ある就労の場を創出します。また、低炭素社会<sup>注1</sup>を目指した環境・エネルギー関連技術への取組を支援します。

## 施策

## 1 経営基盤の強化

## (1) 企業間の交流促進と知的財産の活用

異業種交流プラザ<sup>注2</sup>など、企業間の技術交

流をはじめとしたさまざまな交流を深め、新製品の開発や企業間の取引拡大を促します。独創的な発想や技術などの知的財産の適切な保護・活用による実用化を支援するとともに、企業や製品のブランド化を促進します。

## (2) 高度化と低炭素社会を目指した取組

高度技術の導入や研究開発能力の向上を図り、製品の付加価値を高め、企業の競争力強化を促進します。また、低炭素社会を目指した環境・エネルギー関連技術への取組を支援します。

## (3) 人材の育成

技術革新に対応していくために、山形大学や、高度技術研究開発センターなどの高度技術研修機関と連携し、高度な開発力や技術力を有する人材の育成を促進します。

注1 低炭素社会：二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。二酸化炭素は、地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つ。

注2 異業種交流プラザ：参加企業の持っている情報や知識等の相互活用や補完を促し、ビジネスマッチングの場の提供や、新商品・新システム等の開発の促進を目的とした交流事業。平成21年現在市内35社が参加。

## 2 市内企業の情報収集と販売促進活動の支援

市内企業についての情報収集を進め、企業が持っている優れた製品、技術、デザイン等のデータベース化を行い、市内外への販売促進活動を支援します。

## 3 金融対策

経営の安定と競争力の強化を図るため、国・県や金融機関の融資制度の活用と信用保証制度の充実を促します。

## 4 将棋駒産業の振興

国の伝統的工芸品<sup>注3</sup>に指定されている天童将



棋駒について、商工会議所などと連携して将棋駒産業育成講座などを開催し、後継者の育成を図るとともに、将棋駒製造の技術・技法の継承に努めます。また、観光宣伝活動や物産展での宣伝広告を強化するとともに、県内外での見本市や展示会、作品展に積極的に参加・出店し、将棋駒の普及と需要の拡大を目指します。

### 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
製造品出荷額	億円	2,187	2,400	現況はH19

### 主な事業

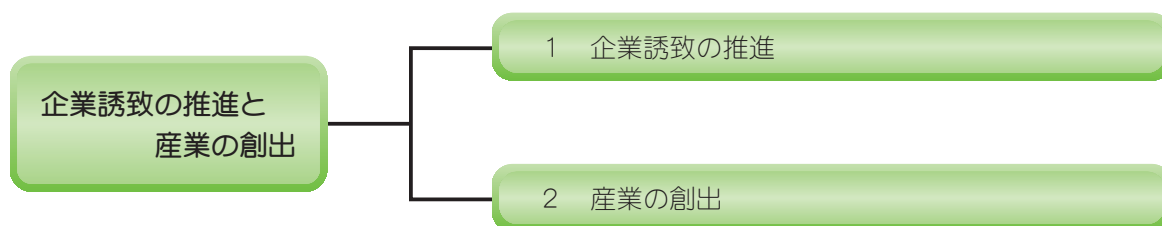
事業名	実施主体
異業種交流プラザ事業	団体
中小企業経営支援事業	市・団体
産業立地促進資金融資事業	県・市
商工業振興（金融対策）事業	市・団体
将棋駒（産業）育成事業	団体

注3 伝統的工芸品：伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づいて経済産業大臣から指定されたもの。「天童将棋駒」は、平成8年4月に指定を受けている。

## 第 2 項

## 企業誘致の推進と産業の創出

## 施策の体系



## 基本方針

本市は、山形市や仙台市に隣接するなど恵まれた地理的環境にあるとともに、新幹線などの高速交通網が充実しており、企業立地に対する潜在能力が高くなっています。世界的な経済不況により景気の先行きが見えないことから、企業の設備投資や工場新設が減退傾向にある中、潜在能力を生かし、新規企業の立地を積極的に促進していく必要があります。

地域経済の活性化に向けて、地域の特性・強みを生かした企業誘致を推進するとともに、企業立地促進法などの活用による超精密ものづくり産業や環境・エネルギー分野の新たな産業の誘致を図り、魅力ある就労の場を創出します。事業者相互間における情報や高度技術の多様な交流・連携を通して、地力のある地場産業の高度化を促します。また、既存工場を工業適地に誘導するなど、工業の適正配置を促進します。

## 施策

## 1 企業誘致の推進

## (1) 企業誘致の推進

地域経済への波及効果が大きく、雇用効果の高い優良企業を誘致するため、県企業誘致促進協議会を活用して、県や関係機関などとの緊密な連携による企業誘致の強化を図るとともに、市のホームページなどで情報発信を行います。

また、立地企業に対する相談業務を充実し、優遇制度を活用して積極的な誘致活動を展開します。

## (2) 新たな工業団地の整備

超精密ものづくり産業や、環境・エネルギー産業等の新たな産業の誘致を進めるための工業団地を整備し、魅力ある就労の場を創出します。

## (3) 既存工場の工業適地への誘導

市街地内に立地している工場などを工業適地に誘導して土地利用の純化を促し、操業環境の改善と、経営規模や業務内容の拡大を図ります。

## 2 産業の創出

経済環境の変化に強い産業構造の構築を図るため、超微細技術（ナノテクノロジー<sup>注1</sup>）や環境・エネルギー分野などの新たな高付加価値の産業、健康・福祉・医療関連事業などへの新たな事業展開を支援します。



### 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
荒谷西工業団地製造業の従業者数	人	—	430	
荒谷西工業団地製造品出荷額	億円	—	138	
荒谷西工業団地分譲率	%	—	100	分譲面積 15.7ha

### 主な事業

事業名	実施主体
企業誘致推進事業	市
産業立地促進資金融資事業	県・市
工業団地整備事業（荒谷西地区）	市

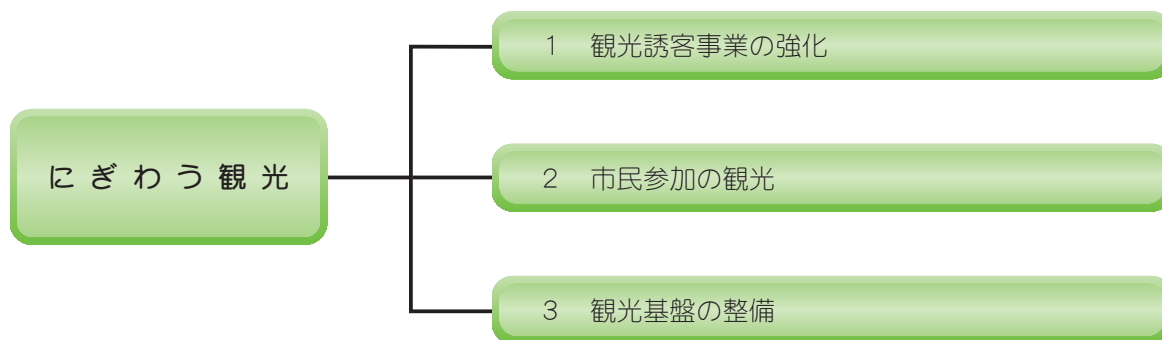
注1 ナノテクノロジー：物質をナノメートル（1ナノメートル=10億分の1メートル）のサイズで操作・制御し、ナノサイズ特有の物質特性を利用して、全く新しい機能や優れた性質を持つものを作り上げる技術。



## 第 1 項

## にぎわう観光

## 施策の体系



## 基本方針

高速交通網の整備に伴い、観光客の行動範囲はますます広域化しています。また、観光客のニーズの多様化により、観光形態も団体型から個人型、見る観光から体験する観光へと変化しています。

こうした変化をとらえて、本市の恵まれた観光資源を生かした広域連携観光を推進するとともに、1泊2日の短期型から、地域特性を生かした2泊3日程度の着地型<sup>注1</sup>観光への転換を目指し、着地型観光プログラムの整備を図ります。また、新たな観光の顔づくりに取り組むほか、仙台圏や首都圏への観光情報の発信を強化するなど、効果的な宣伝広告を展開します。

## 施 策

## 1 観光誘客事業の強化

## (1) 新たな天童の顔づくり

本市は、「天童」という名前が持つ魅力と合

わせ、「将棋駒といで湯とフルーツのまち」として広く知られています。

戦国大名織田信長の次男信雄を藩祖とする織田藩が、天保二年（1831年）から明治維新までの約40年間にわたり天童を統治したことにちなみ、「天童織田藩」や「織田の里」を観光のテーマとして掲げた、新たな天童の顔づくりを推進します。さらに、商工会議所や観光物産協会などの観光関係団体と連携し、「天童織田藩」や「織田の里」をモチーフとした「食」をはじめ、名産品などの開発に取り組みます。

また、観光物産の振興を図るため各種物産展に積極的に参加するとともに、本市への誘客を促進するため、新たな都市での観光物産展を開催します。

## (2) 広域観光の推進と天童温泉の活性化

観光物産協会や天童温泉協同組合などの市内観光関係者と共に、近隣市町の魅力ある観光地と連携した「観光圏」の整備に取り組み、国内外の観光客が2泊3日以上滞在できるエリアの形成を目指します。

注1 着地型：着地型とは、これまでの旅行商品が都市部の旅行会社で企画・造成される発地型であったのに対し、旅行目的地側主導で行うことを指す。

また、平成23年に開湯100周年を迎える天童温泉については、これまで温泉客が散策を楽しめる、温泉情緒ある温泉街を目指して整備が進められてきました。今後は、県内の観光地との広域的な観光圏を形成しながら、滞在型で競争力のある宿泊地としての天童温泉の魅力を高め、誘客の促進と活性化を図ります。

### (3) 仙台圏との交流促進

近隣の大都市である仙台市を中心とする仙台圏からの交流人口拡大は、観光関係者にとって最大の課題となっています。仙台市での観光キャンペーンや、文化振興等相互交流都市を締結している多賀城市での観光物産展の開設を行うとともに、新たな宣伝手法を取り入れながら、交流人口の拡大と観光物産の振興を図ります。

さらに、仙台圏在住の本市出身者による在仙天童会を通して、本市の魅力発信や物産の販路拡大などに努め、市民相互の交流をより一層促進します。

### (4) 四季折々の天童まつりの充実

桜まつりや夏まつり、おくのほそ道天童紅花まつりなど、本市の伝統的なまつりをより一層充実します。さらに、ふれあいと感動が得られるように、つつじ、菊花、もみじ、果物、将軍献上そば、平成鍋合戦などの観光資源を生かした四季折々のまつりを開催するとともに、通年観光地として内外への宣伝広告を強化し、誘客を図ります。

また、各種まつりを市民に親しまれるまつりとするために、市民参加型の手法を取り入れていきます。

### (5) 将棋の振興

将棋人口の拡大やファンとの交流を図るため、市民将棋大会を開催するとともに、全国大会規模のアマチュア将棋大会やプロ棋士のタイトル戦を誘致します。将棋交流室、将棋資料館への誘客促進など、将棋を通じた天童市の宣伝広告と観光客の誘客を図ります。



### (6) 観光情報の発信

インターネットによる情報提供が今後ますます重要になることから、市や観光物産協会、天童温泉協同組合などの観光関係団体、観光施設のホームページで、適時に、きめ細かな情報を発信していきます。

観光パンフレットについては、多様な需要に応じてきめ細やかに作成し、情報提供を充実します。

また、関東天童会など、県外に居住する本市出身者をふるさと大使として委嘱し、本市の魅力幅広く宣伝します。

### (7) スポーツイベントを通じた観光物産の振興

天童を本拠地とするサッカーJ1リーグ「モンテディオ山形」、プロ野球「東北楽天ゴールデンイーグルス2軍」、バレーボールVプレミアリーグ「パイオニアレッドウィングス」の試合会場や各種競技の全国大会などで観光物産展を開催するとともに本市の情報発信を行い、観光誘客を促進します。

## 2 市民参加の観光

### (1) わがまちの魅力再発見

日ごろ何気なく見過ごしがちな隠れた魅力を再発見するため、市民を対象として「再発見ツアー」や「わがまち観光講座」を開催します。また、各地区の隠れた史跡や自慢の観光スポットを掲載した「天童再発見マップ」を引き続き発行し、「わがまち・天童」に対す

る関心と愛着を高め、観光面の市民参加を促進します。

## (2) 市民総ガイドの確立

観光客と市民との交流を促進し、本市へのリピーターの増加を図るため、市民による観光ボランティアやガイドなどの養成と、観光施設間の連携を強化するとともに、誘客宣伝に努め、魅力ある観光地づくりを目指します。

## (3) 推進体制の確立

観光事業を全市挙げて推進するため、活動の中心となる観光物産協会や天童温泉協同組合などの観光関係団体と共に（仮称）天童市観光推進懇談会を設立し、今後の観光や交流のあり方について調査研究を行うとともに、観光振興に向けた取組を積極的に推進します。

# 3 観光基盤の整備

## (1) 歴史的、文化的資源・施設の活用

市街地には、織田信長ゆかりの建勲神社などの神社仏閣をはじめとする歴史資源や、将棋資料館・美術館などの文化施設が点在しており、これらを「まちなか散策コース」に組み入れるとともに、「織田の里」に視点を置いた新たな歴史散策マップを作成し、重層的な魅力を創出します。

さらに、市内の観光施設や歴史・文化施設、観光情報センター、美術館・資料館、ホテル・旅館などを結んだ観光ネットワークの整備を促進するとともに、観光関係団体と連携し、着地型観光コースの開発に取り組みます。



## (2) 舞鶴山の整備

自然豊かで、四季を通して植物や野鳥の観察などが楽しめる舞鶴山を憩いの公園とするため、市民や観光客が散策を楽しめる散策コースを整備するとともに、愛宕沼については、親水空間としての機能の充実を図ります。

また、人間将棋の会場となる山頂広場については、人間将棋の臨場感が感じられるような整備を図ります。

## (3) 観光農業の充実

さくらんぼをはじめとする観光果樹園の来訪者へ、適時な情報を提供するとともに、観光農業の事業者に対し、接客作法の向上や良質果実の提供を促し、観光客に喜ばれる観光農業を目指します。

また、体験型観光のメニューを開発し、誘客を図ります。

## (4) 二次交通網の整備

今後の観光で中核的な位置を占める中高年者を誘客するには、高速交通と接続する二次交通網の充実が不可欠になっています。そのため、現在運行されている観光駅馬車をはじめ、二次交通網の整備を支援します。

## (5) 観光案内板などの整備

観光客の行動の広域化とともに、海外からの観光客も年々増加しています。外国人観光客にとって分かりやすい観光地とするため、外国語表示の観光案内板の設置などの整備を進めます。

## (6) 観光施設の維持・管理

観光情報センター、将棋資料館、天童高原ウォーキングセンター等の適切な維持・管理を行い、観光客の利便性の向上を図ります。

## (7) 受入体制の強化・充実

観光物産協会や天童温泉協同組合などの観光関係団体と連携を強化し、観光事業従事者の接客講座や観光に関する学習会を開催し、観光客の受入体制の強化・充実を図ります。

## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
観光誘客数	万人	246	260	
関東圏からの観光客の割合	%	36	40	くちびる美人コンテストの応募割合から算出
天童桜まつり入込者数	人	45,000	80,000	
天童夏まつり入込者数	人	140,000	160,000	
おくのほそ道 天童紅花まつり入込者数	人	15,000	18,000	
平成鍋合戦入込者数	人	40,000	50,000	
天童雛飾り入込者数	人	10,983	12,800	
観光情報センター案内件数	件	6,350	7,000	

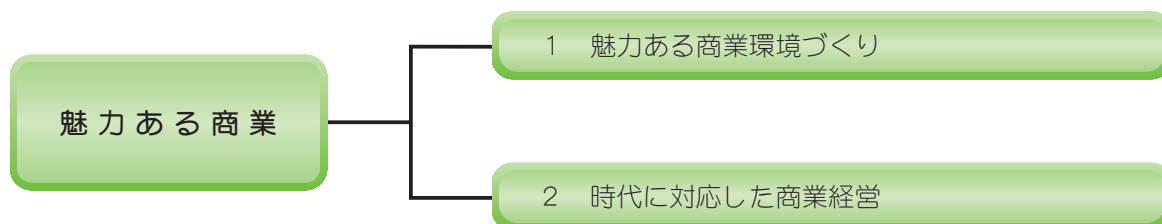
## 主な事業

事業名	実施主体
新たな天童の顔づくり事業	市・団体
広域観光圏整備への取組	市・団体
関東圏・仙台圏での観光物産事業	市
天童桜まつり	実行委員会
天童夏まつり	実行委員会
おくのほそ道 天童紅花まつり	実行委員会
平成鍋合戦	協議会
将棋振興事業	市
スポーツイベントでの観光物産展の開催	市・団体
(仮称) 天童市観光推進懇談会	市・団体・民間
観光駅馬車運行事業	団体

## 第 2 項

## 魅力ある商業

## 施策の体系



## 基本方針

広域道路網の整備による商圈の広域化や、消費者ニーズの多様化により、仙台市や市外の大型店への消費流出が進行し、年間商品販売額は伸び悩んでいます。また、経済不況が続く中、商業を取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした中、本市の商業の活性化を図るためには、多様化する消費者ニーズに対応した、魅力的な商業環境を形成する必要があります。

まちににぎわいを創出するため、芳賀地区においては新たな生活交流拠点の形成を促します。既存商店街においては、情報発信や各種サービス機能などを充実し、地域住民に親しまれる、地域に密着した商店街を目指します。

## 施策

## 1 魅力ある商業環境づくり

## (1) 商業環境づくりの促進

多様化する消費者のニーズに対応し、市民生活の利便性を向上させるため、芳賀地区における新たな生活交流拠点の形成を促すとともに、既存商店街との連携を図り、魅力ある調和の取れた商業環境づくりに努めます。

## (2) 商店街活性化の促進

商店街の活性化については、インターネットなどを活用した商品情報の提供を充実するとともに、ポイントカードを活用した活性化を図り、地域住民に親しまれる、地域に密着した商店街を目指します。また、催し物の開催など、商店街や商店街連合会の活動を商工関係団体と連携して支援します。

## 2 時代に対応した商業経営

## (1) 組織の育成・強化と人材の育成

消費者ニーズや経営環境の変化に的確に対応し、経営基盤の強化を図るため、商工会議所などの経営指導団体と連携し、各商店街組織の育成・強化や、商業経営者の育成に向けた研修事業などを支援します。

## (2) 金融対策の充実

国や県の融資制度の積極的な活用を促進するとともに、時代の変化に対応できる経営基盤の安定と強化を支援します。

## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
商品販売額	億円	1,734	1,950	現況はH19
店舗販売面積	m <sup>2</sup>	100,026	130,000	現況はH19

## 主な事業

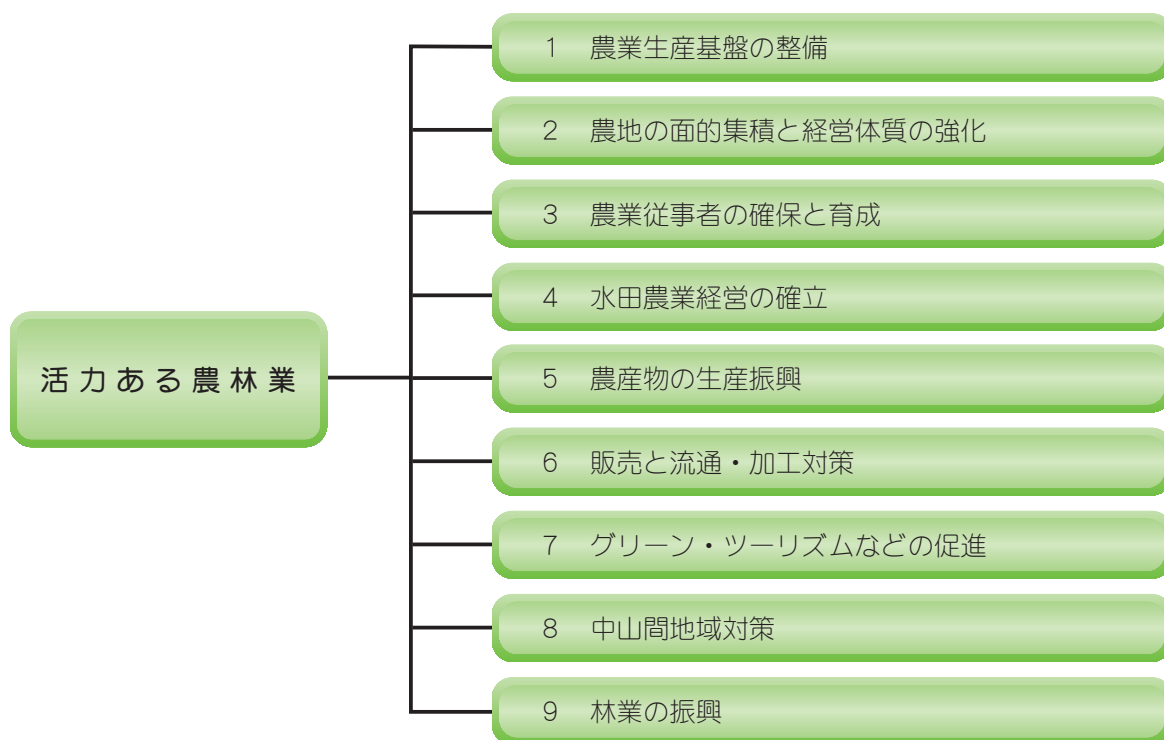
事業名	実施主体
中小企業経営支援事業	市・団体
商工業振興（金融対策）事業	市・団体



## 第 1 項

## 活力ある農林業

## 施策の体系



## 基本方針

農畜産物の輸入自由化の拡大、食品の安全と消費者の信頼の確保、農業・農村の持つ多面的機能の保持や後継者不足など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。こうした中、食料自給率の向上と、農業の持続的な発展に向けた取組が求められています。

本市の持つ地理的・自然的条件を生かすとともに、社会経済情勢の変化に適応した営農体系を構築し、担い手<sup>注1</sup>農家が意欲を持って取り組める、魅力ある職業としての農業の確立を目指します。また、食料自給率の向上を図るため、

地産地消を推進します。

林業の振興については、森林の有する公益的機能の保全と経済活動との調和を図りながら、森林の保全に努めます。

## 施策

## 1 農業生産基盤の整備

農道については、基幹的農道から耕作道まで系統立てた計画のもとに整備を進め、農産物の品質向上と農作業の効率化を図ります。

水田の整備は、ほ場の再整備などの条件整備

注1 担い手：効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営。

を促進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図ります。畑地については、小規模な状態を解消するため、団地化や施設の整備を促進します。

遊休農地の発生防止と解消を進め、農地を良好な状態で保全します。また、定年後の帰農など、新たに農業を行う人が取り組みやすい条件の整備や、栽培しやすい作物の導入を促進し、農地の有効利用を図ります。

国土や環境の保全、水資源のかん養、自然景観の形成や伝統文化の継承など、農業・農村が持つ多面的機能の維持・向上を図るため、積極的な情報提供を行い、市民の理解を促進するとともに、農業生産基盤の適切な維持管理を促します。また、農業用水路の適正な管理を進め、親水空間としても活用できるよう整備を促進します。

## 2 農地の面的集積と経営体質の強化

農業経営の安定を図るため、経営のさらなる大規模化・効率化が求められていることから、地域内の農地をまとまった形で担い手に再配分し、面的集積を促進する仕組みづくりを進めます。

平成21年12月に改正農地法等が施行されたことにより、農地の賃貸借が緩和され、農業生産法人<sup>注2</sup>以外の法人についても農地の賃貸が可能となりました。こうした中、今後も認定農業者<sup>注3</sup>をはじめとした意欲ある先進的な担い手に主眼を置き、農地の集積を進めるとともに、経営体質の強化に向けて支援します。また、法改正に伴う農地の新たな権利移動については、地域との調整が重要となることから、地域の認定農業者をはじめとした農家との話し合いを十分に行いながら進めていきます。

## 3 農業従事者の確保と育成

産業構造の変化や都市化、労働力人口の減少により、農業従事者の減少・高齢化が進行し、農業労働力のぜい弱化が進行しています。農業従事者の減少を抑制するとともに安定確保を図るため、新規就農者や農業後継者、女性農業者の確保・育成を支援します。さらに、新たな農業従事者が円滑に担い手に移行できるよう、生産技術や農業経営に関する指導・支援を充実します。

「天童市経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」により認定された農業者に対しては、経営改善計画達成に向けた各種支援を行い、安定的かつ効率的な農業経営を促進します。

## 4 水田農業経営の確立

本市の水田農業を総合的・効率的に振興するため、水田農業の担い手の育成を図り、担い手を中心とした生産構造を築くとともに、農業者・農業団体が主体となった米の需給調整の仕組みを確立し、需給の動向に対応した高品質・良食味米の計画的な生産を進めます。また、水田の高度利用による米以外の作物の産地づくりを促進し、収益性の向上を基本とした転作作物の導入など、本市の特性を生かした水田農業の再構築を図ります。

## 5 農産物の生産振興

### (1) 農産物の安全性の確保

化学肥料や農薬の使用の低減を誘導するなど、環境にやさしい農業技術を普及するとともに、トレーサビリティ<sup>注4</sup>を徹底し、安全で安心な農産物を消費者に提供できる体制を確

注2 農業生産法人：農地等の権利を取得することができる法人で、①法人形態要件、②事業要件、③構成員要件、④役員要件のすべてを満たす法人。

注3 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。

注4 トレーサビリティ：食品の生産から加工・流通・販売までの過程を明確に記録し、商品からさかのぼって確認できるようにすること。



立します。

## (2) 稲作の振興

効率的で安定した稲作経営を実現し、直播き栽培技術や酒米栽培などの確立と普及に努めるとともに、特別栽培米<sup>注5</sup>など、消費者の需要に対応する高品位米の栽培を促進します。さらに、食料自給率向上のために、高品質・良食味米の計画的な生産を促進し、地元での消費を拡大するとともに、米粉を活用したパン・麺などの新たな商品を開発し、米粉用としての新規需要米の消費拡大を図ります。また、稲作経営の省力化と低費用化のための直播き栽培に対応するため、直播関連機の導入について支援します。



## (3) 果樹の振興

本市の気象条件・地理的条件などを考慮し、中・長期的に本市に適した品種の選定を行い、有望品種の導入を促すとともに、異常気象等による自然災害防止施設の整備を促進し、高品質で安定した果実の生産を目指します。また、農薬使用の低減や農業用使用済プラスチックの再利用を進めるなど、環境負荷を低減する農業を促進します。

## (4) 畜産の振興

粗飼料の生産基盤の確立や機械・施設の効

率的利用を進め、経営能力に優れた中核となる畜産農家を育成します。また、耕種農家と連携した土づくりを促進します。

## (5) 野菜の振興

各種の補助制度を活用し、計画生産や出荷体制づくりを促進します。また、本市の特性に合った品目の栽培を促進するとともに、販路の拡大を支援し、地場生産物の高付加価値を進めます。

## (6) 花きの振興

優良品種の導入や施設栽培を促進し、産地づくりを進めます。

## (7) 自然循環型農業の確立

畜産農家と耕種農家が連携した自然循環型農業を促進します。

## 6 販売と流通・加工対策

優良品種の導入や高品質・安定生産、共選・共販体制を促進するとともに、農畜産物の価格安定を図り、天童ブランドを確立します。また、地元産農畜産物の消費拡大を促進するため、地産地消の仕組みを構築します。

## 7 グリーン・ツーリズムなどの促進

本市の重要な観光資源の一つである農産物を、山形新幹線などの高速交通網を活用した広域観光ルートに組み込み、観光農業を促進します。また、天童市グリーン・ツーリズム<sup>注6</sup>ネットワークの拡充を図り、青果物・加工品の直接販売活動を通して、都市との交流を促進します。

農業の果たす役割や大切さを理解してもらうために、農業生産の仕組みや収穫の喜びを知ることができる体験農業を促進します。

注5 特別栽培米：その農産物が生産された地域の慣行レベルに比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、もしくは化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された米。

注6 グリーン・ツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

## 8 中山間地域対策

農業生産面で条件が不利な中山間地域においては、地域の自然条件に合った作物の導入や地域特産物を生かした加工品の開発を促進するとともに、交流活動や集落活性化の取組を支援し、中山間地域の振興を図ります。

近年、中山間地域における農産物の鳥獣被害が深刻化しているため、被害防止対策に計画的に取り組めます。

## 9 林業の振興

林業・木材産業の低迷により林業離れが進み、荒廃した森林が増加していることから、県のみどり環境税による森林整備事業と連携し、森林整備の必要性の啓発や、森林資源の整備と保全に努めます。また、関係団体と連携し、荒廃した森林整備と合わせた作業道の整備を推進し、林産物の流通を促進します。

### 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
農家戸数	戸	2,744	2,534	
農業就業人口	人	4,289	3,897	
認定農業者数	人	251	270	
農地集積の面積	ha	430.3	750.0	
遊休農地の面積	ha	26.7	25.0	
V溝直播施行面積	ha	約20	約100	
農業産出額	億円	106	110	
農作物有害鳥獣被害額	千円	109,528	30,000	

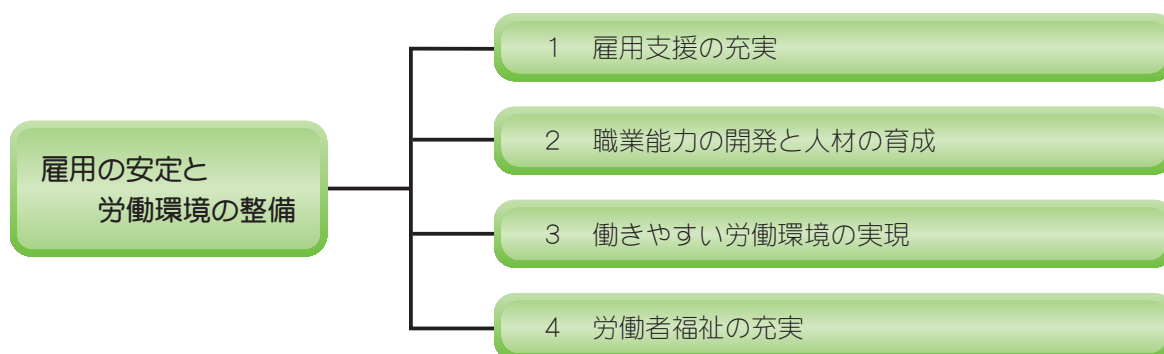
### 主な事業

事業名	実施主体
農道維持管理事業	市
農地・水・環境保全向上対策	協議会
農業担い手確保・支援事業	市
遊休農地解消対策事業	市
認定農業者農地流動化事業	市
V溝直播関連機導入支援事業	市
学校給食米粉パン・麺利用促進事業	市
おうとう結実確保対策事業	市
有害鳥獣農作物被害対策事業	協議会など
「絆の森林」整備事業	市
森林病虫害防除事業	市

## 第 1 項

## 雇用の安定と労働環境の整備

## 施策の体系



## 基本方針

経済不況に伴い企業の業績が悪化する中、求人数が大幅に減少するとともに、派遣労働や請負などの不安定雇用が増加しており、安定した就労の場の確保が求められています。

新規就労者などの若年労働者が夢を持てるような雇用機会の拡大と職業定着を促進するとともに、働く意欲のある中高年者や女性、障がい者などの雇用促進に取り組みます。

市内事業所における人材の確保と育成を図るため、商工会議所や関係機関と連携し、人材育成事業などについて支援するとともに、市内の経済・雇用状況を適時、的確に把握し、必要な情報の発信を行います。

家庭と仕事の両立を支援するなど、働きやすく、働く意欲の持てる労働環境づくりを促します。また、労働者が健康で豊かに暮らすことができるよう、労働者福祉の充実を促進します。

## 施策

## 1 雇用支援の充実

市内で提供される就労に関する支援情報を、求職者に効果的に提供します。また、国・県や関係機関と連携した就労相談を充実し、就職を支援します。

## 2 職業能力の開発と人材の育成

就業構造の変化に適應し、企業から求められる技術や能力を持つ労働者を育成するため、学生を対象としたインターンシップ<sup>注1</sup>や企業訪問の受入を企業に呼び掛けるほか、労働者の各種講座や研修への参加を支援します。

## 3 働きやすい労働環境の実現

働きやすく、安全で安心な労働環境を実現するため、労働安全衛生の普及啓発に努めます。

注1 インターンシップ：学業についている者が、企業や官公庁などで自らの専攻や将来の職業選択に生かすため就業体験すること。

少子高齢社会や男女共同参画社会を踏まえ、育児・介護休業の取得促進や子育て環境の充実など、家庭と仕事の両立を図るための環境づくりに取り組むよう、企業に対し働きかけを行います。また、障がい者の社会参加を支援し、誰もが生き生きと安心して働ける労働環境の整備を促します。

## 4 労働者福祉の充実

労働者が健康で豊かに暮らせるよう、勤労青少年ホームや企業が所有する勤労者福利厚生施設の活用により、文化・教養の向上や健康増進、余暇活動の充実を促進します。

また、労働者のための生活安定資金の融資など、融資制度の充実・強化に努めます。

### 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
高校卒業者の地元定着率	%	33	40	市内高校卒業者の県内就職率
有効求人倍率	倍	0.73	1.20	山形労働局管内

### 主な事業

事業名	実施主体
雇用創出等対策事業	団体
労働福祉促進事業	団体ほか



## 第3章

# 緑ある住みよい 環境のまちづくり

### 第1節 自然と共生したまちづくりの推進

- 第1項 かけがえのない地球環境
- 第2項 身近にある環境の保全
- 第3項 互いに心がける環境衛生

### 第2節 快適な日常生活圏の形成

- 第1項 良好な環境の市街地と田園集落
- 第2項 人・まちをつなぐ道路
- 第3項 安全できれいな川
- 第4項 安全で利用しやすい公共交通

### 第3節 身近な生活環境の充実

- 第1項 生活を支える上・下水道
- 第2項 うるおいのある公園・緑地

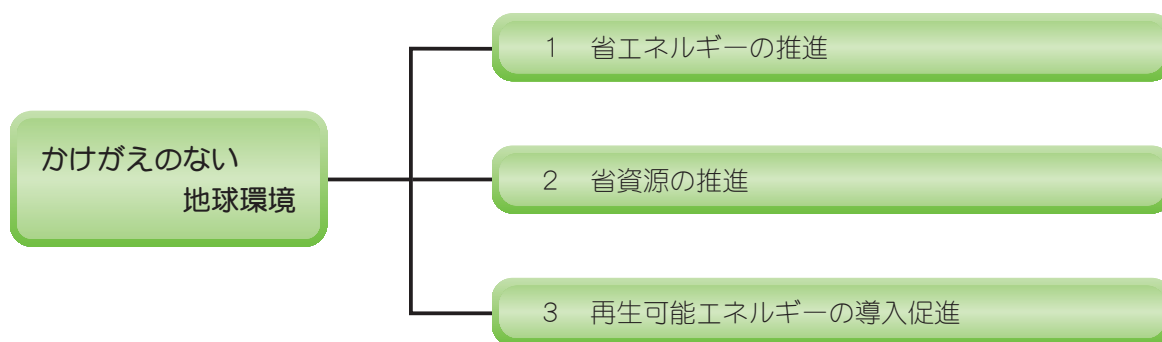
### 第4節 安全・安心な地域体制の構築

- 第1項 地域から守り備える防災
- 第2項 市民生活を守る消防
- 第3項 明るいまちを築く防犯・消費生活
- 第4項 交通安全意識の高揚

## 第 1 項

## かけがえのない地球環境

## 施策の体系



## 基本方針

地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模での環境問題が一層深刻化しているため、低炭素社会<sup>注1</sup>の実現を目指し、持続可能な循環型社会を構築する必要があります。そのため、省エネルギー・省資源の取組を促すことで、市全体の二酸化炭素排出量を削減するとともに、再生可能エネルギーの導入と啓発を促進します。

水資源については、地下水の汚染問題などが発生しないように、水源地の環境を整備するとともに、適正な揚水とかん養を行い、水源の枯渇や地盤沈下を防ぎます。

## 施策

## 1 省エネルギーの推進

地球温暖化などの地球環境問題を踏まえ、家庭などの身近なところからできる省エネルギー

対策を促すため、市民をはじめ、学校、企業、地域社会などでも積極的に啓発していきます。

また、ガソリンなどの化石燃料の消費量を抑制し、車社会が環境に及ぼす影響を次第に少なくするため、電気自動車などの次世代自動車の導入を促進します。

## 2 省資源の推進

限りある資源を大切にし、持続可能な循環型社会を構築するため、生活用品登録紹介制度により、再生品の活用、再使用を推進します。また、簡易包装の促進や過剰消費の抑制などを啓発することで、省資源意識の定着を目指します。

地下水を保全するため、宅地内への雨水浸透施設の設置を促進するとともに、人工かん養施設としての逆さ井戸<sup>注2</sup>を設置し、適切に管理します。また、天童地区地下水利用対策協議会の活動を支援し、適正な揚水とかん養を行います。

注1 低炭素社会：二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。二酸化炭素は、地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つ。

注2 逆さ井戸：農業用水を人為的に地下にかん養し、地盤沈下や地下水の枯渇を防止するための施設。

### 3 再生可能エネルギーの導入促進

太陽光発電や風力発電などによる地球にやさしいエネルギーや、廃棄物熱やバイオマス資

源<sup>注3</sup>による再生利用型エネルギーの利用、従来型エネルギーの新たな利用について理解を深め、再生可能エネルギーの導入を促進します。

#### 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
住宅用太陽光発電システム設置補助件数	件	26	96	平成17年度以降の設置補助の総件数

#### 主な事業

事業名	実施主体
再生可能エネルギー導入事業	市



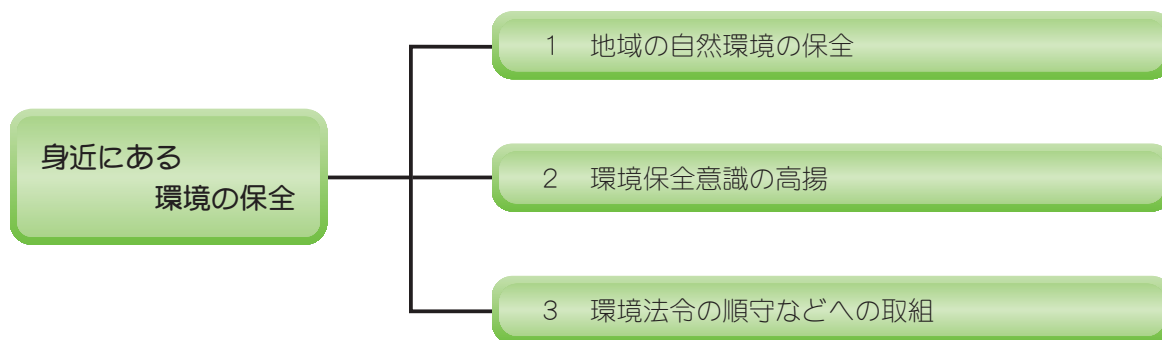
注3 バイオマス資源：植物から生まれた再生可能な有機性資源。代表的なものに家畜排せつ物や生ごみ、木くず、もみがらがある。



## 第 2 項

## 身近にある環境の保全

## 施策の体系



## 基本方針

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、身近にある環境を保全していくことで、環境への負荷が少ない、持続的発展が可能な社会の実現を目指します。また、公害の未然防止や大気・水質・土壌の保全、騒音・振動・悪臭・不法投棄などへ適切に対応します。

かわりを考え、荒廃した森林の整備を実施し、森林の持つ公益的機能を維持します。

## (3) 多様な生物の保全

自然環境と地域の社会的環境の調和を目指しつつ、多様な生物の生育環境が守られるように、緑や水辺の環境保全に努めます。

## 2 環境保全意識の高揚

## (1) ライフスタイルの見直し

環境問題を地球的規模で考え、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から、資源を保全・再生利用する循環型社会への転換を目指して、ライフスタイルを変える活動を展開し、「もったいない」という意識を醸成します。このために、3R<sup>注1</sup>（リデュース・リユース・リサイクル）運動などを市民や市民団体との協働の下に展開し、プラスチック製容器包装類の分別やマイバッグ・マイ箸運動の普及、トレイ等の容器回収をはじめとする資源再生利用に努めます。

## 施 策

## 1 地域の自然環境の保全

## (1) 大気・土壌などの保全

関係法令などの基準・指標の順守により、自然環境を適切に保全し、大気・土壌などを良好な状態に保持します。

## (2) 森林機能の保全

東部山間地域の森林などの豊かな緑を未来の子どもたちに引き継ぐため、森と人とのか

注1 3R: Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル) の3つの英語の頭文字を表している。リデュースはごみの発生抑制、リユースは再使用、リサイクルはごみの再資源化を意味する。

**(2) 市民活動の支援と環境教育の推進**

緑の少年団の育成強化や、森林ボランティアなどの環境に配慮した生活・行動の実践を支援します。

また、親子環境教室や新エネルギー教室の開催、環境アドバイザー派遣制度の活用、学校教育の中での環境教育や環境活動クラブへの支援などにより、環境保全の意識を高める環境教育を推進します。



**3 環境法令の順守などへの取組**

**(1) 公害の未然防止**

大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭・不法投棄については、法律や県の条例などに基づく実態調査を行い、指導や規制措置を行います。

**(2) 環境問題の相談処理**

近隣の生活環境に関する苦情などについては、現地調査を行いながら、相談者と原因者の理解と協力による解決を図ります。

**(3) 天童市環境マネジメントシステムの推進**

本市の行う事務・事業において、環境への負荷の低減や改善に関する取組を通して、地域の環境保全に努めます。

**主な指標**

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
花いっぱい運動参加団体数	団体	55	60	
エコクラブ数	クラブ	3	10	小中学生を対象とした環境活動クラブ数

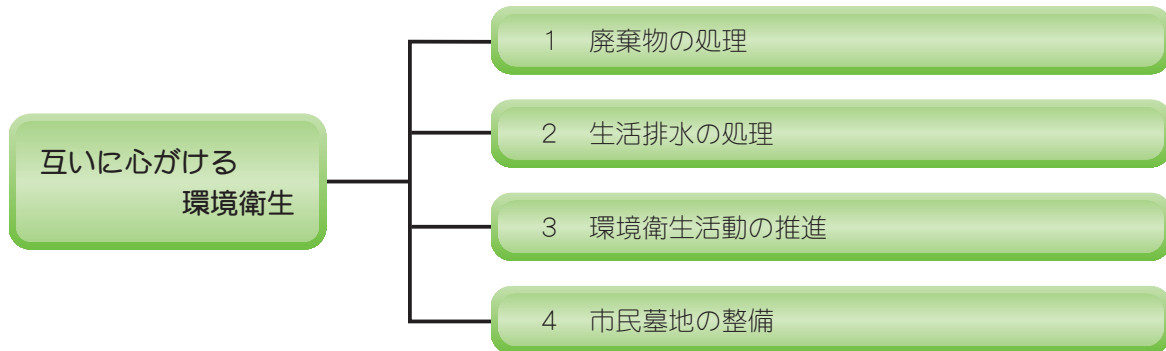
**主な事業**

事業名	実施主体
花いっぱい運動推進事業	市
環境基本計画推進事業	市
環境学習実践事業	市

## 第 3 項

## 互いに心がける環境衛生

## 施策の体系



## 基本方針

地球環境に負荷の少ない循環型社会の構築と良好な環境の整備を図るため、市民、企業、行政がそれぞれの適切な役割分担の下に協力し合い、廃棄物の減量化・分別・再生利用・適正処理や環境衛生の保持、環境美化を行います。

下水道の整備と水洗化を進めるとともに、下水道の計画区域外については、合併処理浄化槽の普及を促進し、水や土壌の汚染の原因となる生活排水の適正な処理を推進します。

市民墓地については、自然環境と調和した整備と適切な管理に努めます。

## (2) 分別収集とリサイクル

資源物の分別収集と再商品化を促進するため、新たにプラスチック製容器包装類の分別収集を実施します。また、資源回収団体や業者を支援し、資源物拠点回収を継続するとともに、資源となる古紙などの再生利用を積極的に促進します。

事業所から排出される一般廃棄物については、分別の徹底と処理料金の見直しを図ります。

一般廃棄物の減量化のため、廃棄物を飼料・肥料・燃料などへリサイクルする民間の処理施設の利用を促進します。

## 施策

## 1 廃棄物の処理

## (1) 廃棄物の排出抑制と収集処理体制の整備

ごみの排出量による公平な負担を図るため、指定ごみ袋の有料化を継続するとともに、処理費用に対する意識を高め、ごみの排出量を抑制します。また、市民の需要に応じた適切な収集処理体制を整備します。

## 2 生活排水の処理

下水道の計画区域外における生活排水対策として、地下水や土壌などへの負荷を少なくするため、浄化槽整備事業費補助制度などを活用し、合併処理浄化槽の普及を図ります。また、下水道未整備地区と計画区域外においては、し尿と浄化槽汚泥の迅速な収集に努めます。

### 3 環境衛生活動の推進

日常生活で不快を感じる不法投棄やごみ捨て、犬のふん害、カラスの被害などをなくすため、環境衛生委員や環境衛生組合連合会、各地区自治会などの市民組織、警察・県などの行政機関と連携して、地域パトロールなどを実施しながら、良好な環境を保持します。



### 4 市民墓地の整備

人生の終えんを迎えた市民が、安らかに永眠できるように、豊かな自然環境と調和した市民墓地の整備と適切な管理を行います。

## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
一人1日当たりの家庭系ごみの排出量	g	835	654	ごみステーションからクリーンピア共立へ搬入されるごみの総量÷人口÷365日
狂犬病予防注射の実施率	%	84.7	100	狂犬病予防注射の実施頭数÷犬の登録頭数×100
水洗化率	%	84.8	92.0	下水道処理区域内人口のうち、下水道に接続している人口の割合
合併処理浄化槽普及率	%	51	80	合併処理浄化槽整備区域内人口に対する合併処理浄化槽整備済み人口

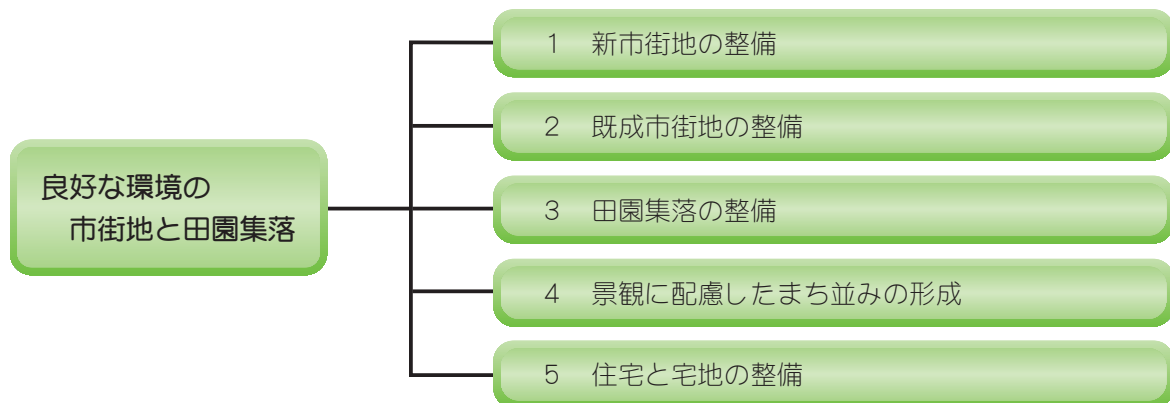
## 主な事業

事業名	実施主体
ごみ・し尿収集処理事業	市
ごみ減量・再資源化推進事業	市
市民墓地及び供養塔整備事業	市
公共下水道事業	市
浄化槽整備事業	市

## 第 1 項

## 良好な環境の市街地と田園集落

## 施策の体系



## 基本方針

本市の土地の利活用については、公共の福祉を優先し、自然環境を保全しつつ長期的な視野に立って、合理的かつ計画的に行う必要があります。そのため、地域特性などを考慮した計画的な土地利用を促進し、ユニバーサルデザイン<sup>注1</sup>を取り入れながら、新市街地と既成市街地の都市基盤整備を継続して実施するとともに、都市景観や文化などに十分配慮し、地区計画などを活用しながら快適に暮らせるまち並みを形成します。また、田園集落については、農業・農村の持つ豊かな自然、景観等の魅力を最大限に生かし、快適な環境を保全した上で、活性化をもたらす条件整備を行い、活力とうるおいのある農村の創造を目指します。

既存の市営住宅については、計画的な改修を行い、良好な居住環境を備えた住宅を安定的に

供給します。また、市民の持ち家志向に応えるため、優良な宅地の安定供給を進め、一般住宅の建設を促進します。

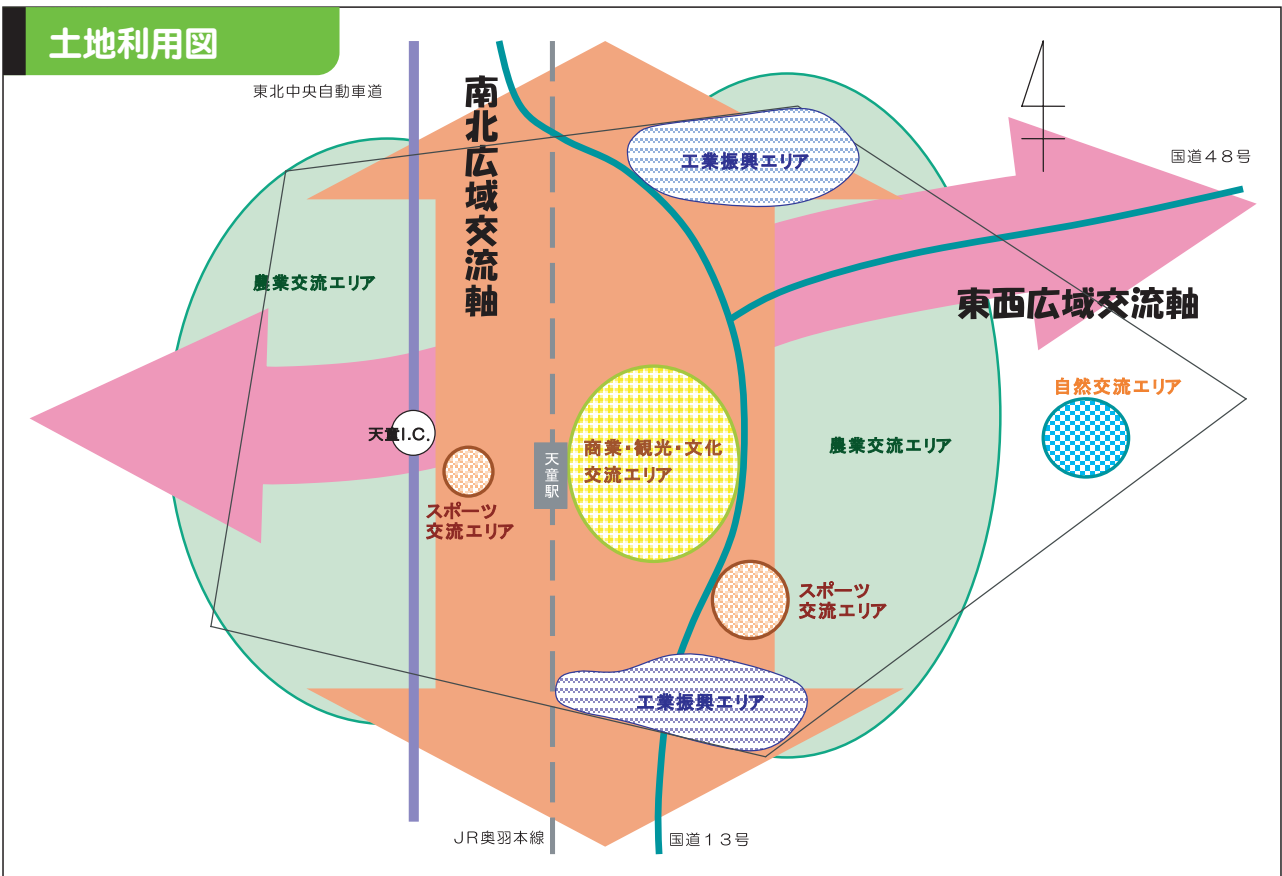
## 施策

## 1 新市街地の整備

芳賀地区については、良好な居住環境の整備による定住人口の増加と本市の新たな生活交流拠点の形成を目的として、市内外とのアクセス機能の向上を図りながら、土地区画整理事業による整備を促進します。また、少子高齢社会に対応するとともに、低炭素社会を目指す「歩いて暮らせるまち」によって集約型都市構造<sup>注2</sup>の実現を図るため、公共交通の充実に向け調整を図ります。

注1 ユニバーサルデザイン：あらゆる年齢や性別、体型、障がいの有無や程度にかかわらず、誰にでも使いやすいように製品などをデザインすること。さまざまな商品やサービス、ファッション、建物、設備、街、交通機関など、あらゆる分野に通用する。

注2 集約型都市構造：自家用車に過度に依存しなくとも、徒歩や自転車で買い物などの日常生活を不自由なく送ることができる都市構造のこと。



## 2 既成市街地の整備

既成市街地については、補助制度や関連事業との連携を図りながら、観光拠点や防災まちづくりなど地域の特性に応じた整備を推進します。

## 3 田園集落の整備

減少傾向にある集落部の定住人口を確保し、活力を維持・発展させることを目的として、県住宅供給公社や民間活力の導入による田園型住宅地の整備と供給を促進します。

また、緑豊かでゆとりある生活環境での定住を志向する市民ニーズに応えるため、優良田園住宅認定制度を活用するとともに、集落部における民間の開発計画については、田園集落の土地利用との調整を図り、地区計画の設定を行った上で整備を促進します。

## 4 景観に配慮したまち並みの形成

### (1) 地区計画などの誘導施策の導入

地区計画の導入により、目的に沿った土地利用を促進し、地震などの災害や防犯などにも対応した安全で安心して暮らせる良好なまち並みを形成します。

### (2) 歴史と文化に配慮したまちづくり

地域の特性を生かした、地区計画やまちなみ協定<sup>注3</sup>により、景観や、歴史と文化の香りを大切にするまちづくりを進めます。

### (3) 緑化の推進

生垣設置奨励補助制度の普及促進などによって緑化を推進し、緑豊かなまち並みを形成します。

### (4) 電線類の地中化の推進

美しいまち並みや良好な都市景観の形成、災害に強いまちづくりにとって欠くことので

注3 まちなみ協定：建物、塀等のデザインや色使いに基準を設けて、統一感のあるまち並みを形成しようとする、地域住民同士の協定のこと。本市では、「天童古城西羽州街道まちなみ協定」があり、地域の歴史や文化に配慮したまち並みづくりが行われている。

きない電線類の地中化を推進します。

#### (5) 公共・公益施設のユニバーサルデザインの推進

道路、公園、保健・医療・福祉施設などの公共・公益施設については、ユニバーサルデザインを取り入れ、高齢者や障がい者、幼児等にやさしい施設整備を進めます。

## 5 住宅と宅地の整備

### (1) 公営住宅の整備

市営住宅については、計画的な改修を行い、長寿命化と居住環境の向上を図ります。

### (2) 民間住宅の建設促進

地区計画などにより、一戸建て住宅と民間賃貸住宅との適正な配置を促進します。

また、市民の持ち家志向、居住環境の改善に対応し、在来工法による住宅の新築や増築を促進するため、県の融資制度の有効利用を促進します。

### (3) 高齢社会に対応する住宅の普及促進

在宅介護支援などの福祉施策と協調し、ユニバーサルデザインの導入に配慮しながら、住宅内の段差解消や手すりの設置など、高齢者が安全で安心して暮らせる高齢者対応型住宅の普及に努めます。

### (4) 住宅の耐震化の促進

耐震相談窓口の開設や木造住宅耐震診断士派遣事業と木造住宅耐震改修助成事業を活用し、住宅の耐震診断と耐震改修を総合的に推進します。



## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
芳賀土地区画整理事業進捗率	%	7.9	100	累積事業費÷総事業費×100
天童北部防災モデル地区まちづくり事業進捗率	%	66	100	累積事業費÷総事業費×100
田園集落の住宅地供給区画数	区画	19	69	山形県住宅供給公社の住宅地分譲区画数
天童古城まちづくり整備事業進捗率	%	36.8	100	累積事業費÷総事業費×100
生垣設置延長	m	8,510	9,700	補助を開始した昭和63年以降の生垣設置補助の総延長
電柱地中化道路の延長	m	4,918	7,268	電柱地中化事業を開始した平成11年度以降の電柱地中化道路の延長

## 主な事業

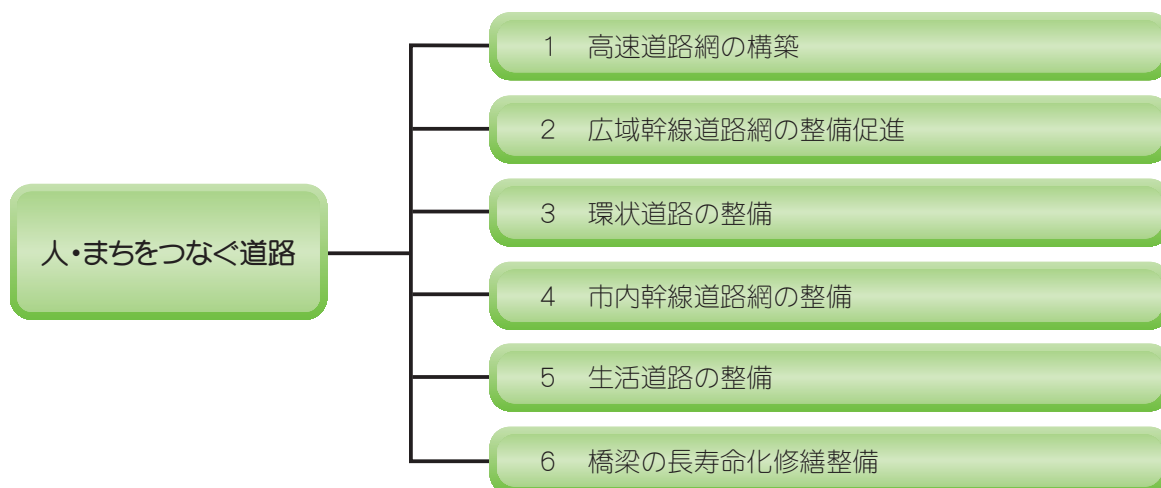
事業名	実施主体
芳賀土地区画整理事業	土地区画整理組合
天童北部防災モデル地区まちづくり事業	市
天童古城まちづくり整備事業	市
生垣設置奨励補助事業	市
電柱地中化事業	県・市
木造住宅耐震診断士派遣事業	市
造住宅耐震改修助成事業	市



## 第 2 項

## 人・まちをつなぐ道路

## 施策の体系



## 基本方針

現在の車社会における道路は、市内外との交流や物流などを行う上で欠かせない都市基盤となっており、より利便性が高く機能的な道路の整備が求められています。そのため、本市と近隣の都市圏を結ぶ広域幹線道路や地域を結ぶ環状道路・放射状道路を整備することで、人的・経済的な交流を促し、日常生活圏の広域化や地域間交流の拡大に対応していきます。さらに、ユニバーサルデザインに十分留意しながら、歩道の段差解消などを進め、人にやさしい道路整備を推進します。

橋梁については、長寿命化修繕計画を策定し、アセットマネジメント<sup>注1</sup>を用いた予防保全型の管理を行っていきます。

## 施策

## 1 高速道路網の構築

物資輸送や人の移動の高速化に対応し、交流圏の拡大を図るため、東北中央自動車道の建設促進によって、高速道路網の構築を目指します。

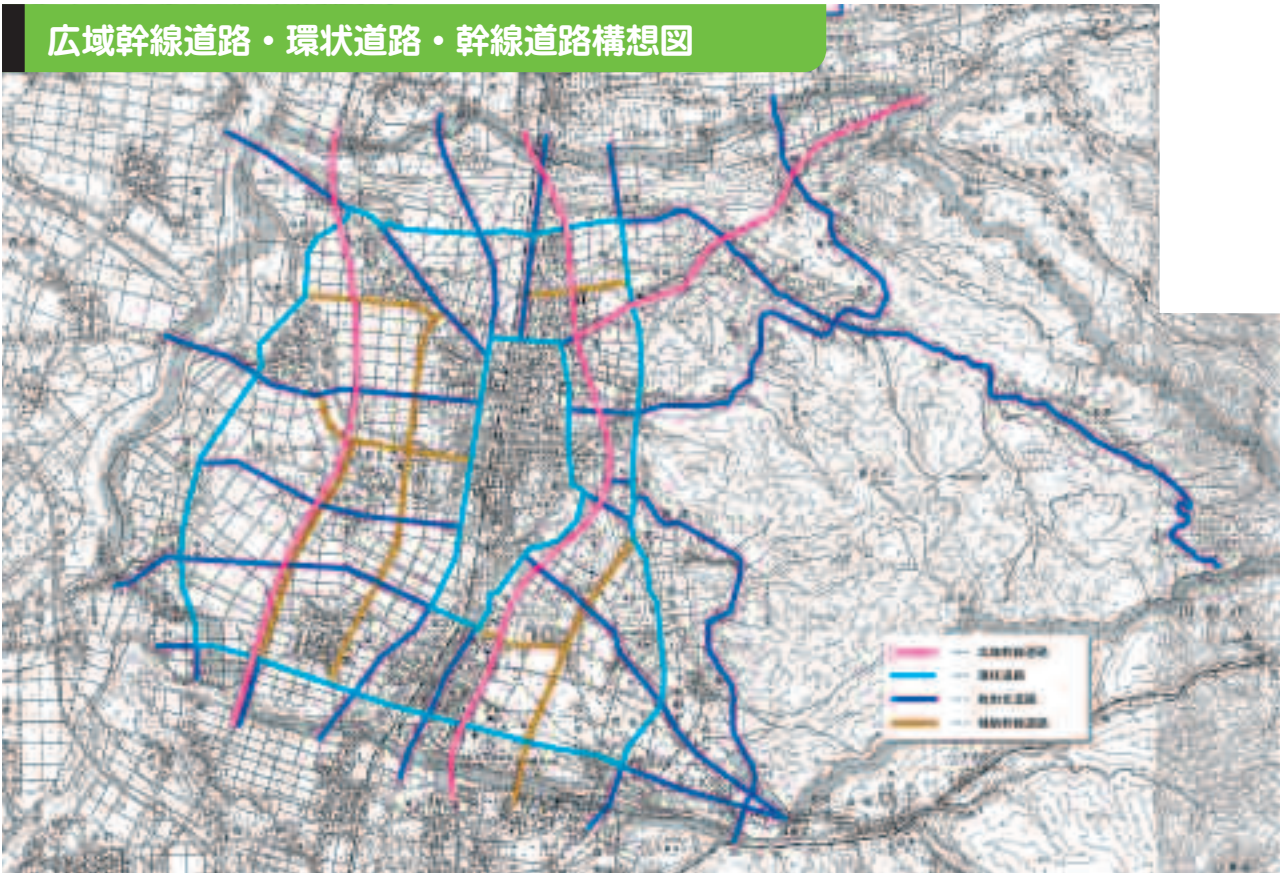
## 2 広域幹線道路網の整備促進

物資の流通や人の交流の活発化と地域間交流の拡大を図るため、広域幹線道路である国道48号の整備を促進します。

また、渋滞緩和のため、国道13号の交差点の立体化や、東北中央自動車道への出入り口となる天童インターチェンジに接続する幹線道路など、広域幹線道路の整備について、関係機関に要望します。

注1 アセットマネジメント：構造物の劣化の状態、損傷の程度などを客観的に把握・評価し、中長期的に資産の状態を予測することで、維持・管理や更新の時期・順番、回復程度について最適なものを判断し、計画的かつ効率的に管理する手法。これまでの対症療法型から予防保全型の管理を行っていくことで、更新時期の平準化や維持管理費用の最小化が図られるというメリットがある。

## 広域幹線道路・環状道路・幹線道路構想図



### 3 環状道路の整備

#### (1) 市街地環状道路の整備

中心市街地の交通を緩和するため、骨格となる内環状線の整備については、土地区画整理事業などと連携しながら取り組みます。

#### (2) 田園環状道路の整備

田園集落間の交流促進や市外道路との接続強化のため、各集落を結ぶ幹線道路の整備を推進し、田園環状道路の構築を目指します。

### 4 市内幹線道路網の整備

#### (1) 放射状道路の整備

市民生活の利便性を高め、市街地と田園集落との接続を強化するため、放射状道路の整備に取り組みます。

#### (2) 広域幹線道路等を補完する道路網の整備

広域幹線道路等を補完する補助幹線道路については、田園集落の土地利用形態を考慮しながら、道路網の整備に取り組みます。

### 5 生活道路の整備

新市街地については、土地区画整理事業などにより機能的な道路の整備に取り組み、既成市街地と田園集落については、居住環境の改善に向け生活道路の整備を進めます。

また、冬期間の安全で安心な通行を確保するため、除雪機械操作研修会の開催による除雪技術の向上と連絡体制の強化を図りながら、除雪に対する市民との協働の意識を高め、道路の除雪や凍結防止に取り組みます。

### 6 橋梁の長寿命化修繕整備

橋梁の経年劣化が進行していることから、老朽化する前に全ての橋梁の点検を行います。そして、年度ごとの事業費の平準化や、コスト縮減に配慮しながら、計画的に橋梁の架け替えや修繕を行います。

## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
都市計画道路山形老野森線（一日町・五日町）整備事業進捗率	%	30	100	累積事業費÷総事業費×100
山形矢野目線道路改良事業進捗率	%	38	100	累積事業費÷総事業費×100
乱川矢野目線道路改良事業進捗率	%	35	100	累積事業費÷総事業費×100
矢野目高楯線道路改良事業進捗率	%	21	100	累積事業費÷総事業費×100
歩道延長	m	68,235	78,700	市道の歩道の総延長
歩道バリアフリー整備箇所数	か所	28	56	
歩道切り下げ工事補助事業該当箇所数	か所	一般住宅30 事業所19	一般住宅69 事業所49	

## 主な事業

事業名	実施主体
国道 国道13号の主要交差点の立体化 国道48号の自転車・歩行者道路の整備、交差点の改良	国
主要地方道 天童大江線、山形天童線、天童寒河江線、山形山寺線、山形羽入線	県
県道 荒谷原崎線、天童河北線、長岡中山線、天童高原山口線、田麦野行沢線	県
都市計画道路 山元蔵増線、山形老野森線、天童山形空港線、城北天童線、上山山形西天童線	県・市
橋梁の点検、修繕及び架け替え等の長寿命化事業	市



## 第 3 項

## 安全できれいな川

## 施策の体系



## 基本方針

河川は、私たちの生活と深くかかわりを持ち、さまざまな文化をはぐくんできました。安全で快適な生活環境やうるおいのある水辺環境を創造するため、河川改修に当たっては、治水利水機能を十分に検討し、河川が持っている自然環境や地域の文化と調和した整備を促進します。

また、河川の氾濫などの非常時には、住民が安全に避難できるよう、洪水ハザードマップ<sup>注1</sup>の活用を周知徹底します。

河川改修に当たっては、河川の持つ地下水かん養機能を生かすため、浸透性の河床整備を促します。

## 2 ダム等の建設促進

大雨時の洪水調節や平常時の水量の確保などのため、留山川ダムの整備を促すとともに、急流河川については、河床の安定や土石流対策として砂防施設の整備を促進します。

## 施策

## 1 河川改修の促進

河川の適正な管理と整備により、市民の安全・安心な生活を確保するため、乱川をはじめとした未改修河川の早期整備と日常のきめ細かな管理を関係機関に要望します。また、高嶺地区から寺津地区を流れる都川の河川改修に取り組みます。

## 3 水辺環境、親水施設整備の推進

自然と共生できる資源に恵まれた乱川、押切川、倉津川、立谷川、須川や最上川の整備を要望します。特に、川幅が広い最上川、須川、乱川や立谷川は、護岸工事などを促進し、河川に親しめる公園やレクリエーション施設の整備が図られるよう、関係機関に要望します。

また、留山川ダム周辺に展望広場等の環境整備を行います。

注1 ハザードマップ:自然災害による被害を予測し、その被害範囲などを地図化したもの。本市には、洪水ハザードマップと地震ハザードマップ(揺れやすさマップ)がある。

## 4 自然や文化に配慮した川づくり

河川が本来持っている豊かな自然や水質浄化・地下水かん養機能を保全し、魚や水生生物の良好な生息環境や、サケのふ化などの地域文

化に配慮しながら河川整備を促進します。また、「きれいな川で すみよいふるさと運動」などの河川愛護運動を積極的に展開し、河川の大切さや自然環境保全の重要性の啓発に努めます。

### 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
留山川ダム周辺環境整備事業進捗率	%	—	100	
都川河川維持改修工事進捗率	%	—	54	

### 主な事業

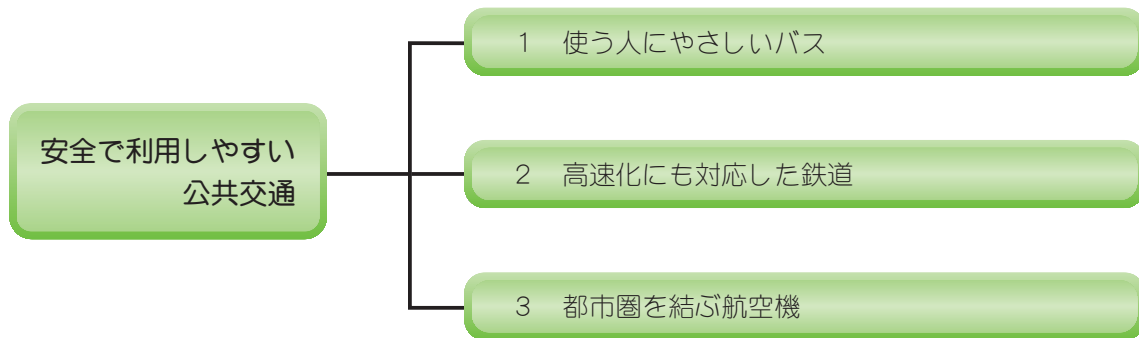
事業名	実施主体
留山川ダム周辺環境整備事業	市
都川河川改修事業	市



## 第 4 項

## 安全で利用しやすい公共交通

## 施策の体系



## 基本方針

バスと鉄道は、通勤や通学など日常の移動手段であり、車を持たない市民の必須の生活交通であるため、関係機関や事業者とともに、利用者の利便性の向上に努めます。

航空機は、一日交流圏の拡大と地域社会の発展を促すため、既存路線の運航充実を目指します。

ができない市民にとって、買い物や通院、通学の移動手段として重要な役割を担っています。今後は、市営バスの効率的な運行やデマンド型乗合タクシー<sup>※1</sup>の導入などにより、市民の利便性向上と利用しやすい公共交通の運行を目指します。

## 施策

## 1 使う人にやさしいバス

## (1) 既存路線バスの維持

バスは、市民生活にとって身近な交通機関であるため、今後ともバス利用を促進し、公共交通事業者に、バス路線の存続と乗り降りのしやすい車両の導入を要望していきます。

## (2) 市営バス・デマンド型乗合タクシーの運行

市営バスは、高齢者や学生などの車の運転

## 2 高速化にも対応した鉄道

新幹線と在来線の利便性が高まるよう、新型車両の導入などによる高速化や運行本数の増加、各路線間の接続の改善を要望します。また、仙



注1 デマンド型乗合タクシー：電話等の予約により、自宅から目的地まで、乗合により移動する交通システムのこと。

山線は、仙台圏との交流とともに国内各都市との交流促進にも結びつくことから、運行本数の増加などによる利便性の向上や機能強化を要望します。さらに、高掬駅と天童駅の間への新たな駅の設置など、機能を強化し、安全で利用しやすく地域社会の発展にも結びつく鉄道施設となるよう要望します。

### 3 都市圏を結ぶ航空機

山形空港が担う機能を生かし、一日交流圏の拡大と地域社会の発展を促進するため、東京便複数化の回復と既存路線運航の充実について、関係団体と一体となった運動を展開します。

## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
山形空港の東京便数	便	1	2	
山形空港の東京便以外の定期便	路線	3 (6便)	3 (6便)	

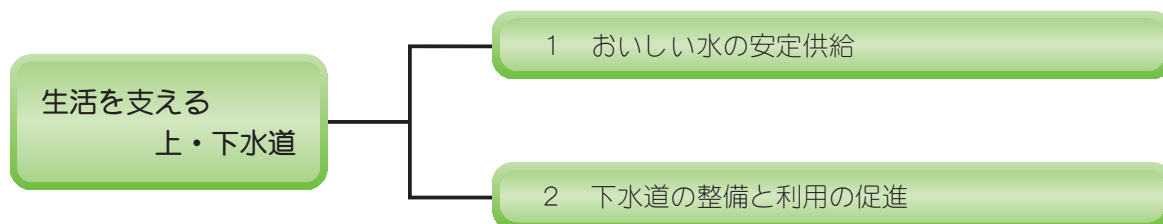
## 主な事業

事業名	実施主体
市営バス運行事業	市
デマンド型乗合タクシー運行事業	市
鉄道整備促進事業	団体ほか
山形空港利用拡大推進事業	協議会

## 第 1 項

## 生活を支える上・下水道

## 施策の体系



## 基本方針

水道事業は、安全な水を安定的に供給するために、施設の増設と継続的な更新事業を実施します。また、水資源の有効利用を図るための漏水調査事業を行います。さらに、効率的な事業運営により、安定した財政基盤を確立し、水道事業の経営の健全化を推進します。

下水道事業は、市街地と田園集落との均衡ある整備を図るため、事業計画の見直しを行いながら、早期整備を推進します。また、下水道接続の適正化と水洗化率向上のため、普及啓発や利用促進の活動を実施します。

近年、日本各地で、異常気象による局地的な豪雨等が発生し、都市型災害を引き起こしています。そのため、計画的に雨水幹線などを整備し、短時間のうちに雨水を集中させない雨水排水対策を推進します。

また、健全な財政運営を図るため、下水道の汚水処理については、使用者負担の原則に基づき、使用料の見直しを進めます。

## 施策

## 1 おいしい水の安定供給

## (1) ライフラインの整備更新

田麦野簡易水道の上水道への統合をもって、水道事業としての拡張整備事業は完了していることから、新たに行われる芳賀土地区画整理事業や工業団地整備事業などの開発事業、下水道や道路改良事業などに関連した整備事業については、関係事業者と連携し実施します。

また、地震などの災害に対応できる送配水施設への改修や老朽管の更新に合わせた管路の耐震化を推進します。その一環として、八幡山配水場に、舞鶴配水池に代わる配水池の増設や、災害時の被害の迅速な復旧を目的とした、上水道施設の管理システムを導入します。

## (2) 新たな業務体制の確立

業務の効率化と市民の多様なニーズに対応した料金賦課収納システムを構築し、速やかな料金精算と収納率の向上を目指します。

また、水道業務全般の見直しを行い、施設管理業務の指定管理者への移行を推進し、継続的な技術力の確保に努めます。



## 2 下水道の整備と利用の促進

### (1) 施設整備

生活排水処理については、公共下水道による処理区域と合併処理浄化槽による処理区域とに区分し、処理区域の計画的な見直しを行いながら、開発事業や関連事業と調整を図り施設整備を推進します。

### (2) 水洗化の普及促進

水洗便所改造資金などの融資制度の活用により、市民が水洗化工事に取り組みやすい環境を整えます。また、広報紙などの活用や訪問相談、下水道展の開催などを通じ、下水道に対する市民の理解を深め、水洗化の普及促進に努めます。

### (3) 雨水対策と維持・管理

雨水対策については、浸水被害を防止するため、雨水幹線などの整備を推進します。さらに、整備から50年以上が経過し、老朽化した雨水管路施設などの耐震化や更新を計画的に実施し、適正な維持・管理を行います。

### (4) 汚水管路施設などの維持・管理

汚水管路整備から40年以上が経過し、管路施設の老朽化や腐食などが進んでいることから、計画的に調査・清掃・修繕・水質検査を行い、市民生活に欠かせないライフラインの機能確保に努めます。さらに、長寿命化対策としてアセットマネジメントを用い、老朽化した管路施設の耐震化や更新を計画的に実施し、ライフサイクルコストの平準化と排水設備等の適正な設置を進めながら、下水道施設の管理システム構築と維持・管理を行います。

また、現在使用していない下水道管理センター施設の経年劣化による崩落や転落等を防止するため、危険性の高い施設の解体撤去を行い、新たな土地利用を図ります。

### (5) 適正な経営基盤の確立

下水道事業への地方公営企業法の適用を前提に、事業に要した起債の償還も考慮した使用料の見直しを進めます。また、不明水の解消に努め、健全な経営基盤を確立し、市民サービスの向上と施設の適正な維持・管理を行います。



## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
上水道施設耐震化率	%	9.1 (1施設)	63.6 (7施設)	耐震基準ランクAの重要施設(12施設)のうち、耐震改修された施設の割合
上水道管路耐震化率	%	48.5	56.9	耐震管への更新率(石綿セメント管、塩化ビニール管、非耐震管等)
下水道不明水率	%	23.4	20.0	山形浄化センターで処理している天童市の汚水量に対し、下水道料金を徴収していない汚水量の割合
下水道普及率	%	97.8	99.0	行政人口のうち、下水道処理区域内人口の割合
水洗化率	%	84.8	92.0	下水道処理区域内人口のうち、下水道に接続している人口の割合

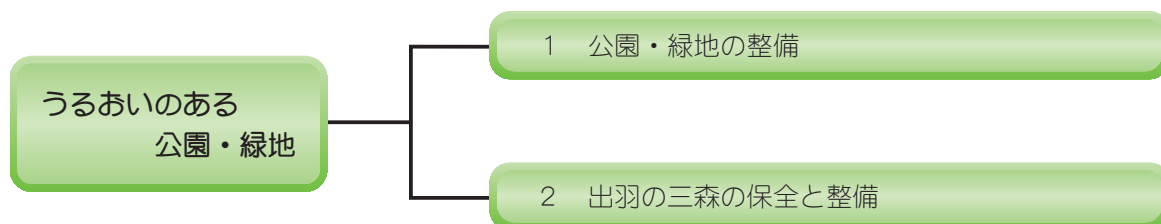
## 主な事業

事業名	実施主体
上水道管路耐震化(老朽管更新)事業	市
上水道施設管理システム導入事業	市
浸水対策下水道事業	市
水洗化普及促進、下水道接続適正化事業	市
総合型下水道台帳システム構築事業	市

## 第2項

## うるおいのある公園・緑地

## 施策の体系



## 基本方針

公園や緑地は、市民の憩いやコミュニケーションなどの場として、重要な公共空間になっているため、緑の整備・保全と緑化を推進します。また、災害時において復旧・復興などの拠点となる防災施設を備えた公園の整備を進めます。

出羽の三森については、舞鶴山の整備を中心に、自然景観や歴史、文化に配慮した市民の親しみやすい公共空間として整備し、緑の拠点として保全に努めます。



## 施策

## 1 公園・緑地の整備

自然と人が共生する緑豊かな都市を形成するとともに、災害に対応した公園や緑地の整備を計画的に推進します。

また、川や沼の自然景観を生きしながら、水とふれあえる広場など、うるおいのある空間づくりを進めます。

## 2 出羽の三森の保全と整備

舞鶴山については、天童古城としての歴史的遺産や、全国的に知られている人間将棋の会場としての特徴を生き、観光と市民が集う憩いの空間として整備を進めます。八幡山と越王山については、歴史的な特性と自然景観を生きながら保全します。

## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
芳賀土地区画整理事業地内都市公園整備事業進捗率	%	—	100	支出累計額 ÷ 総負担額 × 100
都市公園暗渠整備事業進捗率	%	47.2	100	支出累計額 ÷ 総負担額 × 100
都市公園遊具更新事業進捗率	%	83.2	100	支出累計額 ÷ 総負担額 × 100

## 主な事業

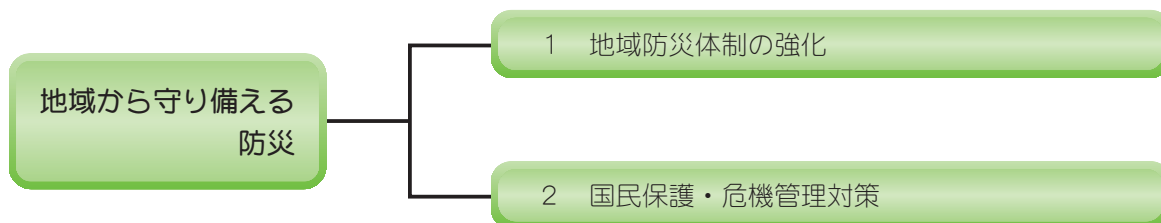
事業名	実施主体
都市公園整備事業	市
都市公園遊具更新事業	市
都市公園樹木適正管理事業	市
まちづくり交付金事業	市



## 第 1 項

## 地域から守り備える防災

## 施策の体系



## 基本方針

山形盆地断層帯による地震や集中豪雨などの自然災害の発生が想定される中、市民の防災に対する関心は年々高まっており、安全・安心の確保に向けた取組の充実が求められています。

そのため、災害を予防し、災害発生時の被害を最小限にするため、防災訓練の実施や自主防災会活動を充実しながら、地域防災体制を強化します。

武力攻撃やテロなど不測の事態に対応する危機管理を推進し、市民生活の安全を確保します。また、国民保護計画の見直しを進め、避難をはじめとする行動に係る具体的なマニュアルをもとに、国民保護やその他の危機に対する啓発を行い、市民の意識の高揚に努めます。



## 施策

## 1 地域防災体制の強化

## (1) 自主防災体制の充実と強化

地域防災では、地域住民の連帯組織である自主防災会が中核となります。このため、各小学校区を基本に各自主防災会による「自主防災会連絡会」の組織化を支援し、自主防災会相互の連携を密にするとともに、リーダーの養成や防火・防災に対する知識と技術を普及するなど、地域防災力の向上に努めます。

## (2) 要援護者の避難支援

地震などの自然災害の発生時に、避難のために支援が必要な高齢者などについて、自主防災会をはじめとした地域共助による避難支援活動を促進します。

## (3) ハザードマップなどによる啓発

市民が避難場所を含めた災害対策などについて理解を深めるため、地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、土砂災害危険箇所図などを活用し、啓発に努めます。また、避難場所案内表示板の設置に継続して取り組みます。

**(4) 防災訓練の実施**

市民を対象とした防災訓練や市職員を対象とした図上訓練を実施し、それぞれが行う防災活動の円滑化や協力体制の強化を目指すとともに、迅速な初動体制の構築に向けて取り組みます。

**(5) 食料、生活必需品などの確保**

災害の発生に備え、各家庭や地域において、普段から食料や生活必需品を備蓄するよう啓発します。また、関係団体や民間事業所と協定を締結し、生活必需品を中心とした流通・備蓄の確保を進めるとともに、計画的に食料・毛布などの備蓄を行い、市民の備蓄を補完します。

**2 国民保護・危機管理対策**

**(1) 国民保護体制の整備**

武力攻撃やテロなどから市民の生命や財産を守り、被害を最小限とするため、避難をはじめとするマニュアルを整備し、情報伝達機器等の整備を推進します。また、国民保護に対する正しい知識を習得するため、啓発に努めます。

**(2) 危機管理体制の強化**

新型インフルエンザをはじめとする予期しない事態について、迅速かつ適切に対応するため、市の危機管理体制を強化します。また、予期しない事態から市民の安全を確保するため、的確な啓発に努めます。

**主な指標**

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
自主防災会連絡会組織率 (各小学校区単位)	%	33	100	
自主防災会組織率	%	99	100	
住宅の耐震化率	%	70	90	
食料の備蓄数	食	白米 5,600 缶詰 7,050	白米 7,000 缶詰 7,050	地域防災計画に掲げる食料の備蓄数
毛布の備蓄数	枚	500	1,000	地域防災計画に掲げる毛布の備蓄数
防災避難場所案内表示板の設置箇所数	か所	46	75	

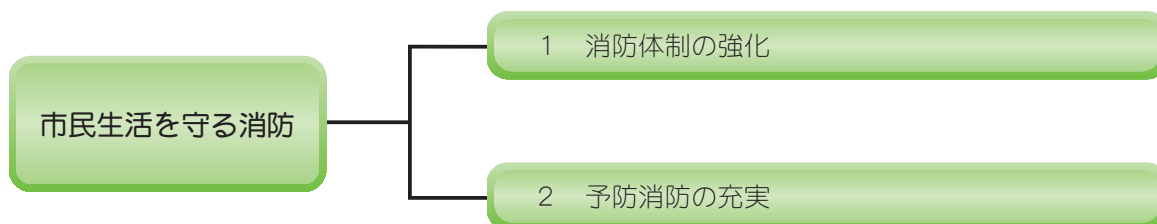
**主な事業**

事業名	実施主体
自主防災組織育成事業	市
防災等備蓄事業	市
防災避難場所案内表示板設置事業	市

## 第2項

## 市民生活を守る消防

## 施策の体系



## 基本方針

都市構造の変化や高齢化の進展などにより、ますます複雑・多様化する各種の災害に適切に対処し、市民生活の安全を確保するため、消防体制の充実と強化が求められています。

大規模災害などに対応した安全で災害に強いまちづくりを進めるため、消防の広域化への取組や消防施設・設備の充実を図ります。また、地域防災力向上のため、消防団の機能の強化に努めます。

救急業務については、多様化・高度化する救急要請に対応するため、医療機関との密接な連携を図りながら、即応体制を充実します。また、市民に対する応急手当の普及啓発活動を推進します。



## 施策

## 1 消防体制の強化

## (1) 消防の広域化

災害や事故の多様化・大規模化に対応するため、消防体制の高度化や効率化が求められていることから、基盤強化のための消防広域化に取り組みます。

## (2) 消防施設・設備の整備

複雑・多様化する災害に対応するため、消防通信システムの充実と消防救急無線のデジタル化を推進します。また、消防車両や資機材の整備を進め、消防力の充実に努めます。

## (3) 救急・救助業務の高度化

特殊な災害や事故が増加する中、迅速かつ的確な対応と傷病者の救命率を向上させるため、高度救助・救命処置用資機材を整備するとともに、救急救命士による救命処置の向上など、救急・救助の即応体制を充実します。

## (4) 応急手当の普及と啓発

傷病者のより一層の救命率向上のため、市民への応急手当に関する知識と技術の普及啓発活動を積極的に進めます。

### (5) 消防団の充実と強化

地域消防の中核となる消防団については、機能的な運営のための組織の見直しや、車両・装備・資機材の整備を行います。また、演習や訓練を充実させ士気の高揚を図るとともに、魅力ある組織づくりに取り組み、消防団の活性化を推進します。

## 2 予防消防の充実

### (1) 地域における防火安全体制の充実

市民の生命、財産を火災から守るため、防火講習会や訓練、巡回広報などに積極的に取り組み、市民の防災意識の高揚を図ります。

また、住宅火災から大切な命を守るために有効な住宅用火災警報器の設置率向上については、市民への意識啓発が必要なことから、自主防災会などの地域防災活動と一体となった設置推進運動を展開します。



### (2) 危険物等安全対策の推進

市民生活に密着する灯油やガス等の取扱いに関する知識の普及啓発を推進し、危険物などによる事故を防止します。また、危険物取扱関係事業所の自主保安体制を確立させるため、従事者の資質の向上と安全教育の充実を図ります。



## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
常備消防車両更新台数	台	5	10	はしご車、化学車等
消防団車両等整備台数	台	ポンプ車 5	ポンプ車 8	
		小型ポンプ積載車 12	小型ポンプ積載車 22	
		小型ポンプ17	小型ポンプ31	
消防救急デジタル無線整備数	式	—	1	
消防施設整備数	基	ホース乾燥台 10	ホース乾燥台 14	
		警鐘台改修10	警鐘台改修24	
		防火水槽新設・改修 41	防火水槽新設・改修 59	
	棟	消防団車庫新設・改築 22	消防団車庫新設・改築 35	
高度救急救助資機材整備数	台	高規格救急車更新 1	高規格救急車更新 3	自動心臓マッサージ器等 高度救急資機材含
	式	救急訓練用資機材更新 8	救急訓練用資機材更新 14	訓練用人形、AED(自動体外式除細動器)等
	式	高度救助資機材 0	高度救助資機材 3	特殊災害対応資機材、 地震警報器等

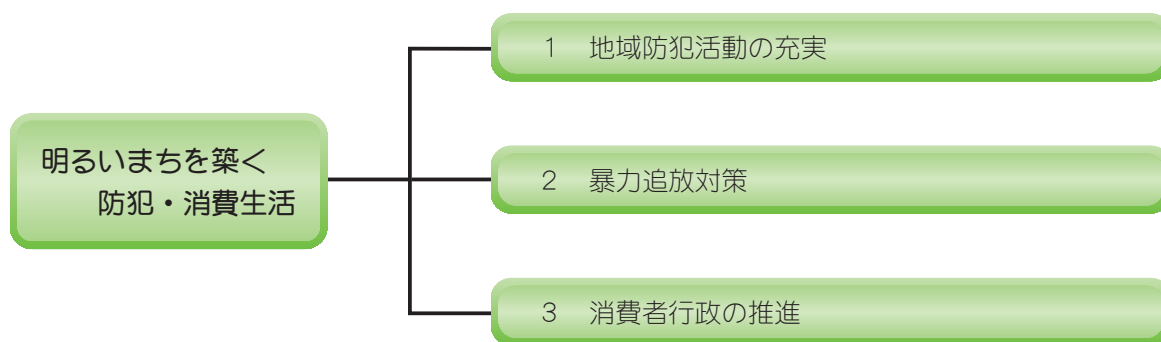
## 主な事業

事業名	実施主体
常備消防自動車更新事業	市
消防団車両整備事業	市
消防施設整備事業	市
高度救急救助資機材整備事業	市
応急手当普及啓発活動事業（普通救命講習会等の開催）	市
住宅用火災警報器設置促進活動支援事業	市
防火講習会及び防火訓練指導事業	市

## 第 3 項

# 明るいまちを築く防犯・消費生活

## 施策の体系



## 基本方針

都市化が進むにつれ、犯罪も複雑・多様化してきており、犯罪のない安全で明るいまちを築くためには、市民一人ひとりの防犯意識の醸成が必要です。

「自分たちのまちは自分たちで守る」を合い言葉に自主防犯組織を強化し、地域団体や警察などの関係機関と一体となって、市民総ぐるみの防犯活動を展開します。

消費生活のより一層の安定と向上を図るため、相談窓口の充実や適切な情報提供に努め、消費者一人ひとりが、安心して消費生活を送ることができるよう支援します。また、被害の防止や、消費者自身が主体的に活動する力を養うための消費者教育を充実します。

## 施策

### 1 地域防犯活動の充実

犯罪のない安全で明るいまちを築くために、安全なまちづくり推進協議会と防犯協会各支部が中心となり、市民の防犯意識と自治意識の高

揚、地域住民の連帯の強化を図るとともに、防犯灯を設置し、危険箇所の解消に努めます。

### 2 暴力追放対策

市民生活を脅かす暴力を追放するため、市民と防犯協会が一体となった運動を展開します。また、警察などの防犯関係機関と密接な連絡をとり、暴力追放対策を効果的に推進します。

### 3 消費者行政の推進

#### (1) 消費生活相談体制の強化

消費生活相談体制については、消費生活センターを設置し、相談体制を強化します。また、複雑・多様化する消費者取引や新たな取引形態の問題・もめごとに対応する相談業務を行い、未然防止のための情報提供と啓発に努めます。

#### (2) 消費生活情報の収集と提供

全国的・全県的な消費生活に関する情報の迅速な収集に努めます。

また、市民の消費生活に密接に関連する生活必需品の円滑な供給の確保と価格の安定を

図るため、食料品などの小売価格の動向を調査し、調査結果を市報や関係情報誌などに掲載して公表します。

**(3) 消費者教育・啓発の推進**

消費者が主体的に、かつ自己責任のもとで判断するための啓発資料の配布や、悪質商法に遭わないための出前講座などの学習会を開催し、適切な情報提供に努めます。

**(4) 消費者団体の育成**

消費生活に関する組織的で自主的な活動を促進するため、消費者団体の育成に努めます。



**主な指標**

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
防犯灯設置数	灯	318	400	

**主な事業**

事業名	実施主体
安全なまちづくり推進事業	市
消費者生活相談事業	市

## 第4項

## 交通安全意識の高揚

## 施策の体系



## 基本方針

本市は、複数の広域幹線道路が接続する交通の要衝にあるため交通量が多く、市民を事故などから守るための適切で積極的な交通安全対策が求められています。

安全で快適な交通社会を実現するため、市民一人ひとりの交通安全意識を高め、警察などの関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた交通環境の整備と交通安全対策を推進します。



## 施策

## 1 交通安全施設の整備

交通事故の発生を防止し、安全・円滑・快適な交通を確保するため、幹線道路の新設・改良に当たっては、歩道を確保するとともに、道路反射鏡、道路照明灯などの交通安全施設を整備します。

## 2 交通安全意識の啓発と地域活動

交通事故を防止するため、幼児から高齢者までの各年代に対し、きめ細かな啓発活動を警察などの関係機関と連携して展開します。また、地域ごとに創意工夫を凝らした積極的な交通安全教育と交通事故防止活動を促進します。

## 3 交通安全組織による安全運動の強化

天童市交通安全推進協議会や警察などの関係機関・団体と連携し、家庭・学校・地域を挙げて交通安全運動を強化します。

## 4 交通事故被害者救済

交通事故被害者の相談体制と、交通遺児に対する激励金の贈呈による支援や奨学制度・融資制度の充実に努めます。



### 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
交通安全教室の年間開催回数	回	158	180	

### 主な事業

事業名	実施主体
交通安全施設整備事業	市
交通安全運動事業	市

## 第4章

# 生き生きとした人をはぐくむまちづくり

### 第1節 豊かな心を育てる教育の充実

- 第1項 生きる力をはぐくむ学校教育
  - 第2項 見守りはぐくむ家庭教育
- 

### 第2節 社会教育と生涯学習環境の充実

- 第1項 集う・学ぶ・つなぐ社会教育
  - 第2項 豊かに生活を彩る生涯学習
- 

### 第3節 次代へつなぐ文化の振興

- 第1項 多彩な芸術・文化
  - 第2項 守り伝える文化財
- 

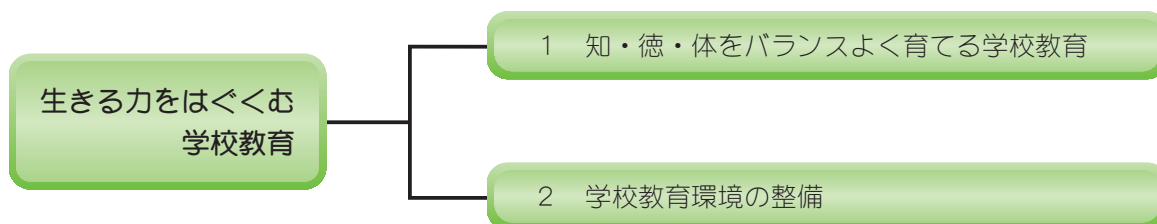
### 第4節 みんなで親しむスポーツの振興

- 第1項 楽しむスポーツ

## 第 1 項

## 生きる力をはぐくむ学校教育

## 施策の体系



## 基本方針

変化の激しい社会に主体的に対応できるよう、学校教育の中で、子どもの知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。確かな学力を身に付け、心豊かで、たくましい児童生徒の育成を目指し、各学校の実情に合わせた特色ある学校づくりや、一人ひとりを大事にする教育を推進します。

また、家庭や地域との密接な連携を図り、安全で安心な教育環境の整備を進め、子どもが健全に成長するよう、義務教育の充実に努めます。

力が身に付くような学校教育を目指します。

そのためには、児童生徒一人ひとりの実態を的確にとらえ、適切な指導や支援ができるよう、教員の専門的な力量を高める必要があります。今後も、教員に対して、特別支援教育<sup>注1</sup>などの専門研修を計画的に実施します。

また、幼児から中学校卒業まで一貫した指導や支援が行われるよう、幼稚園、保育所、児童館、小学校、中学校の連絡会や合同研修を行うなど、十分に連携を図ります。

さらに、きめ細かな指導や支援のために、教員の指導補助や児童生徒の個別の学習を援助する支援員の配置を進めます。

## 施 策

## 1 知・徳・体をバランスよく育てる学校教育

## (1) 一人ひとりに対応した教育の推進と幼保小中の連携

子どもが元気に学校生活を送り、地域に愛着を持って成長することが、本市の未来を担う人材を育成することになります。問題行動や不登校を未然に防ぎ、豊かな心と確かな学

## (2) 特色ある学校づくりの推進

計画的に教育を行う中で、地域の実態や学校の課題に柔軟に対応するため、各学校の実情に合わせた教育活動を実施する必要があります。

各学校の創意ある学校づくりや授業づくりを推進します。特に、学校づくりの中心となる授業の質を向上させるため、教員の指導力向上研修を積極的に進めます。また、豊かな人間性や心身のたくましさを養うため、各学校において、家庭や地域と協力しながら、自然体験学習や職場体験学習、ボランティア活

注1 特別支援教育：児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それぞれが持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導と必要な支援を行うこと。

動などを推進します。

### (3) 国際的な視野を持つ児童生徒の育成

変化の激しい社会で心豊かに生きるためには、さまざまな文化を持つ人々と積極的にコミュニケーションを図り、多様なものの見方や考え方に触れることが重要です。また、国際理解を深めることは、自分たちの郷土を見直すこととなり、本市に対する愛着心を養うことにもつながります。

本市がニュージーランドのマールボロウ市と姉妹都市となっていることを生かし、ニュージーランド出身の外国語指導助手を雇用し、児童生徒が本物の英語に触れる授業を行います。さらに、言語の習得にとどまらず、積極的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする力を育てるとともに、異文化への関心を高め、国際的な視野を持つ児童生徒を育成します。

### (4) 心身ともにたくましく健康な児童生徒の育成と安全教育の充実

生活環境の変化により、児童生徒の体力や運動能力が低下しています。健全な生活の基盤となる能力を育成するため、各学校で作成する、心の健康を含めた保健・安全指導計画に基づき、教科体育をはじめとする体育・保健指導を充実します。

そのためには、学校医や学校歯科医、学校薬剤師と十分に連携しながら、学校や地域の実情に合わせた保健指導を行うことが重要です。各学校の学校保健委員会の活動を活性化し、家庭や地域が児童生徒の健康へ高い関心を持つよう啓発します。

また、授業や学校行事の中で、児童生徒が生命を尊重し、自ら進んで健康で安全な生活



ができる能力や態度を育成するとともに、安全管理を徹底し、事故を未然に防止します。さらに、児童生徒が安全に安心して登下校できるよう、子ども見守り隊活動などの協力を得ながら、地域や家庭と連携して、通学路の点検や改善などを行います。

### (5) 高度情報化社会に適切に対応できる児童生徒の育成

ICT（情報通信技術）<sup>注2</sup>が発展する中で、児童生徒が高度情報化社会に主体的に対応できるよう、情報活用能力を身に付ける重要性がますます高まっています。

教育用コンピュータ機器や校内LAN<sup>注3</sup>、デジタルテレビ、電子黒板<sup>注4</sup>などを使い、映像や音声を活用した分かりやすい授業を行い、児童生徒の学習意欲を高めるとともに、主体的な学習を促し、高度情報化社会に柔軟に対応できる力を育成します。また、教員に対して、ICT（情報通信技術）を効果的に活用するための研修を行います。

さらに、家庭と協力しながら、道徳教育やコンピュータ機器を使用する授業の中で、計画的に情報モラル<sup>注5</sup>の教育を行います。

### (6) 学校給食の充実と地産地消の推進

学校給食は、学校教育の一環として、児童生徒に対し栄養面で調和のとれた食事の提供

注2 ICT（情報通信技術）：Information and Communication Technologyの略で、コンピュータなどの情報機器やデータ通信に関する技術を表す用語。インターネットなどの情報通信技術のこと。

注3 校内LAN：各教室に整備されたネットワークケーブルにコンピュータを接続し、コンピュータ教室だけでなく、各教室からインターネット接続や、データの共有ができるようなネットワーク。

注4 電子黒板：大画面薄型テレビにパソコンやDVDなどの映像を表示するだけでなく、タッチパネルとして画面上に書き込みを行ったり、書き込んだ内容の保存が可能であり、従来の黒板とパソコン、映像機器などが一体化したものだ。

注5 情報モラル：情報を扱う上で必要とされる倫理や、情報社会において問題に巻き込まれないよう注意するべき点。



を行うことにより、心身の健全な発達に資することを目的に実施しています。

学校給食センターでは、ハセップ方式<sup>注6</sup>を取り入れており、共同調理の利点を最大限に生かして、栄養管理と衛生管理を徹底します。入学・卒業お祝い給食などの特別献立給食をはじめ、地域の食文化給食、季節の行事給食などを実施し、学校給食の充実に努めます。

また、地元の新鮮で安全・安心な食材による給食は、児童生徒の健康増進や健全な食生活ができることに対する感謝の気持ち、郷土愛など豊かな心身の成長をはぐくみます。地元産の米や野菜などの農産物を利用し、学校給食における地産地消を推進します。

## 2 学校教育環境の整備

### (1) 学校施設・設備の充実

安全・安心な教育環境を整えるため、大規

模地震による災害などに備え、耐震化が必要な建物について、補強工事を計画的に進めます。また、耐震化が必要な第一中学校については、八幡山の急傾斜地に隣接しており、土砂災害警戒区域に入ることが想定されるため、移転改築を行います。

さらに、グラウンドやプールを年次計画に基づき整備するとともに、老朽化している施設や設備についても改修や修繕を行い、快適な教育環境を整備します。

### (2) 教育機器の整備

児童生徒のICT（情報通信技術）活用能力を育成するため、教育用コンピュータ機器や校内LAN、デジタルテレビ、電子黒板などの設備の充実に努めます。また、教職員の校務用コンピュータ及び職員室内のネットワークLANを整備し、学習指導への活用を図るとともに、個人情報の管理を徹底します。



注6 ハセップ方式：食品の安全性を高度に保証するために考案された衛生管理手法。食品の調理加工において、材料の仕入れから最終製品化に至る各加工段階で衛生品質管理をチェックする方式。

## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
標準学力診断正答率	%	小学校66.0 中学校59.7	小学校70.0 中学校63.0	小学校6年生、中学校3年生の教研式標準学力診断平均正答率
体力・運動能力調査得点率	%	小学校70.0 中学校58.0	小学校75.0 中学校63.0	小学校5年生、中学校2年生の体力・運動能力調査平均得点率
各学校の学校評価における児童生徒・保護者の満足度	%	70	80	各学校の学校評価アンケートの集計
特別献立給食の実施回数	回	46	50	
小・中学校施設の耐震化率	%	56	100	$\text{耐震性有り校数} \div \text{全校数} \times 100$
第一中学校改築事業進捗率	%	0.4	100	$\text{実績事業費} \div \text{総事業費} \times 100$

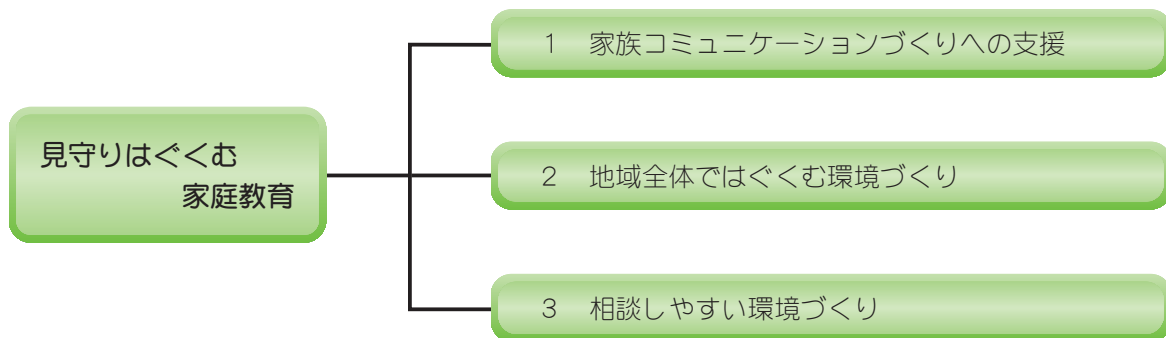
## 主な事業

事業名	実施主体
天のわらべ すこやかスクールプロジェクト	市
特色ある学校づくり支援事業	市
学校給食充実事業	市
学校給食衛生管理事業	市
小・中学校耐震化事業	市
第一中学校改築事業	市

## 第 2 項

## 見守りはぐくむ家庭教育

## 施策の体系



## 基本方針

家庭は、家族が心身ともに健康で生き生きとした生活を営むための憩いと安らぎを与える空間であるとともに、基本的な生活習慣や社会のルールを学ぶ場所です。こうしたことから、子どもが幼児期から青少年期までに心豊かな人間として成長し、社会の一員として巣立つためには、家庭生活の充実が重要です。

しかしながら、近年、核家族化や少子化が進むとともに、地域の中での人と人のつながりが希薄化しています。また、生活スタイルの変化により、親子がふれあう時間を十分に取れない家庭が増えています。

こうした中、家族が互いに信頼関係を深めながら、子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身に付けられるよう、家族の役割について自覚を促す啓発活動や情報提供を行います。また、家庭と地域、学校が一体となって子どもを温か

く見守りはぐくむため、相互の情報交換や協力を促進します。

## 施策

## 1 家族コミュニケーションづくりへの支援

子どもを中心にした規則正しい生活リズムを家庭で身に付けられるよう、基本的な生活習慣の大切さを呼び掛ける「早寝、早起き、朝ごはん」運動<sup>注1</sup>などの啓発活動を行います。

また、家族同士の心の繋がりや温かい関係をはぐくみ、互いを尊重し理解し合う機会とするための「家庭の日」運動<sup>注2</sup>の普及に努め、家族で話し合い、時間を共有することの大切さについて啓発します。

さらに、家庭教育やしつけなどに役立つ情報を提供し、家庭教育に関する講演会・講座を開

注1 「早寝、早起き、朝ごはん」運動：早寝早起きをして、しっかりと朝食をとるといった基本的な生活習慣を身に付けることの大切さを広く呼び掛ける運動。

注2 「家庭の日」運動：家庭が果たす役割の重要性について関心と理解を深めるため、毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、家族が団らんする機会を持つことなどを推奨する運動。

催するとともに、地域活動やイベントなどへの参加を促すなど、家族のコミュニケーションづくりを支援します。

## 2 地域全体ではぐくむ環境づくり

地域社会の将来を担う子どもが、生まれ育った地域を愛し、感謝の気持ちを抱きながら、たくましく成長するためには、家族の愛情と地域全体で温かく見守ることが大切です。

子ども会育成会やPTA、若妻会、婦人会、青壮年会、老人クラブなどの各団体をはじめとして、学校や企業を含めた地域全体が行う、子どもの健全育成活動を促進します。また、地域の人々の経験や知恵が家庭教育に生かされるよう、公民館活動や地域活動を推進し、親と子がより多くの人と交流する機会を提供します。

## 3 相談しやすい環境づくり

家庭教育を推進するためには、悩みなどを相談できる人が身近にいることが必要です。地域の家庭教育支援指導者・団体などの活動情報を提供するとともに、相談内容に応じた窓口を紹介します。また、家庭児童相談員を配置することで、家庭生活に関する相談に対応するとともに、学校に支援員を配置するなど、就学後も不登校や非行、いじめ、友人関係など、学校生活の相談にも対応します。



### 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
家庭教育講座などの年間開催回数	回	20	40	公民館や学校などにおける子育てや家庭教育に関する講座などの実施回数

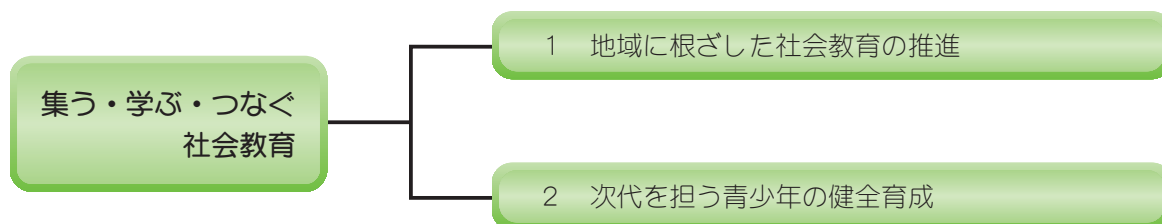
### 主な事業

事業名	実施主体
子育てや家庭教育に関する講座などの実施	市・団体

## 第 1 項

## 集う・学ぶ・つなぐ社会教育

## 施策の体系



## 基本方針

市民の価値観の多様化やライフスタイルの変化などにより、各種団体の組織力が弱まっています。また、行政需要が多様化している中、社会教育が果たす役割への期待が高まっています。

こうした中、社会情勢の変化に対応できる社会教育の推進体制を整備し、各世代に対応した学習活動を充実します。また、市民憲章の実践活動を通して、幼児から高齢者まで心豊かに生き生きと暮らせるよう、公民館活動を中心とした社会教育活動を推進します。

ニーズに対応します。子どもや青壮年、高齢者の学習意欲を高めるよう、社会教育関係団体や地域の各団体と連携して、参加しやすい学習プログラムや世代間交流など、学習活動の充実を図ります。

## (2) 公民館施設の整備

社会教育活動や地域活動を促進するためには、地域の社会教育施設の充実が不可欠です。このため、老朽化が目立つ市立公民館を計画的に修繕するとともに、地域に最も密着した社会教育施設である分館についても、高齢者や障がい者の利用にも配慮した施設の新築・増改築や修繕などについて支援します。

また、公民館での学習活動に必要な情報機器や視聴覚備品などの充実を図ります。

## (3) 地域づくり委員会活動の促進

地域の多様な課題や市内全域にかかわる共通課題の解決を図るため、課題学習のための講師派遣や情報提供を行うとともに、地域づくり委員会委員の研修を充実し、各地域づくり委員会活動の情報交換や連携を推進します。

また、地域づくり委員会活動を積極的に支援し、地域住民の連帯と地域の実践力を高めるとともに、活動の内容を市民に公開し、その成果を地域に生かすなど、活力ある地域社会づくりを促進します。

## 施策

## 1 地域に根ざした社会教育の推進

## (1) 公民館を活用した学習活動の充実

公民館は、さまざまな生活課題や関心の高い分野を学べる地域の拠点として、学習内容の充実が求められています。また、市民参画と協働によるまちづくりを促進するための人づくり・地域づくりの拠点としての役割も期待されています。

市民と協働して、各種事業や行事を企画・実施することにより、地域住民の親睦・融和と連帯感を醸成するとともに、市民の学習

#### (4) リーダーの育成と社会教育関係団体等活動への支援

公民館活動や学習活動をより効果的に行うため、高度化、多様化する学習ニーズに対応できるリーダーの発掘と育成を図ります。

子ども会育成会やPTA、若妻会、婦人会、青壮年会、老人クラブなどの社会教育関係団体が、自主的に活動できるよう、公民館などの施設の利用を支援し活動場所を確保するとともに、学習の機会や情報を提供します。また、各団体と協働で市民ニーズに応じた事業を推進します。

さらに、団塊世代や高齢者、NPO<sup>注1</sup>、ボランティア団体などが参画しやすい環境を整備し、積極的な活動を支援します。

## 2 次代を担う青少年の健全育成

### (1) 市民総ぐるみによる青少年健全育成活動の推進

市内の学校や警察、企業などの各種機関や団体の代表で構成されている青少年問題協議会<sup>注2</sup>や、市民総ぐるみによる青少年健全育成活動の推進を目指した市民集会を開催するなど、市民運動の拡大を図ります。

### (2) 放課後や休日における児童の居場所づくりの推進

休日などにおける児童の安全な居場所を確保するとともに、子どもが多くの人と交流し、さまざまな体験をすることにより、心豊かにたくましく成長するよう、地域住民との世代間交流活動などを行います。

### (3) 青少年育成団体の育成と支援

子ども会育成会やボランティア団体などの青少年育成団体の活動に対して指導と支援を行うとともに、青少年育成関係者の資質の向

上を図るための研修会や講演会を実施します。

### (4) 青少年指導センター活動の充実

青少年の健全な育成を図るため、青少年指導に豊富な経験を持つ指導委員を配置し、「天童駅前パトロール館」を拠点とした街頭巡回指導を行うなど、青少年指導センターの活動を充実します。

また、学校や警察、防犯協会などの関係機関や団体と協力し、薬物や有害図書類等自動販売機などの有害環境を改善する活動に取り組みます。

### (5) 勤労青少年ホーム（愛称：つどーむ天童）活動の充実

勤労青少年ホームについては、サークルリーダー会などと連携しながら、自主サークル活動を活発化させるなど、勤労青少年の憩い・ふれあい・交流の場として利活用を促進します。

また、青少年の職業的自立を支援するため、職業に関する各種情報を提供するとともに、研修、講座などの機会を活用し、青少年の職業に対する意識の啓発を図ります。



注1 NPO：ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体のこと。このうち、NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体（特定非営利活動法人）の一般的な総称である。

注2 青少年問題協議会：青少年の指導・育成・保護・矯正に関する施策について必要な事項を調査・審議し、関係機関に意見を述べるとともに、施策の適切な実施のために連絡調整を行う組織。

## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
市民一人当たりの公民館の年間利用回数	回	2.7	3.0	
勤労青少年ホーム年間利用者数	人	8,950	9,200	

## 主な事業

事業名	実施主体
各市立公民館の基本方針に基づく各種事業の実施	市・ 実行委員会
市立公民館施設整備維持管理事業	市
市立公民館分館整備補助事業	市
地域づくり委員会活動支援事業	市
社会教育関係団体育成支援事業	市
青少年健全育成推進事業	市・団体
勤労青少年ホームにおける各種事業への支援	市

## 第 2 項

## 豊かに生活を彩る生涯学習

## 施策の体系

豊かに生活を彩る  
生涯学習

1 生涯学習機会の提供と生涯学習施設のネットワーク化

2 生涯学習支援体制の充実

## 基本方針

高度情報化や国際化、少子高齢化、核家族化など、社会情勢が変化し、価値観やライフスタイルが多様化する中、市民一人ひとりが自由にテーマを選択し、自分に合った方法で生涯を通して学習できるよう、さまざまな学習ニーズに対応できる生涯学習の推進に努めます。

また、市民の学習ニーズに的確に対応するため、生涯学習機会を提供し、生涯学習施設のネットワーク化を図るとともに、より分かりやすい生涯学習情報を提供します。

## 施 策

## 1 生涯学習機会の提供と生涯学習施設のネットワーク化

## (1) 高等教育機関などとの連携による学習機会の提供

市民一人ひとりの多様な生涯学習の要望に対応するため、これまでの公民館活動における学習機会と合わせて、天童織田藩出身の宮城浩蔵氏が創立者の一人である明治大学などの高等教育機関の知的資産と人材を活用した学習機会を提供します。

## (2) 学校教育と社会教育の連携・融合

生涯学習推進員として委嘱した各小・中学校の教員を中心にして、学校と地域が協働で行事を開催するなど、学校と家庭、地域との連携・融合を促進します。

## (3) 生涯学習施設の充実とネットワーク化

市内には、公民館、図書館、市民プラザ、高原の里交流施設など、生涯学習を推進するためのさまざまな学習施設があります。これらの施設を有効に活用するため、ネットワーク化を図り、事業の連携・協力を促進します。

公民館においては、地域に密着した身近な施設として、さまざまな学習機会を提供し、各種団体が行う学習活動を支援します。

図書館においては、県立図書館などとのネットワークを活用しながら、市民の読書活動推進事業や特別展示、映写会などを充実するとともに、読み聞かせボランティアなどの





人材を育成します。

市民プラザにおいては、趣味や教養、健康、スポーツなどのさまざまな学習機会の提供と、催し物や発表会の場所の提供を行います。

旧田麦野小学校を活用した高原の里交流施設「ぼんぼこ」は、田麦野地域の特徴を生かした自然体験や、東北芸術工科大学などとの連携・交流活動を行い、利活用を図ります。

的り確な把握に努め、地域の学習活動を支援する指導者を発掘し、生涯学習サポーターバンクに登録するなど、生涯学習支援体制を充実します。また、地域いきいき講座を活用したテーマ別学習プログラムを提供します。

### (2) 生涯学習情報の提供

市民の多様な学習ニーズに応えるため、学習施設などの相互連携やインターネットなどの情報媒体の利活用を図り、情報提供を充実します。広報誌やホームページを活用し、公民館などの生涯学習施設で開催する講座や催し物の案内、募集など、分かりやすい生涯学習情報の提供に努めます。

## 2 生涯学習支援体制の充実

### (1) 生涯学習活動への支援

生涯学習を推進するため、市民の学習意欲

## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
市民一人当たりの年間の図書の貸出冊数	冊	4.5	5.0	
市民プラザの年間利用者数	人	65,620	68,000	
生涯学習サポーターバンクへの登録者数	人	148	170	

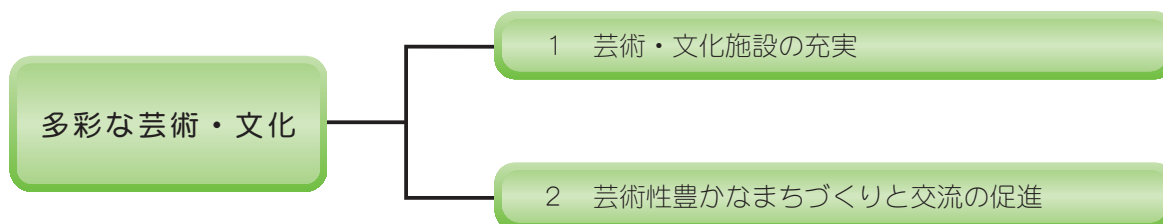
## 主な事業

事業名	実施主体
生涯学習フェスティバル事業	市
明治大学・天童市連携講座	市・明治大学
生涯学習施設指定管理委託事業	市
自然体験学習事業（ぼんぼこ塾）	市
生涯学習サポーターバンクの充実	市

## 第 1 項

## 多彩な芸術・文化

## 施策の体系



## 基本方針

生涯学習の中で、生活にうるおいを与える芸術・文化に対する市民のニーズは、年々多様化するとともに、市民の自発的な芸術・文化活動も活性化しており、より質の高い芸術・文化が求められています。これらに柔軟に対応するとともに、市民の積極的な活動を尊重しながら、文化団体を育成し、芸術・文化の拡大と充実を進め、香り高い文化のまちづくりを目指します。

## 施策

## 1 芸術・文化施設の充実

多様化する市民の芸術・文化活動を一層活性化するために、活動や鑑賞の場である芸術・文化施設を充実します。市民文化会館、美術館については、機能の保持・充実を図るため、計画的に改修や修繕を行います。また、民間活力を十分に活用し、施設運営の効率化とサービスの充実を図ります。

市民の期待に応えられるよう、民間の芸術・



文化施設とも連携して、多様で優れた芸術・文化の鑑賞の機会を増やします。市民文化会館では、舞台・音響・照明などの優れた設備を十分に活用した音楽や演劇、舞踊などの鑑賞の機会を提供します。美術館は、収蔵品の充実を図り、天童にかかわる優れた美術作品の展示や常設展・企画展を開催するなど、高い水準の美術作品に触れる機会を提供します。また、コンサートや市民作品展、作品を作って楽しむ体験美術館を開催するなどして、市民に親しまれる美術館活動を行います。

## 2 芸術性豊かなまちづくりと交流の促進

市民芸術祭や市民創作劇場を開催し、芸術・文化活動を発表したり、参加できる機会をつく

るなど、音楽や演劇、舞踊、美術、文学、伝承芸能などの市民の活動を支援します。また、若い年代も含め、幅広い年代層の市民が、さまざまな活動に積極的に参加できるよう、情報の提供に努めます。

芸術・文化を通して、地域・国際交流イベントなどの交流活動への積極的な参加を促進します。ジャズによるまちおこしの一つとして、天童ジャズフェスティバルに積極的に取り組みます。

生活様式の大幅な変化などにより、地域の歴史、風土を反映した特色ある伝承芸能の後継者が減少しています。伝承芸能にかかわる既存の団体が行う後継者の育成などの活動を支援するとともに、地域、学校、行政が連携して、地域の風俗慣習である伝統行事などの伝承に努めます。

### 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
市民文化会館の年間利用者数	人	79,000	82,000	
美術館の年間入館者数	人	19,000	30,000	
市民芸術祭参加・入場者数	人	14,000	18,000	
天童ジャズフェスティバル入場者数	人	3,500	5,000	
伝承芸能保存団体会員数	人	350	380	

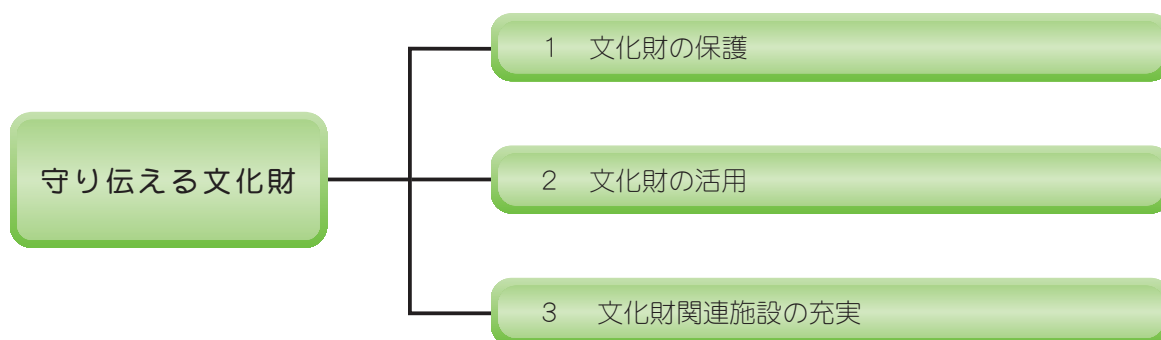
### 主な事業

事業名	実施主体
市民文化会館施設設備改修事業	市
芸術文化活動育成事業	市
天童ジャズフェスティバルへの支援	市・団体
伝統文化伝承事業	県・市・団体

## 第2項

## 守り伝える文化財

## 施策の体系



## 基本方針

市内には、長い歴史の中で生まれ、独自の風土によって培われてきた歴史的・文化的な遺産が数多く残されています。これらを保存管理する体制を充実するとともに、調査や研究を進め、特色ある文化財をまちづくりに生かす活動を推進します。

また、学校教育や地域活動を通して、子どもの頃から身近な文化や歴史に触れる機会を増やし、市民一人ひとりが郷土に対する誇りや愛着をはぐくむことのできる環境の整備に努めます。

の作成や説明板の整備を進めます。また、歴史や文化に関する講座を開催するなど、文化財の保護と啓発に努めます。

## (2) 天然記念物などの保護・育成

近年の急激な生活環境の変化に伴い、イバラトミヨ<sup>注1</sup>をはじめとする貴重な天然記念物の生息環境が脅かされています。未来の子どもたちに、豊かな自然を引き継ぐため、保存会などによる活動を支援するとともに、生息環境の維持に必要な調査・研究を進め、保護に努めます。

## (3) 文化財の保存・調査

市内には、中世の山城である天童古城や、鎌倉時代の居館跡と推定される二階堂遺跡といった後世に残すべき未指定の史跡や文化財があります。これらの文化財の適切な保存・整備や活用を進めるため、専門的知識を有する市民の協力を得るなど、調査体制を整備し、文化財指定を視野に入れた調査・研究を進めます。

## 施策

## 1 文化財の保護

## (1) 文化財保護の啓発

指定文化財の適切な保存・管理に努めるとともに、それらを紹介するパンフレットなど

注1 イバラトミヨ:トゲウオの仲間の体長4~5cmの淡水産の小魚で、背に7~9本の棘(とげ)がある。春、繁殖期になると、雄が巣を作り、それに雌が卵を産み、孵(ふ)化するまで雄が世話するという極めて珍しい魚である。また、氷河期の遺存種で「生きた化石」ともいわれ、学術的にも極めて貴重である。

また、世代交代などによる文化財の流出や開発事業に伴う近代遺産の破壊を防ぐため、事前の情報収集や記録調査を行い、文化財登録制度<sup>注2</sup>を活用しながら保存活動に努めます。

#### (4) 埋蔵文化財の保存・調査

埋蔵文化財は、開発事業などにより常に破壊の危険にさらされていますが、人材の確保や手法の検討を含め発掘調査の体制を充実するとともに、開発事業などとの事前調整を密にし、適切で効率的な調査・保存の対策を講じます。

#### (5) 文化財の修繕

現在まで受け継がれてきた貴重な文化財を後世に残すため、現地調査などを実施し、適切な保存・管理と修繕に努めます。

## 2 文化財の活用

### (1) 西沼田遺跡の活用

西沼田遺跡は、古墳時代後期の農村の暮らしを総合的に知ることのできる貴重な遺跡として、昭和62年に国史跡として指定を受けました。平成14年度から国の補助を受けて整備が進められ、平成20年度に天童市西沼田遺跡公園として開園しています。古代農村集落の学術的な研究だけでなく、生涯学習や学校教育を通して歴史を体感できる体験学習の場や地域の憩いの場として活用を図ります。また、市内の文化財や観光施設などと連携して、市内外からの来訪者が楽しむことができる地域振興の拠点を目指します。

### (2) 文化財巡りコースの整備と活用

市内には、歴史や風土によって培われてきた特色ある文化財が各地域に所在しています。地域活動と連携しながら、それらの文化財を巡るコースや文化財マップ、案内板などを整備し、活用を図ります。

身近な文化財を知ることによって、郷土への親しみや関心をはぐくむとともに、これらを生かした特色あるまちづくりを目指します。

## 3 文化財関連施設の充実

### (1) 西沼田遺跡公園の充実

西沼田遺跡は、指定管理者の管理運営の下、地域活動と連携しながら、さまざまな体験学習やイベントを通して利用されています。

今後、指定管理者と連携しながら、展示物の充実や体験学習に生かすため、遺跡から出土した土器や木製品などの遺物の整理や保存、調査・研究を進めます。また、市民参加型による建物の復元や修繕を通して、遺跡に対する理解を深めるとともに親しみやすい施設づくりを目指します。

### (2) 旧東村山郡役所資料館の充実

明治時代の洋風建築として、県指定有形文化財となっている旧東村山郡役所は、貴重な文化遺産であるため、適切に保存・管理を行います。また、市立旧東村山郡役所資料館として、年間を通じた常設展とさまざまな企画展を開催し、郷土の歴史に関する理解を深めます。さらに、市民などの協力を得ながら、郷土にかかわる資料の収蔵に努めるとともに、収蔵資料の研究・整理を進め、展示内容の一層の充実を図ります。



注2 文化財登録制度：近代に建てられた建造物などを国が登録し保護する制度。従来の文化財指定制度に比べて、規制はゆるやかで、外観を大きく変えなければ、自由に活用できる。

## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
文化財登録数	件	100	108	国・県・市指定文化財数及び登録有形文化財数
西沼田遺跡公園年間入場者数	人	19,581	30,000	
西沼田遺跡建物復元率	%	60	100	復元建物7棟のうち、未整備である3棟（納屋・厨房・米倉）を復元する。
旧東村山郡役所資料館年間入場者数	人	7,700	10,000	

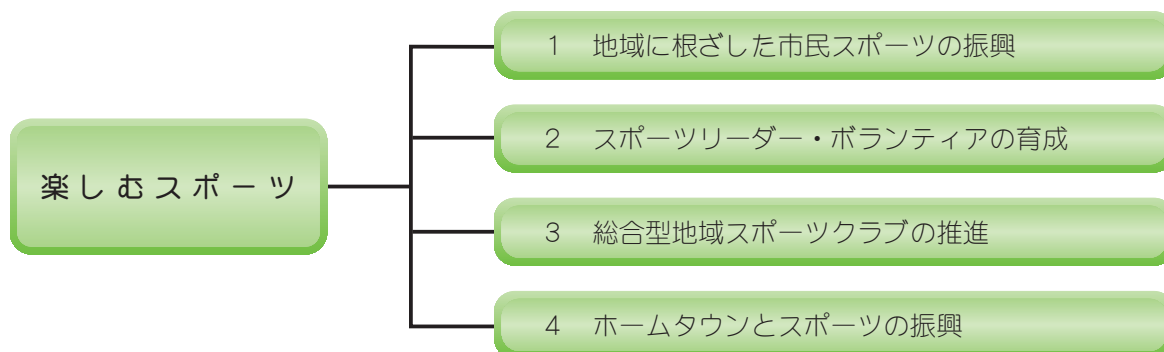
## 主な事業

事業名	実施主体
イバラトミコ生息地保護活用事業	市・団体
天童古城調査事業	市
重要文化財若松寺観音堂保護事業	市・若松寺
西沼田遺跡整備・活用事業	市
市内文化財活用事業	市

## 第 1 項

## 楽しむスポーツ

## 施策の体系



## 基本方針

近年、余暇活動の多様化や健康に関する意識の高まりから、スポーツ・レクリエーション活動への市民のニーズが増大しています。

こうした中、市民一人ひとりが、健康で明るく豊かな生活を送れるよう、年齢や障がいの有無などにかかわらず、それぞれのライフスタイルなどに応じて、スポーツを楽しむことができる環境が求められています。そのため、体育協会などの関係団体や機関と連携して、さまざまな催し物や事業を展開し、「市民一人1スポーツ」を目指し、生涯スポーツの振興に努めます。また、プロ・実業団スポーツチームとの交流や

その指導を受ける機会に恵まれている本市の利点を生かし、多くの市民がスポーツにかかわることにより、市民参加や交流を活性化し、スポーツ活動を通じた活力あるまちづくりを目指します。

## 施策

## 1 地域に根ざした市民スポーツの振興

体育協会や体育指導委員会などの関係団体や機関と連携を密にし、「楽しむ」、「競う」、「交流する」の三つの視点で、地域に根ざしたスポーツの振興を図ります。また、スポーツの拠点としての市スポーツセンターの改修・整備を行うなど、ハード・ソフト両面にわたり、障がい者スポーツなどにも対応できる、スポーツ環境づくりを進めます。

年齢や性別、技術、能力、体力などの違いにかかわらず、個人のニーズに合わせて多様な選択ができるよう、スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡大を図ります。スポーツイベントや、軽スポーツも含めた多様なスポー



ツ教室を開催するとともに、さまざまなスポーツ・レクリエーション活動の情報を発信し、気軽にスポーツを楽しむ機会を提供します。

より高い技能や記録に挑戦するという競技スポーツに対応できるよう、体育協会や各競技団体などと協力し、競技力の向上を目指します。各団体の組織強化を促進し、研修会の開催などにより、優れた指導力を持つ指導者を養成するとともに、選手強化活動や各大会への支援を行い、ジュニア層をはじめとする選手の育成・強化を図ります。

## 2 スポーツリーダー・ボランティアの育成

スポーツの振興のためには、スポーツ活動をさまざまな側面から支えることが必要です。

体育指導委員を中心として研修会を開催し、スポーツの実技指導のほか、楽しみ方やスポーツと健康に関するアドバイスをしたり、スポーツによる交流を企画・提案できるスポーツリーダーを育成します。また、市民が、催し物や地域のスポーツクラブの企画・運営に積極的に参加できるような体制を充実し、スポーツボランティアを育成します。さらに、こうしたスポーツ活動を支援するスポーツリーダーやスポーツボランティアの活動の場を提供するなど、効果的な活用を促進します。

## 3 総合型地域スポーツクラブの推進

日常生活の中で継続的にスポーツに親しみ、豊かなスポーツライフを実現するためには、身近なところで、気軽に、自由に、スポーツ活動に参加できる環境が必要です。

子どもから高齢者まで、それぞれの年齢や興味、技術などに応じて活動できる総合型地域ス

ポーツクラブ<sup>注1</sup>を設立し、育成します。活動拠点や指導者の確保に努めるとともに、研修会を開催してクラブを運営する人材を育て、運営体制を整備します。また、クラブの活動内容を積極的に広報し、市民への周知に努め、地域の人々の参加を促進します。

## 4 ホームタウンとスポーツの振興

本市は、サッカーJ1リーグ「モンテディオ山形」、プロ野球「東北楽天ゴールデンイーグルス2軍」、バレーボールVプレミアリーグ「パイオニアレッドウィングス」の本拠地であり、また、本市出身のプロ選手やオリンピック選手も活躍しており、一流のプレーを身近に感じることが出来ます。

このような恵まれた環境の中、プロ・アマチュアスポーツの観戦・応援を通して、スポーツが持つ魅力に触れることで、市民の意識が「みる」スポーツから「する」スポーツへ発展するよう、ホームタウンとしてのスポーツを一層推進します。催し物やスポーツ教室において、プロ・実業団スポーツチームと市民との交流を進めるとともに、情報を発信し、応援・支援活動を促進します。

また、全国規模の大会の誘致と開催を市民と行政が連携・協力して進め、高いレベルの競技スポーツに市民が触れる機会を増やします。



注1 総合型地域スポーツクラブ：地域住民が主体となり運営し、多様な興味・関心、さまざまなレベルの技術・技能を持つ人々が、世代を越えて集まり、さまざまな種目のスポーツを楽しむことができるスポーツクラブ。



## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
東北大会、全国大会激励金授与件数	件	東北大会51 全国大会81	東北大会 70 全国大会 100	
市民一人当たりの 市スポーツセンターの年間利用回数	回	3.9	4.1	
総合型地域スポーツクラブ数	団体	1	4	
ホームゲーム入場者数	人	17,300	20,800	モンテディオ山形、東北楽天ゴールデンイーグルス2軍、パイオニアレッドウィングスの1試合当たりのホームゲーム入場者数の合計

## 主な事業

事業名	実施主体
競技力向上事業	市・体育協会
スポーツ交流推進事業	市・体育協会
総合型地域スポーツクラブ推進事業	市・体育協会・ 体育指導委員会
ホームタウンスポーツ推進事業	市・協議会

## 第5章

# 健全な行財政運営と協働のまちづくり

### 第1節 市民の視点に立った行財政運営

- 第1項 健全な行財政運営
- 第2項 広域行政の展開

---

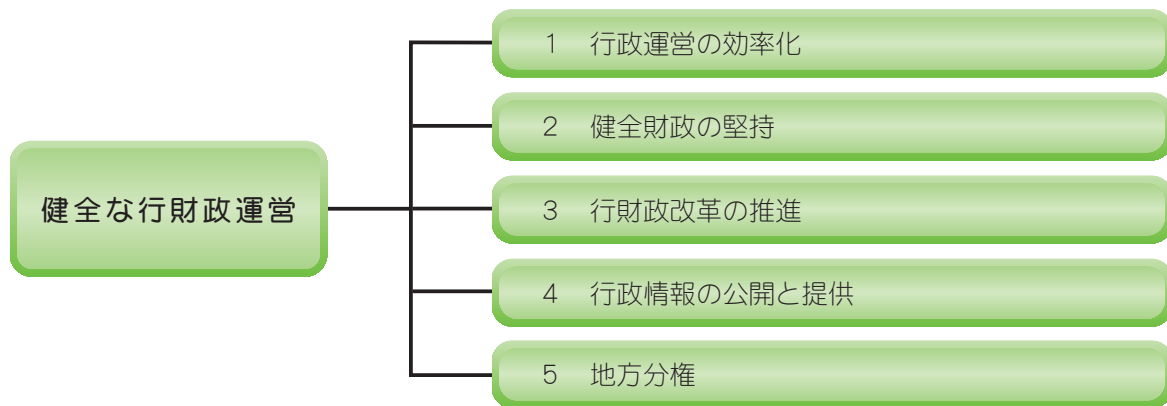
### 第2節 みんなで支え合う協働のまち

- 第1項 身近な広報・広聴
- 第2項 市民参画のまちづくり
- 第3項 男女共同参画社会の推進
- 第4項 国際交流、国内交流の推進

## 第 1 項

## 健全な行財政運営

## 施策の体系



## 基本方針

分権型社会の進展により、行財政運営がますます専門化・高度化しています。これらの課題に対応するため、施策や事業を効率的に実施できるように組織の整理・合理化を進め、行政課題や市民ニーズに対し、迅速かつ的確に対応できる組織体制の構築を図ります。

厳しい財政状況の中、中長期的展望に立った計画的な財政運営に努めるとともに、市税をはじめとする自主財源の安定した確保を図ります。また、行財政改革に対する不断の取組が求められていることから、より積極的な行財政改革に、スピード感を持って取り組みます。

行政情報の積極的な公開と提供により、市政の透明性の確保と、市民の市政に対する関心を高め、市民総参加の開かれた市政を目指します。

さらに、本市の自主性と自立性を高めるため、地方分権を一層推進し、個性豊かな施策を展開するとともに、地域の実情やニーズに即したきめ細かな行政サービスを提供します。

## 施策

## 1 行政運営の効率化

## (1) 職員の資質の向上

地方分権が進展する中、時代や環境の変化などに対応できる人材を育成するため、職員が持つ多様な潜在能力を引き出し、専門的知識や高度な技能、政策形成能力や待遇・応対能力などを身に付けられるよう職員研修を充実します。さらに、人事評価システムを導入し、職員個人の能力開発に役立て、組織の活性化に取り組みます。

## (2) 組織体制の見直しと定員管理の適正化

施策や事業を効率的に実施できる組織に再編し、市民ニーズへの迅速な対応や意思決定ができるように、職員の責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化された組織体制を目指します。また、行政需要に的確に対応するため、職員の定員管理の適正化に努めます。

## (3) 電子自治体の推進

情報通信技術の進展に伴い、行政サービス

が多様化する中、市民サービスの向上と事務の効率化をより一層図るために、現在運用している情報システムの見直しや新規システムの導入を計画的に進め、行政情報の電子化を推進します。

## 2 健全財政の堅持

### (1) 計画的で持続可能な財政運営

中長期にわたる財政計画を策定し、過度に起債に依存しない財政運営に努めるとともに、健全化判断比率<sup>注1</sup>やバランスシート（貸借対照表）<sup>注2</sup>などの財務諸表により財政状況を把握し、行財政改革を進め健全財政を維持します。さらに、大規模施設の計画的な更新のための財源確保に努めます。

### (2) 市民満足度の向上を目指した予算の編成

市民ニーズを的確にとらえ、優先順位を十分に踏まえた予算編成を行うため、事務事業評価や市民満足度・重要度アンケート調査を実施します。また、予算や財務諸表などの情報について、市報や市のホームページなどを通して積極的に広報し、市の財政に対する市民の理解が深まるよう努めます。

### (3) 適正な資産管理

災害時の活動拠点にもなる市有施設については、経年劣化に対する計画的な改修を行うとともに、施設の耐震化を進めます。また、未利用の市有資産については、今後の利活用や必要性を検討の上、処分も含め適正に管理します。

### (4) 市税等の収入確保

市税をはじめとする自主財源を確保するため、課税客体の適正な把握に努めるとともに、地方税電子申告・納税システムの活用により、賦課・徴収事務の適正化、効率化を進めます。



また、市税収入の確保のため徴収対策を強化し、収納率を向上させます。

## 3 行財政改革の推進

### (1) 民間委託の推進

民間への委託については、民間企業からの受託の提案や他の自治体の状況、組織の規模などを考慮するとともに、行政運営コストの削減や事務・事業の効率化などの効果を見極めて実施します。

委託に当たっては、対象事業、選定基準、契約事項などの透明性を確保するとともに、個人情報保護や守秘義務に十分留意し、委託した事務・事業が確実に遂行されるよう、適切に評価・管理を行います。

### (2) 受益者負担の適正化と補助金等の整理合理化

使用料、利用料、手数料その他の収入について、受益者負担の適正化や徴収率の向上などを図り、自主財源の確保に努めます。また、各種団体などに対する補助金等については、必要性や費用対効果、経費負担の在り方などについて検討し見直します。

### (3) 地方公営企業の経営健全化

計画性や透明性がより高く、安定した経営

注1 健全化判断比率：自治体財政の健全化を示す「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標を指す。4指標とも数値が小さいほど財政状況は良いとされている。

注2 バランスシート（貸借対照表）：自治体の一定時点における財政状態を明らかにするために、資産、負債、純資産を一表に記載した報告書を指す。

を行うため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組みます。特に、地方公営企業の情報開示に当たっては、人件費や料金水準などを他の自治体と比較するなど、市民が理解・評価しやすいように工夫します。

また、組織体制や事務・事業の見直し、民間委託などにより、定員管理の適正化に努めます。

#### (4) 第三セクターの経営改革

外部の専門家を含めた経営検討委員会を設置し、事業内容や経営状況、公的支援の必要性などについて検討します。

経営検討委員会による検討の結果、経営状況が深刻であると判断された場合には、問題を先送りすることなく経営悪化の原因を検証し、抜本的な経営改善や存廃を含めた経営の見直しを行います。

## 4 行政情報の公開と提供

### (1) 情報公開制度の充実

より開かれた、市民参画の市政を目指すため、行政機関が知らせたい情報を提供するだけでなく、市が保有する情報を、市民の請求に応じて提供する情報開示をより一層推進します。

また、市民の知る権利を保障し、一層開かれた市政にするため、審議会、委員会などの会議や議事録の公開を推進します。

### (2) 個人情報保護制度の充実

個人情報保護制度については、個人情報の保護を図る一方で、請求に応じて情報を明らかにし、訂正の請求を受けるなど、市民の権利を保障し、個人情報を適正に管理します。

## 5 地方分権

### (1) 地方分権の推進に対応した行政の展開

地方自治の運営に対し、国の関与などが縮小される中、自己決定・自己責任の原則に立って諸施策を実施します。

行政の各分野で、地域の要望を十分に把握し、最良の施策を実行できるよう、政策立案、法制執務能力などの向上を図るとともに、組織・機能の見直しを積極的に進めます。

### (2) 国、県、市の役割分担の明確化

住民の生活に密接にかかわる課題は、住民に身近な地方公共団体で主体的に処理できるよう、国と地方の役割分担の明確化を図ります。

また、福祉・教育などの住民に直接関係する事務や、住民の利便性が向上する事務、まちづくりや地域づくりに関係する事務などについては、権限の移譲を行うよう要請していきます。

### (3) 国などへの要請

地方分権を推進し、自立的・自主的な地方行政の運営を行うため、国から地方へのより一層の税源移譲と、国と地方の役割に応じた税源の配分が図られるよう要望していきます。

国、地方を通じた事務処理の効率化の観点から、地方とかがわりが深い事務などについて、地方公共団体への権限移譲を要請していきます。中でも、土地利用に関する基本的な事務について、市へ移譲されるよう働きかけていきます。

## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
経常収支比率	%	89.9	86.0	財政の硬直度を示す指数で、数値が小さいほど良い。
将来負担比率	%	87.1	85.0	将来負担すべき負債等の標準財政規模に対する比率
課税資料の電子化による 給与支払報告の利用率	%	—	80.0	利用者÷納税対象者（事業者・税理士事務所等）×100
電子申告・申請による 法人市民税各種申告の利用率	%	—	90.0	利用者÷納税対象者（事業者・税理士事務所等）×100

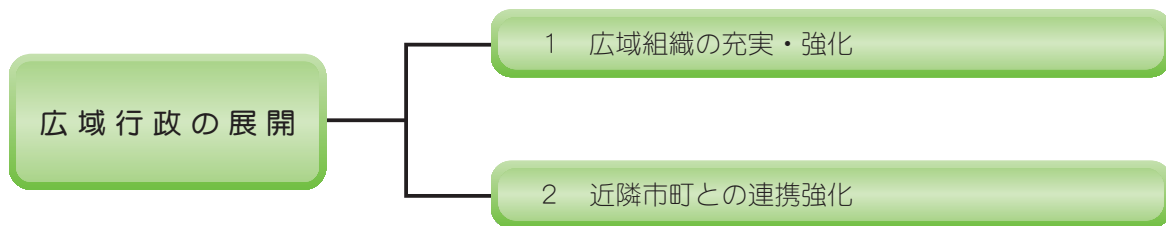
## 主な事業

事業名	実施主体
地方税の電子化推進事業	市
市税等電話納付案内事業	市
行財政改革の推進	市
情報の公開と個人情報の保護	市
人事評価制度の導入	市

## 第 2 項

## 広域行政の展開

## 施策の体系



## 基本方針

市民の生活圏域が行政界を越えて広域化している中、市民の行政に対するニーズは多様化しています。それらに応えていくため、効率的で利便性の高い行政運営に取り組むとともに、近隣市町との広域的連携を保ちながら、都市機能を分担した快適で住みよいまちづくりを進めます。

民の視点に立って検討していくとともに、近隣市町と活力ある圏域の発展に取り組みます。

## 2 近隣市町との連携強化

市民の日常生活や経済活動は、行政界を越えて広域化するとともに、市民の行政に対する要望も多様化しています。こうした状況に対応するために、行政運営能力の向上と効率的な行政組織の整備・確立を図ります。

また、近隣市町と課題を共有し、それぞれの地域が持っている資源や都市機能のネットワーク化を図り、日常生活にかかわる行政サービスの充実と都市機能を担い合うまちづくりを推進します。

## 施 策

## 1 広域組織の充実・強化

本市と山形市・上山市・山辺町・中山町が組織している山形広域行政協議会や、東根市・村山市・河北町との一部事務組合において、構成市町間の連携を深め、各分野で事業の充実・強化や、積極的な情報と意見の交換を進めます。

また、首都圏や仙台市など、市外への人口流出に歯止めを掛け、分権型社会にふさわしい地域社会を形成するため、定住自立圏構想<sup>注1</sup>を市

注1 定住自立圏構想：地方において、人口5万人程度以上の「中心市」と周辺市町村が協定を結び、圏域として定住、自立、発展を目指していく総務省の施策のこと。

## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
広域行政（一部事務組合）による取組件数	件	9	11	クリーンピア共立（ごみ、し尿処理）、最上川流域下水道事業、図書館ネットワーク協定など

## 主な事業

事業名	実施主体
山形広域行政協議会運営事業	協議会
クリーンピア共立（東根市他二市一町共立衛生処理組合）における、ごみ、し尿処理	一部事務組合

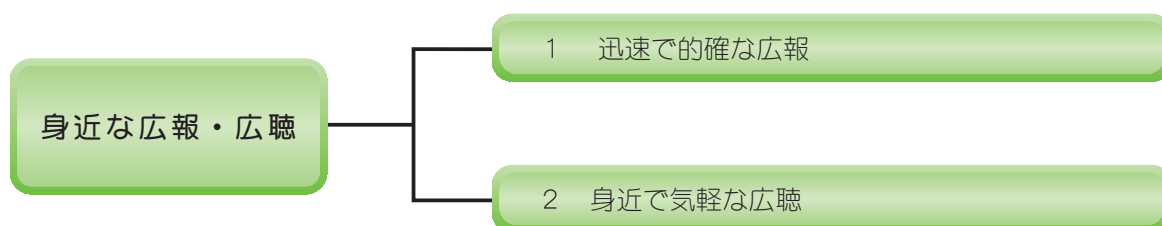




## 第 1 項

## 身近な広報・広聴

## 施策の体系



## 基本方針

行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民の市政に対する関心を高めるため、市報や電子媒体、報道機関などを通し、迅速での確な市政情報を積極的に提供するとともに、市民の立場に立った分かりやすい広報活動に努めます。

幅広い年齢層や職業、地域からの声を聴くための広聴体制を充実し、市民からの要望や意見の収集と整理・分析に努め、市政に反映していきます。また、事業の実施や将来計画の策定に当たっては、市民の意見や提言などの積極的な把握に努めます。

今後も、広報と広聴の施策を連携して実施することにより、市民と市政との信頼関係をより一層深めます。

## 施 策

## 1 迅速での確な広報

## (1) 活字媒体を活用した広報活動

市報「てんどう」をより一層見やすく、分かりやすい紙面構成にするとともに、市民が必要としている情報の把握に努め、行政の動きや市政の課題を明らかにした政策広報を充実します。また、市の概要を紹介するための市勢要覧などを発行します。

## (2) 多様な媒体による効果的な広報活動

インターネットやケーブルテレビを含むテレビ、ラジオ、新聞など多様な媒体を活用した広報活動の充実と効果的な配信に努めます。

## (3) 広域的な広報活動

市民の生活圏の広域化に伴い、市報や電子媒体を活用し、近隣市町の情報を提供するとともに、本市の情報も他市町村に積極的に配信します。

## (4) 報道機関などへの広報活動強化

全職員が市の広報マン・広報ウーマンであるという自覚と広報活動に関する共通認識を持ちながら、市民の市政に対する関心を高めるため、報道機関などへの適切かつ的確な情報の発信と提供に努めます。



## 2 身近で気軽な広聴

### (1) 市民相談室の充実・強化

市民相談室は、市民との良好な信頼関係のもとで市政運営を行うために、市政に対する要望や陳情、相談などの総合的な窓口として、事案の迅速かつ的確な対応に努めます。特に、消費生活にかかわる複雑な相談については、消費生活センターと相互連携を十分に図りながら事案の解決を促します。

また、専門性の高い民事・家事的な相談については、専門家による法律相談を実施し、市民福祉の向上に努めます。

### (2) まちづくり懇談会の実施

まちづくり懇談会は、市長と市民との貴重

な懇談の場であり、市民の市政参加の重要な機会であることから、引き続き地域単位で開催していきます。

### (3) 「市政への提言」の実施

市政全般にわたる意見や要望などについて、より広い市民の声を市政に反映できるよう、はがきやインターネット、ファクシミリによる「市政への提言」事業を実施します。

### (4) パブリックコメント（意見公募手続）の実施

将来計画の策定や規則の制定に当たり、市民の意見や提言などを的確に把握し、事業や計画に反映させるため、インターネットなどを利用したパブリックコメント<sup>注1</sup>を実施します。

## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
市のホームページへの年間アクセス件数	件	168,000	193,200	
ふるさとメールマガジンの登録者数	件	580	720	

## 主な事業

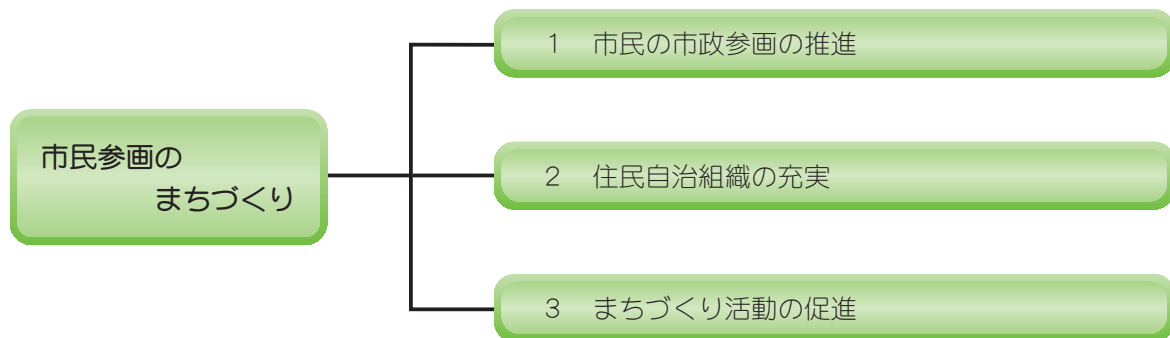
事業名	実施主体
市報「てんどう」発行事業	市
市ホームページ管理運営事業	市
まちづくり懇談会の開催	市

注1 パブリックコメント（意見公募手続）：行政が政策、制度等を決定する際に、住民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

## 第 2 項

## 市民参画のまちづくり

## 施策の体系



## 基本方針

市内の各地域では、地域づくり委員会活動や防災活動、福祉活動、自然保護活動など、さまざまなまちづくり活動が行われています。こうした活動をさらに促進するため、学習機会の提供や活動の支援に取り組みます。また、NPO法人（特定非営利活動法人）やボランティア組織、企業などの活動を育成・支援し、まちづくり活動への市民参画を促進します。

さらに、市民憲章の実践や社会教育関係団体などとの連携を図り、市民一人ひとりが住むことに誇りを持ち、しあわせを実感できるまちづくりを進めます。

ます。また、市政と市民の伝達役を担う囁託員制度や地域いきいき講座を活用しながら、市民の市政への参画を推進します。

## 2 住民自治組織の充実

市民と行政の信頼関係を深めるとともに、学習活動の機会を提供しながら、各自治組織の自主的な活動を支援し、活力ある組織づくりを進めます。また、社会教育の施策と連携しながら、自主的な地域活動に欠かせない人材の発掘と養成に努めるほか、活動の拠点である市立公民館の分館などの整備を支援します。

## 3 まちづくり活動の促進

地域のさまざまな課題や市内全域にかかわる共通課題の解決を図るため、課題学習のための講師派遣や情報の提供などを積極的に実施します。また、地域住民の連帯が重要であることから、町内会などの自治活動を積極的に支援し、地域の実践力を高め、活気ある地域社会づくりを進めます。

さらに、NPO法人や新たな公益活動に取り

## 施策

## 1 市民の市政参画の推進

各種行政計画策定時において、審議会などへの公募委員の積極的な導入や、パブリックコメント（意見公募手続）制度の活用により、市民の意見を積極的に取り入れるとともに、参加しやすい機会を提供しながら、市民参画を促進し

組む団体の育成と支援を行うため、意欲のある個人や団体にまちづくりの情報を提供しながら、自発的に活動できる仕組みや体制を整備します。



## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
審議会等への公募委員の導入の割合	%	22.0	30.0	
地域いきいき講座の参加者数	人	3,124	3,800	さまざまな学習活動のために、市職員が講師として出向いて開催する講座への参加者数
NPO法人(特定非営利活動法人)の数	法人	10	20	公益活動を行う法人の数

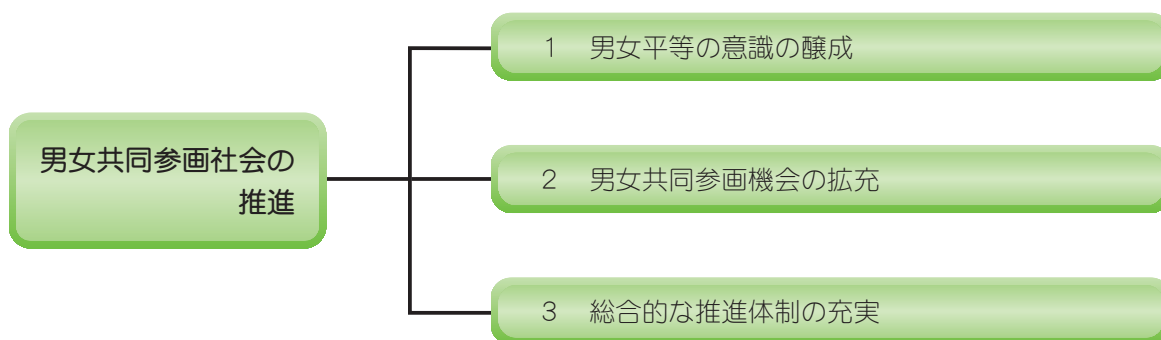
## 主な事業

事業名	実施主体
市政の連絡や周知のための嘱託員設置事業	市
地域いきいき講座の開催	市

## 第 3 項

## 男女共同参画社会の推進

## 施策の体系



## 基本方針

人権の尊重と男女共同参画意識の啓発に努め、女性が働きやすい環境の整備や、家庭・地域活動と仕事の両立を支援するほか、男女共同参画社会に関する情報提供を充実し、相談・支援体制などを整備します。

## 施策

## 1 男女平等の意識の醸成

男女が互いの人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野において共に活動していくため、男女共同参画社会推進事業を展開するとともに、機関紙などを利用して意識の普及啓発に努めます。また、男女平等意識をはぐくみ、人権の尊重を基本にした学校教育、社会教育を推進するとともに、男女共同参画社会に関する学習の機会を提供していきます。

## 2 男女共同参画機会の拡充

審議会や委員会などの政策・計画策定の場への女性の参画を推進するほか、育児休業、介護休業などの普及啓発や女性の就労支援など、女性が働きやすい環境を整えます。また、男女が協働して地域活動やまちづくりに参画できる機会を確保するなど、家庭と地域活動の両立を支援していきます。



### 3 総合的な推進体制の充実

ドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）やセクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、いじめ、差別など、人権を侵害する暴力などの防止、根絶を図るため、県福祉相談センターなどの関係機関との連携を強化しながら、情報提供や相談・支援体制の充実に努めます。

また、新男女共同参画社会推進計画を策定するとともに、山形県ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）憲章<sup>注1</sup>に掲げる社会の実現に、市民と行政が一体となって取り組みます。

#### 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
附属機関（審議会・委員会など）における女性委員の割合	%	24.3	40.0	

#### 主な事業

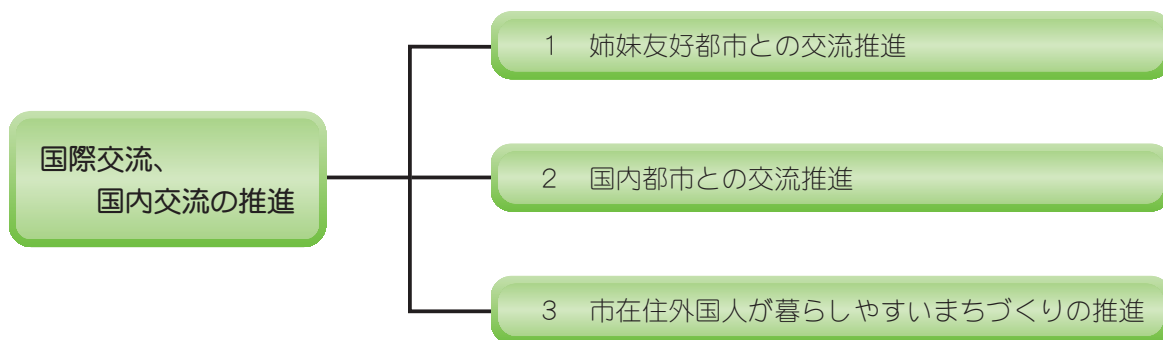
事業名	実施主体
新男女共同参画社会推進計画の策定	市
男女共同参画社会市民の集い開催事業	市・民間
男女共同参画タウンミーティング事業	市・民間

注1 山形県ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）憲章：ワーク・ライフ・バランスとは、ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくることを指す。

第4項

# 国際交流、国内交流の推進

## 施策の体系



## 基本方針

本市でも、企業への技術研修のほか、結婚や就労などで多くの外国人が在住するようになり、さまざまな分野で外国人と交流する機会や外国文化に触れる機会が増えています。こうしたことから、海外の姉妹友好都市との交流と天童市国際交流協会などへの支援をさらに進めるほか、

市在住外国人との交流を図るなど、国際交流を積極的に進めます。また、市在住外国人や訪れる外国人も増加しているため、外国人にやさしいまちづくりを推進します。

国内では、都市間の交流をさらに促進し、市民相互の交流を拡充することで、交流人口の増加を図り、地域社会の活性化を図ります。

### 【海外：姉妹友好都市】

種目	都市名	締結年月日
姉妹都市	イタリア共和国 マロスティカ市	平成元年 4月22日
	ニュージーランド マールポロウ市	平成元年 7月7日
友好都市	中華人民共和国 瓦房店市	平成14年 5月27日

### 【国内：相互交流都市】

種目	都市名	締結年月日
観光物産等相互交流都市	茨城県 土浦市	平成12年 12月16日
	群馬県 館林市	平成13年 10月27日
	北海道 網走市	平成16年 4月24日
文化振興等相互交流都市	宮城県 多賀城市	平成18年 4月22日

## 施策

### 1 姉妹友好都市との交流推進

海外の姉妹友好都市の3都市とは、天童市国際交流協会と連携しながら、市民訪問団や青少年大使など市民による相互交流を継続するほか、今後、文化・芸術、スポーツ、経済分野などでも交流を拡大します。

### 2 国内都市との交流推進

観光物産と文化振興などで相互交流都市を締結している4市を中心に、さまざまな分野での交流を推進するほか、織田信長サミットなど歴史的つながりのある都市との交流を拡大します。また、仙台圏との交流人口の拡大を目的とした在仙天童会の育成と組織の強化を図ります。

### 3 市在住外国人が暮らしやすいまちづくりの推進

天童市国際交流協会との連携を深めるとともに、協会の活動を支援しながら、市在住外国人が安心して暮らすことができる多文化共生社会<sup>注1</sup>を目指すため、外国語の案内板など、外国人にやさしい環境を整備します。また、こども日本語習得サポートの会<sup>注2</sup>や他の関係機関・団体と連携しながら、外国人に対する支援や交流の機会の拡大を図ります。



## 主な指標

指標内容	単位	現況(H20)	指標(H28)	説明
天童市国際交流協会の会員数	人・団体	245	270	
在仙天童会の会員数	人	109	130	仙台圏在住の本市出身者の会

## 主な事業

事業名	実施主体
織田信長サミット参加・開催	市
青少年国際交流派遣事業	市
天童市国際交流協会育成事業	市・民間
在仙天童会の育成事業	市・民間

注1 多文化共生社会：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会のこと。

注2 こども日本語習得サポートの会：村山地域の4市2町（山形市、寒河江市、上山市、天童市、中山町、山辺町）で構成し、在住外国人の子どもへ日本語習得などを支援する団体を育成している。





# 資料編

# 主要指標の推移と目標

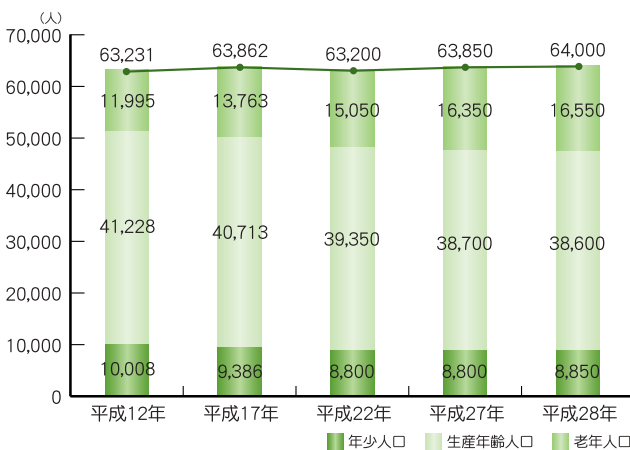
## ① 人口

年齢階層別人口は、少子化の進行により年少人口の減少が進むと考えられますが、本市の進める人口抑制・回復策の展開により一定の歯止めがかかり、現状に近い数値で推移すると予測されます。また、団塊の世代が高齢期を迎えることから、高齢化率が上昇すると予測されます。

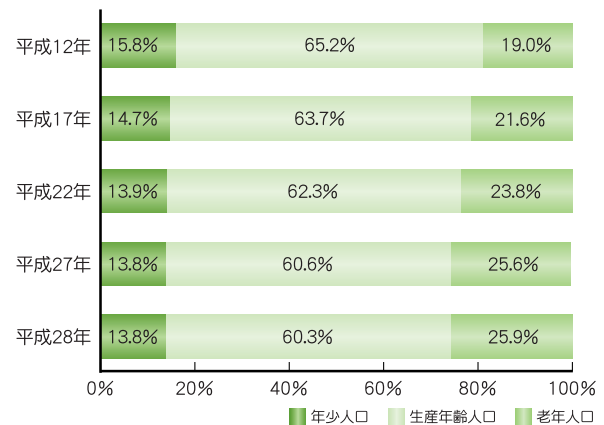
区 分	実績値		推 計 値		計画年度
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成28年
市の人口	63,231	63,862	63,200	63,850	64,000
年少人口(0～14歳)	10,008	9,386	8,800	8,800	8,850
生産年齢人口(15～64歳)	41,228	40,713	39,350	38,700	38,600
老年人口(65歳～)	11,995	13,763	15,050	16,350	16,550
構 成 比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
年少人口(0～14歳)	15.8%	14.7%	13.9%	13.8%	13.8%
生産年齢人口(15～64歳)	65.2%	63.7%	62.3%	60.6%	60.3%
老年人口(65歳～)	19.0%	21.6%	23.8%	25.6%	25.9%

※実績値～推計値（H12～H27）は国勢調査

### ◎市の人口



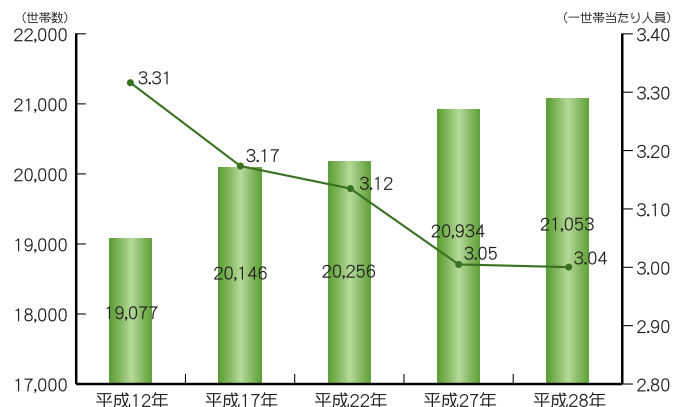
### ◎構成比



## ② 世帯数

都市化の進展や核家族化の進行により世帯規模が縮小し、一世帯当たりの人員は次第に減少していくものと予測されます。一方で、本市の人口は微増が見込まれることから、世帯数は増加するものと予測されます。

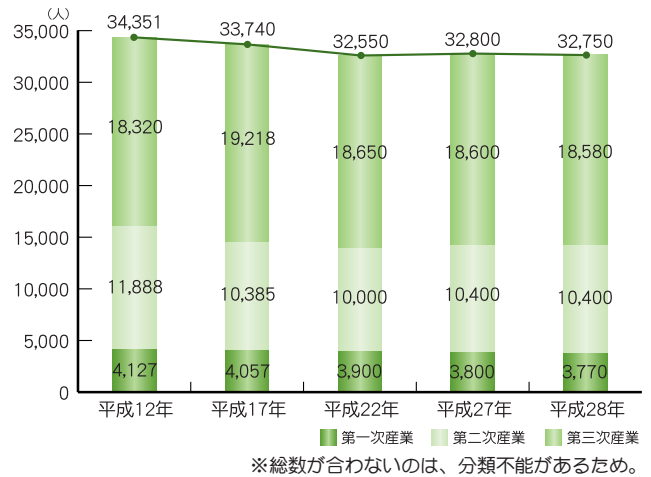
### ◎世帯数の見通し



### ③ 就業構造

生産年齢人口が減少することから、全体の就業者数は減少していくものと予測されます。産業別では、第一次産業が次第に減少しますが、第二次産業は東長岡工業団地、荒谷西工業団地への産業集積が進み、平成23年以降増加に転じるものと予測されます。また、第三次産業は、生産年齢人口の減少に比例し次第に減少していくものと予測されます。

◎就業者の見通し

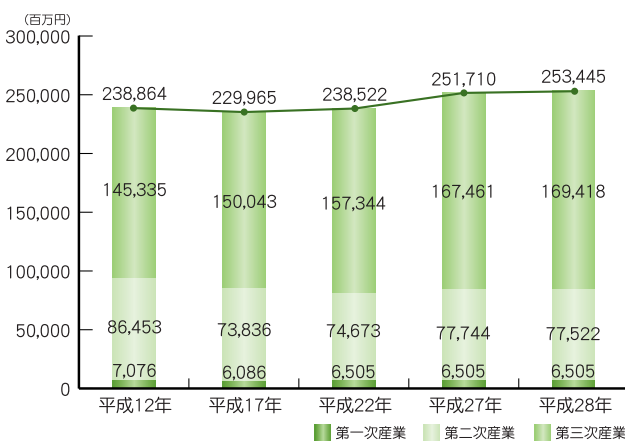


### ④ 経済の動向

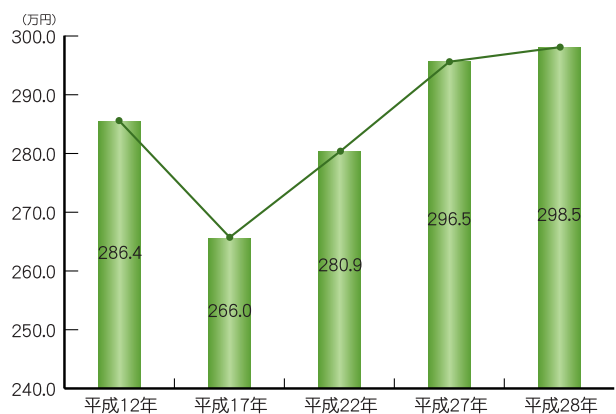
工業団地の整備による就労の場と製造品出荷額の増加や、芳賀土地区画整理地内への新たな生活交流拠点の形成による商品販売額の増加な

どにより、市内総生産及び市民所得は増加するものと見込まれます。

◎市内総生産



◎市民所得



未来創造重点プロジェクト

横断プロジェクト関連表

章	節	項	子育て応援・定住促進プロジェクト	にぎわいある産業・交流活性化プロジェクト	心身の健康増進プロジェクト	安心の市民生活充実プロジェクト	大切にしたい資源・環境保全プロジェクト
暮らしを健やかに暮らせるまちづくり	共に支え合う福祉社会の実現	心かよう地域福祉			●	●	
		つつまれる児童家庭福祉	●				
		ふれあいの高齢者福祉			●		
		あたたかな障がい者福祉			●		
	健康を守る保健と医療の充実	生き生きする健康づくり			●		
		もとななる食育	●		●		
		健やかな母子保健	●				
		頼れる地域医療	●			●	
	安心できる社会保障の確保	確かな公的医療保険・国民年金				●	
		支える低所得者福祉				●	
産業の魅力と活力あるまちづくり	力強く成長する工業の振興	力強く成長する工業		●			
		企業誘致の推進と産業の創出	●	●			
	観光の活性化と魅力ある商業の形成	にぎわう観光		●			
		魅力ある商業		●			
	活力ある農林業の振興	活力ある農林業		●			●
雇用の安定と労働環境の整備	雇用の安定と労働環境の整備	●	●				
緑ある住みよい環境のまちづくり	自然と共生したまちづくりの推進	かけがえのない地球環境					●
		身近にある環境の保全					●
		互いに心がける環境衛生	●				●
	快適な日常生活圏の形成	良好な環境の市街地と田園集落	●				
		人・まちをつなぐ道路		●			
		安全できれいな川				●	●
		安全で利用しやすい公共交通		●		●	
	身近な生活環境の充実	生活を支える上・下水道	●			●	●
		うるおいのある公園・緑地	●				●
		地域から守り備える防災				●	
安全・安心な地域体制の構築	市民生活を守る消防				●		
	明るいまちを築く防犯・消費生活	●			●		
	交通安全意識の高揚				●		
はぐくむべきとした人を	豊かな心を育てる教育の充実	生きる力をはぐくむ学校教育	●			●	●
		見守りはぐくむ家庭教育	●				●
	社会教育と生涯学習環境の充実	集う・学ぶ・つなぐ社会教育	●		●		
		豊かに生活を彩る生涯学習	●		●		
	次代へつなぐ文化の振興	多彩な芸術・文化		●	●		
守り伝える文化財			●			●	
みんなで親しむスポーツの振興	楽しむスポーツ		●	●			
健やかな行財政運営と協働のまちづくり	市民の視点に立った行財政運営	健全な行財政運営	●	●	●	●	●
		広域行政の展開				●	●
	みんなで支え合う協働のまち	身近な広報・広聴				●	
		市民参画のまちづくり	●	●	●	●	●
		男女共同参画社会の推進	●	●			
国際交流、国内交流の推進		●					

# 計 画 の策定経過

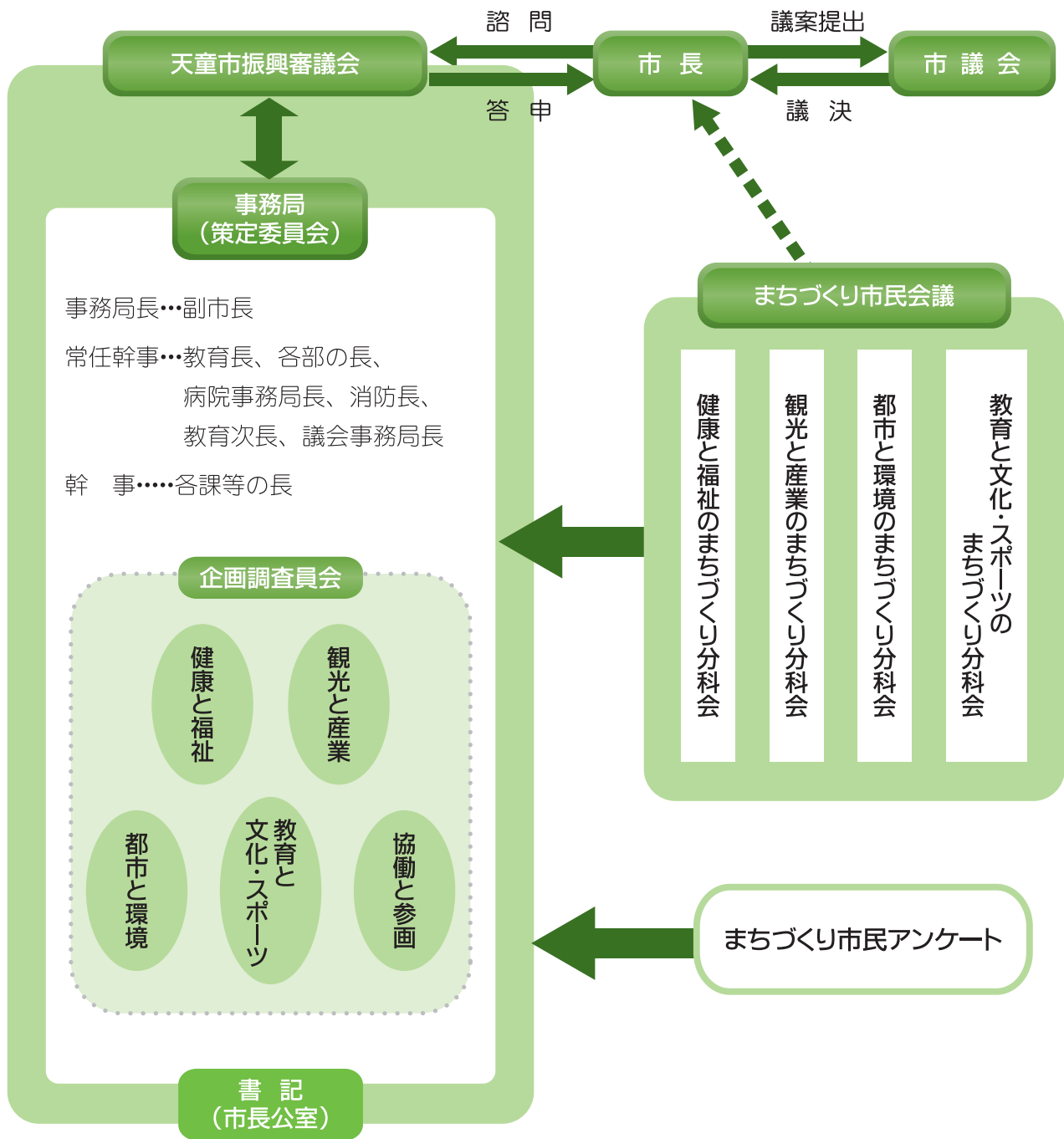
月 日	会 議 等 名	内 容
平成21年		
4月14日(火)	第1回幹事会	・総合計画策定の基本方針について
4月24日(金)	市議会総務教育常任委員会	・総合計画の策定について
4月27日(月)	第1回常任幹事会	・総合計画策定の基本方針について ・まちづくり市民会議設置要綱について ・まちづくり市民アンケート及び職員アンケートの実施について
	まちづくり市民アンケート送付	
5月1日(金)	まちづくり市民会議委員の公募	・市報5月1日号・ホームページに掲載
5月11日(月)	まちづくり市民アンケート回収締切	
5月22日(金)	まちづくり市民会議公募委員の決定	
6月3日(水)	総合計画策定に係る企画調査員の決定	・41名決定
6月8日(月)	第2回常任幹事会	・まちづくり市民アンケート(一次集計)について
6月12日(金)	第1回天童市まちづくり市民会議	〈全体会〉 ・委嘱状交付 ・総合計画の策定及びスケジュールについて ・市民会議の進め方について ・まちづくり市民アンケート(一次集計)について 〈分科会〉 ・リーダー、サブリーダーの選出 〈リーダー会〉 ・会長、副会長の選出
6月30日(火)	第2回幹事会	・まちづくり市民アンケート(一次集計)について
7月1日(水) 2日(木)	第2回天童市まちづくり市民会議分科会	・まちづくりの現状と課題について
7月13日(月)	第1回天童市振興審議会	・委嘱状交付 ・まちづくり市民アンケートの集計結果について ・総合計画の骨子について ・第六次天童市総合計画の諮問

月 日	会 議 等 名	内 容
7月13日(月)	第3回常任幹事会	・まちづくり市民アンケートの集計結果について
7月24日(金)	第1回企画調査員会	〈全体会〉 ・総合計画の基本的な考え方について ・策定スケジュールについて 〈分科会〉 ・基本計画の基本方針と施策の分析について
7月28日(火)	第3回天童市まちづくり市民会議分科会	・まちづくりの課題に対する取組について
8月20日(木) 21日(金)	第2回企画調査員会分科会	・第五次総合計画後期基本計画プロジェクトの点検について ・まちづくり市民会議の提案事項について ・総合計画の体系について ・基本計画の指標及び主な事業について
8月27日(木)	第4回天童市まちづくり市民会議分科会	・取組の重要度等について
9月16日(水)	第5回天童市まちづくり市民会議分科会	・取組の優先度について
9月17日(木)	第4回常任幹事会	・基本構想素案について
10月 2日(金)	第5回常任幹事会	・基本構想素案について
10月 6日(火)	第3回幹事会	・基本構想素案について
10月 7日(水)	第2回天童市まちづくり市民会議全体会	・各分科会の検討内容の発表 ・市長への提言書の提出
10月19日(月)	第6回常任幹事会	・基本構想案について
10月23日(金)	第2回天童市振興審議会	・基本構想案について
10月30日(金)	第7回常任幹事会	・基本構想案について
11月 5日(木)	市議会総務教育常任委員会	・基本構想案について
11月11日(水)	第3回天童市振興審議会	・基本構想の答申 ・基本計画素案について
11月12日(木) 13日(金) 16日(月)	第3回企画調査員会分科会	・各種会議からの意見、提言等について
11月19日(木)	第4回幹事会	・基本計画素案について ・全体体系について

月 日	会 議 等 名	内 容
11月24日(火)	第8回常任幹事会	・基本計画素案について
12月11日(金) 14日(月) 15日(火)	第4回企画調査員会分科会	・基本計画案について
12月15日(火)	市議会にて基本構想議決	
12月25日(金)	第5回幹事会	・基本計画案について
平成22年		
1月12日(火)	第9回常任幹事会	・基本計画案について ・未来創造重点プロジェクト案について
1月13日(水)	第6回幹事会	・基本計画案について ・未来創造重点プロジェクト案について
1月19日(火)	第10回常任幹事会	・基本計画案について ・未来創造重点プロジェクト案について
	第7回幹事会	・基本計画案について ・未来創造重点プロジェクト案について
1月29日(金)	第4回天童市振興審議会	・基本計画案について ・未来創造重点プロジェクト案について
2月 2日(火)	市議会総務教育常任委員会	・基本計画案について ・未来創造重点プロジェクト案について
2月17日(水)	第5回天童市振興審議会	・基本計画の答申
2月18日(木)	基本計画策定	



# 計 画 策定体制



## 天童市振興審議会委員

(敬称略)

議席	氏名	役職等名	備考
1	沼澤政辰	天童市教育委員会委員長	第1号委員
2	堀越重助	天童市農業委員会農業振興常任委員長	第1号委員
3	結城齊	天童市農業協同組合代表理事組合長	第2号委員
4	伊藤彰	天童温泉協同組合理事長	第2号委員
5	加藤昌宏	天童商工会議所副会頭	第2号委員
6	工藤貞雄	天童市民生児童委員連絡協議会会長	第3号委員
7	宮脇法親	天童市東村山郡医師会議長	第3号委員
8	結城武則	天童市体育協会会長	第3号委員
9	辻輝彦	天童市文化団体協議会副会長	第3号委員
10	篠原みゑ子	国際ソロプチミスト天童セクレタリー	第3号委員
11	近野和弘	天童市連合青壮年会会長	第3号委員
12	五十嵐雪子	天童市連合婦人会会長	第3号委員
13	多田静江	天童地区交通安全協会会長	第3号委員
14	工藤一幸	社団法人天童青年会議所教育青少年委員会委員長	第3号委員
15	齋藤浩一	天童市公民館連絡協議会会長	第3号委員、会長

第1号委員 市の行政委員会の委員

第2号委員 公共的団体等を代表する者

第3号委員 知識経験を有する者



# 天童市まちづくり市民会議委員

(敬称略、分科会・五十音順)

議席	氏名	役職等名	備考
健康と福祉の まちづくり 分科会	岡村 美由紀	天童市学童保育連絡協議会	
	加藤 由紀子	NPO法人ふれあい天童	分科会リーダー
	後藤 栄	公募	
	今野 正雄	天童市老人クラブ連合会	
	菅原 勝美	長岡地域社会福祉協議会	
	鈴木 明美	社会福祉法人天童福祉厚生会	
	高橋 和子	天童市手をつなぐ育成会	
	高橋 治男	天童市幼児教育連絡協議会	
	保科 敏行	天童市身体障がい者福祉協会	
	茂木 裕子	公募	
	渡邊 勝徳	社会福祉法人天童市社会福祉協議会	分科会サブリーダー
観光と産業の まちづくり 分科会	伊藤 規雄	社団法人天童青年会議所	
	押野 義博	公募	
	後藤 久一	公募	
	櫻井 了	蔵増地域づくり委員会	
	佐藤 伸一	公募	
	須藤 長之	公募	
	高橋 正男	公募	
	武田 仁	天童市認定農業者協議会・天童市農業士会	分科会リーダー
	名和 和幸	公募	
	林 浩二	天童商工会議所青年部	分科会サブリーダー
	古瀬 正勝	公募	
	茂木 孝雄	公募	
	矢萩 義一	公募	
	山口 淳	公募	

議席	氏名	役職等名	備考
都市と環境の まちづくり 分科会	伊藤 洋市	社団法人山形県建築士会天童支部	
	押野 達男	公募	
	佐々木 賢一	公募	
	佐藤 信孝	公募	
	柴山 修平	公募	
	仲野 隆一	公募	
	野川 勝弘	天童市危険物安全協会	
	長谷山 裕	公募	
	林 隼之介	公募	分科会サブリーダー
	松田 孝	天童市自主防災会連絡協議会	
	森川 清志	天童市環境衛生組合連合会	
	山口 賢一	公募	全体会会長、分科会リーダー
教育と文化・ スポーツの まちづくり 分科会	秋葉 奈津子	公募	
	太田 新栄	天童市PTA連合会	
	岡崎 友美	公募	
	國井 勝俊	天童市子ども会育成会連合会	
	小林 将隆	公募	
	佐藤 泰子	天童市婦人団体連絡協議会	
	清水 惣一	公募	全体会副会長、分科会サブリーダー
	鈴木 謙二	公募	
	本間 聖子	天童市若妻会連絡協議会	
	村山 秋一	山口地域づくり委員会	分科会リーダー
	森谷 忠美	天童市青少年指導センター指導委員会	



## 事務局（策定委員会）

### 事務局長

鈴木周宏（副市長）

### 常任幹事

水戸部知之（教育長）

國井研一（総務部長）

武田正明（市民部長）

安喰邦男（経済部長）

瀧口廣（建設部長）

阿部邦敏（病院事務局長）

伊藤正雄（消防長）

山口孝（教育次長）

森川敏雄（議会事務局長）

### 幹事

後藤秀一（総務部総務課長）

小林政俊（総務部財政課長）

新関茂（総務部市長公室長）

飯田豊（総務部税務課長）

武田淳（総務部納税課長）

柏谷忍（市民部社会福祉課長）

武田忍（市民部健康課長）

西澤仁（市民部子育て支援課長）

青柳孝（市民部市民課長）

佐野啓子（市民部生活環境課長）

高橋秀司（市民部文化スポーツ課長）

村山利男（経済部農林課長）

今野滋（経済部観光物産課長）

加藤正美（経済部商工振興課長）

原田利三（経済部工業団地整備室長）

阿部英弥（建設部建設課長）

五十嵐秀雄（建設部都市計画課長）

早川祐司（建設部下水道課長）

高橋秀一（病院事務局主幹）

土屋信（会計管理者）

茂木健一（水道事業所長）

荒澤三滋（消防本部消防課長）

松田和雄（教育委員会教育総務課主幹）

五十嵐慶一（教育委員会学校給食センター所長）

酒井智子（教育委員会学校教育課長）

酒井孝二（教育委員会生涯学習課長）

三瓶昭弘（監査委員事務局長）

松田実（農業委員会事務局長）

野口忠司（議会事務局主幹）

## 企画調査員

### 【健康と福祉のまちづくり分科会】

青柳 利恵（総務部税務課管理諸税係主査）  
 元木 美智子（市民部社会福祉課主幹）  
 瀬野 恒二（市民部健康課副主幹）  
 尾形 美恵子（市民部子育て支援課保健指導専門員）  
 結城 義彦（市民部子育て支援課課長補佐）  
 奥山 泰美（病院診療放射線主査）  
 高麗邊 貞市（消防本部消防課副主幹）  
 加藤 博之（議会事務局調査係主査）

### 【教育と文化・スポーツのまちづくり分科会】

熊澤 輝（総務部総務課行政係主査）  
 鈴木 勝幸（総務部納税課納税係主査）  
 高橋 朋美（市民部健康課市民健康係保健師主査）  
 高橋 正義（市民部文化スポーツ課課長補佐）  
 秋保 栄（教育委員会教育総務課技術補佐）  
 安喰 孝雄（教育委員会学校給食センター副主幹）  
 江川 久美子（教育委員会学校教育課指導係長）  
 國井 重則（教育委員会生涯学習課副主幹）

### 【観光と産業のまちづくり分科会】

佐藤 雅（経済部農林課副主幹）  
 長瀬 吉徳（経済部観光物産課副主幹）  
 秋葉 亮一（経済部商工振興課副主幹）  
 今野 芳（経済部工業団地整備室副主幹）  
 高橋 美智子（建設部都市計画課都市整備係主査）  
 伊藤 智賀子（病院事務局副主幹）  
 明石 淳一（会計課審査係主査）  
 赤塚 智幸（農業委員会事務局主査）

### 【協働と参画のまちづくり分科会】

堀越 初美（総務部総務課職員係主査）  
 秋保 泰志（総務部財政課財政係主査）  
 村山 裕二（総務部税務課副主幹）  
 早坂 康雄（市民部市民課副主幹）  
 長谷川 義昭（市民部文化スポーツ課課長補佐）  
 佐藤 正義（経済部農林課副主幹）  
 星野 克之（教育委員会生涯学習課副主幹）  
 横倉 ひとみ（監査委員事務局主査）

### 【都市と環境のまちづくり分科会】

阿彦 里美（市民部社会福祉課介護係保健師主査）  
 細谷 康夫（市民部生活環境課課長補佐）  
 東海林 宏行（建設部建設課課長補佐）  
 酒井 文喜（建設部建設課改良係主査）  
 森谷 倫祥（建設部都市計画課課長補佐）  
 今野 孝一（建設部下水道課課長補佐）  
 日野 耕一（水道事業所所長補佐）  
 工藤 仁（消防本部消防課課長補佐）  
 伊藤 裕子（選挙管理委員会事務局副主幹）

### 書記：総務部市長公室

新関 茂（室長）  
 大木 真（室長補佐）  
 松浦 和人（副主幹）  
 結城 洋史（政策企画係主査）  
 武田 芳仁（政策企画係主査）  
 押野 一貴（政策企画係主査）  
 阿部 裕美子（政策企画係主査）





## ❖天童市市民憲章❖

わたくしたちは、躍進する天童市の市民です。  
すすんで力をあわせ、愛する郷土の未来をひらきます。

### 美しいまちをつくりましょう

自然を愛します。  
まわりをきれいにします。  
公共物を大切にします。

### 明るいまちをつくりましょう

スポーツに親しみます。  
公衆衛生を重んじます。  
安全にらせるようにします。

### あたたかいまちをつくりましょう

生涯教育をすすめ、教養を高めます。  
伝統を育て、文化財を大切にします。  
親切の輪をひろげ、あたたかく人に接します。

### 豊かなまちをつくりましょう

仕事に生きがいを求めます。  
よく考えて働きます。  
たがいに仕事を理解しあいます。

### 住みよいまちをつくりましょう

すすんでまちづくりに参加します。  
きまりを正しく守ります。  
たがいに助けあい、仲間づくりをすすめます。



# 第六次天童市総合計画

---

発行 平成22年3月

編集・発行 **天童市 総務部 市長公室**  
天童市老野森一丁目1番1号  
電話 (023) 654-1111

---



